

業務委託契約書

22002972

1 委託業務名	吹田市立保育所等建築物及び建築設備定期点検業務														
2 場所	山田保育園他12か所														
3 履行期間	令和 4年 6月 6日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	2	1	4	5	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	9	5	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項															

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 6月 6日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府大阪市北区万歳町4番12号
株式会社 施設工学研究所
代表取締役 吉住 則明

①

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、

発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる

とき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- (違約金等の控除)
- 第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。
- (秘密の保持)
- 第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。
- (従業員研修)
- 第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。
- (補 則)
- 第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立保育所等建築物及び建築設備定期点検業務仕様書

1 業務名

吹田市立保育所等建築物及び建築設備定期点検業務

2 業務の場所

別紙「点検施設等一覧表」のとおり

3 業務の内容

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）12 条第 2 項等に基づく定期点検に係る調査及び報告業務等

4 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

5 点検の種別及び方法

建築点検 建築基準法第 12 条第 2 項に基づく建築点検

設備点検 建築基準法第 12 条第 4 項に基づく設備点検（昇降機を除く）

※ 点検対象は敷地、建物外部及び建物内部等の全てとする。

※ 各施設において行うべき点検は「点検施設等一覧表」のとおり。

6 点検者の資格

点検者は、各点検において必要な次のいずれかの資格を有する者とする

一級建築士（すべての点検業務が可）

二級建築士（すべての点検業務が可）

特定建築物等調査員資格者（建築物の敷地及び構造の点検に必要）

建築設備検査員資格者（昇降機以外の建築設備の点検に必要）

※ 点検の実施に先立ち氏名、生年月日、経歴書及び点検に関する資格を証明するものについて書面をもって通知すること。

7 提出書類

(1) 建築点検結果報告書（2 部作成すること）

ア 建築物定期点検報告書 (別紙様式 1) (Excel データ)

イ 建築物定期点検結果書 (別紙様式 2) (Excel データ)

ウ 定期点検報告概要書（建築物） (別紙様式 3) (Excel データ)

エ 点検結果表-1~3 (別紙様式 4) (Excel データ)

オ 点検結果表特記事項 (別紙様式 5) (Excel データ)

カ 点検結果表（既存不適格）特記事項 (別紙様式 6) (Excel データ)

キ 定期点検図及び定期点検記録図 (JWW 形式)

配置図 S : 1/1000 程度

各階平面図（各棟毎） S : 1/400 程度

各棟立面図（各面） S：1/400 程度

※ 定期点検図の作図は、CAD とする。

※ 写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること。

ク 点検記録写真 (別紙様式 8) (Excel データ)

※ 定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること。

※ エ～クは棟毎に作成すること。

(2) 設備点検結果報告書（2部作成すること）

ア 建築設備定期点検報告書 (別紙様式 A) (Excel データ)

イ 定期点検報告概要書（建築設備） (別紙様式 B) (Excel データ)

ウ 点検結果表－1～8 (別紙様式 C-1～8) (Excel データ)

エ 点検結果表特記事項 (別紙様式 5) (Excel データ)

オ 点検結果表（既存不適格）特記事項 (別紙様式 6) (Excel データ)

カ 法第 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）換気状況評価表 (別表 1) (Excel データ)

※ 中央管理方式の空気調和設備の調査は夏季・冬季等の負荷の大きな日を設定すること。

キ 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表

(別表 2) (Excel データ)

ク 排煙風量測定記録表 (別表 3－1) (Excel データ)

ケ 排煙風量測定記録表 給気式（特殊な構造の排煙設備）

(別表 3－2) (Excel データ)

コ 排煙風量測定記録表 加圧式（加圧防排煙設備）

(別表 3－3) (Excel データ)

サ 非常用の照明装置の照度測定表 (別表 4) (Excel データ)

シ 定期点検図及び定期点検記録図 (JWW 形式)

配置図 敷地内の各設備がある場所の記入

各階平面図（各棟毎） S：1/100 以上

換気設備及び排煙設備のダクト及び防火ダンパー等の位置、非常用の照明装置の位置、給水設備及び排水設備の位置を記入すること。

系統図 系統図を作成し、防火ダンパー等を記入すること。

※ 定期点検図の作図は、CAD とする。

※ 写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること。

ス 点検記録写真 (別紙様式 8) (Excel データ)

※ 定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること。

※ ウ～スは点検施設に該当設備があるものに限る。

(3) 改善計画書（1部作成すること）

ア 改善計画書 (別紙様式①) (Excel データ)

イ 棟別要改善事項一覧表 (別紙様式②) (Excel データ)

ウ 図面 (JWW 形式)

配置図	S : 1/1000 程度
各棟平面図（各棟毎）	S : 1/400 程度
各棟立面図（各面）	S : 1/400 程度

※ 改善が必要な箇所に状況・改善方法・写真番号を落とし込むこと。

エ 写真 (別紙様式③) (Excel データ)

※ 改善計画図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること。また、改善方法も記入しておくこと。

※ 図面はA 3で作成し、その他はA 4で作成のこと。

※ 図面ファイル1つにつき1図面とする。複数の図面を入れないこと。

※ 上記内容のデータをCD又はDVDでも提出すること。

※ 建築点検報告書・設備点検報告書・改善計画書・施設点検報告書をチューブファイルにまとめること。

8 留意事項

- (1) 業務実施に当たっては、関係者と協議し、事故等が生じないよう十分な安全対策を講ずること。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 業務の実施にあたっては、既存設備または他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復すること。
- (4) 業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (5) 本書に定めのない事項については施設管理担当者と協議し、その指示に従うとともに議事録を作成して提出すること。
- (6) 本業務で知り得た事項及び関連資料を当該業務に関するもの以外に漏洩してはならない。
- (7) 著作権、特許権その他の第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関してはその費用負担及び使用交渉の一切を受注者が行う。
- (8) 点検の実施に関しては、施設管理担当者が立ち会うことがある。また、受注者側から施設管理担当者に立ち会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。
- (9) 調査に当たっては、施設管理担当者と協議の上行うこと。
- (10) 点検結果については、施設管理担当者等に十分な説明を行うこと。
- (11) その他疑義が生じた場合には、速やかに施設管理担当者等と協議すること。

9 仕様書等についての質問先

吹田市児童部保育幼稚園室 総務グループ 施設管理・園務改善担当 (06-6834-1541)

別紙 点検施設等一覧表

番号	施設名	場所	最も古い施設の 建築年度	延べ面積 ※併設施設 面積除く	主たる 構造	最 階 高 数	建築物点検	建築設備点検					
								換気設備		排煙設備	非常用の 照明装置	給排水設備	防火設備
								居室・一般調 理室等	中央管理方式の 空調設備				
1	南千里保育園	吹田市桃山台1丁目4-1	1969	1403.23	鉄筋コンクリート造	2	—	有	—	—	—	有	—
2	ことぶき保育園	吹田市岸部中2丁目2-1	1969	1153.82	鉄筋コンクリート造	2	—	有	—	—	有	有	—
3	垂水保育園	吹田市垂水町1丁目6-9	1975	882.38	鉄筋コンクリート造	2	—	有	—	—	有	有	—
4	吹一保育園	吹田市内本町1丁目23-28	1975	865.00	鉄筋コンクリート造	2	—	有	—	—	有	有	—
5	山田保育園	吹田市山田市場19-9	1969	693.92	鉄筋コンクリート造	1	有	有	—	—	—	有	—
6	岸部保育園	吹田市岸部北2丁目2-2	1972	986.65	鉄筋コンクリート造	2	有	有	—	—	—	有	—
7	千里山保育園※	吹田市千里山東2丁目19-22	1972	756.50	鉄筋コンクリート造	2	有	有	—	—	—	有	—
8	東保育園	吹田市南正雀4丁目1-1	1973	974.43	鉄筋コンクリート造	2	有	有	-	-	有	有	—
9	吹六保育園	吹田市南清和園町40-31	1978	864.57	鉄筋コンクリート造	2	有	有	-	-	有	有	—
10	片山保育園	吹田市出口町32-1	1979	888.12	鉄筋コンクリート造	2	有	有	-	-	有	有	—
11	千三保育園	吹田市千里山西1丁目12-1	1979	943.21	鉄筋コンクリート造	2	有	有	-	-	有	有	—
12	山三保育園	吹田市山田西1丁目27-15	1983	977.97	鉄筋コンクリート造	2	有	有	-	-	有	有	—
13	いずみ保育園・いずみ小規模園	吹田市泉町2丁目11-43	1967	1480.65	鉄筋コンクリート造	2	有	有	-	-	有	有	—

※ 併設施設(延べ面積)・・・千二地区高齢者いこいの間(38.00㎡)、千二地区公民館(456.00㎡)

建築物定期点検報告書

令和 年 月 日

吹田市長 あて

点検者 所属名称

代表者名 ⑩

点検者氏名 ⑩

資格・番号

下記建築物について、定期点検した結果は別紙のとおりです。

記

業務名			
施設	1	名称	
		所在地	
	2	名称	
		所在地	
	3	名称	
		所在地	
	4	名称	
		所在地	
	5	名称	
		所在地	
	6	名称	
		所在地	
	7	名称	
		所在地	
業務期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

建築物定期点検結果書

施設	名称				
	所在地				
指摘事項			指摘内容		指摘内容及び改善内容
			不適合有	要注意有	
1	敷地の調査状況について	<input type="checkbox"/> 地盤			
		<input type="checkbox"/> 擁壁			
		<input type="checkbox"/> その他()			
2	一般構造の調査状況について	<input type="checkbox"/> 採光			
		<input type="checkbox"/> 換気設備の設置			
		<input type="checkbox"/> その他()			
3	構造強度の調査状況について	<input type="checkbox"/> 構造部材の耐久			
		<input type="checkbox"/> 土台及び基礎			
		<input type="checkbox"/> 屋根葺き材等の緊結			
		<input type="checkbox"/> その他の構造耐力上 主要な部分の構造強度			
		<input type="checkbox"/> その他()			
4	耐火構造等の調査状況について	<input type="checkbox"/> 耐火構造			
		<input type="checkbox"/> 防火設備			
		<input type="checkbox"/> 防火区画			
		<input type="checkbox"/> その他()			
5	避難施設等の調査状況について	<input type="checkbox"/> 戸、屋外への出口等			
		<input type="checkbox"/> 廊下、バルコニー、 屋外広場等			
		<input type="checkbox"/> 階段			
		<input type="checkbox"/> 排煙設備の設置			
		<input type="checkbox"/> 非常用照明装置の設備			
		<input type="checkbox"/> 非常用の進入口			
		<input type="checkbox"/> 敷地内の通路			
		<input type="checkbox"/> 非常用の昇降機の設置			
		<input type="checkbox"/> その他()			
6	その他の設備等の調査状況について	<input type="checkbox"/> 給水・排水配管の状況			
		<input type="checkbox"/> 受水槽の状況			
		<input type="checkbox"/> 高架水槽の状況			
		<input type="checkbox"/> その他()			

定期点検報告概要書(建築物)

調査等の概要

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 スイタシ
【ロ. 氏名】 吹田市
【ハ. 郵便番号】 564-8550
【ニ. 住所】 吹田市泉町1丁目3番40号

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 スイタシジドウブホイクヨウチエンシツ
【ロ. 氏名】 吹田市児童部保育幼稚園室
【ハ. 郵便番号】 564-8550
【ニ. 住所】 吹田市泉町1丁目3番40号

【3. 点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 ()建築士 ()登録 第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を完了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 ()建築士事務所 ()知事登録 第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】 ()建築士 ()登録 第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を完了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 ()建築士事務所 ()知事登録 第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

【4. 点検対象建築物】

【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】

【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 有(令和 年 月に改善予定) 無
【ニ. その他特記事項】

【6. 点検の状況】

【イ. 今回の調査】 令和 年 月 日実施
【ロ. 前回の調査】 実施 (令和 年 月 日報告) 未実施 対象外

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域】 防火地域 準防火地域
 その他() 指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 鉄骨造 その他()

【ロ. 階数】 地上 階 地下 階
【ハ. 敷地面積】 m²
【ホ. 延べ面積】 m²

点検結果表-1

(様式 4)

(点検施設名)		
当該点検に 関与した点 検者		氏 名
	代表となる点検者	
	その他の点検者	

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無	関係法令	
		指摘なし	要是正 既 存 不適格	経過観察			
1 敷地及び地盤							
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				法第19条第2項	
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				法第19条第1項、第3項	
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況				令第127条, 128条, 128条の2	
(4)		有効幅員の確保の状況				令第128条, 128条の2	
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				令第127条, 128条, 128条の2	
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				令第61条、令第62条の8	
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				法第19条第4項, 令第142条	
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
2 建築物の外部							
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				令第38条	
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台 (木造に限る。)	土台の沈下等の状況				令第42条	
(4)		土台の劣化及び損傷の状況					
(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況			法第23条, 法第24条, 法第25条, 法第64条, 令第109条	
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			令第49条	
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			令第39条, 令第57条	
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			令第39条, 令第62条の6, 令第62条の7	
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			令第64条, 令第66条		
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			令第39条, 令第79条, 令第79条の3		
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況			令第39条	
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)			金属系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況				
(14)		コンクリート系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況					
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				令第39条	
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況				令第39条, S46告示第109号	
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				令第39条
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況					
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況				令第39条	
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝 (ドレーンを含む。) の劣化及び損傷の状況					
(6)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の防火対策の状況				法第22条, 63条, 84条の2, 令第107条, 107条の2, 108条, 108条の3, 109条の3, 109条の5, 136条の9, 136条の10	
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況				令第39条第1項	
(8)	機器及び工作物 (冷却等設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				令第129条の2の4	
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
4 建築物の内部							
(1)	防火区画	令第112条第9項に規定する区画の状況				令第112条第9項	
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況				令第112条第1項～第9項	
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況				令第112条第12項, 第13項	
(4)		防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況				令第112条第10項, 第11項
(5)			令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				

点検結果表-2

(様式 4)

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無	関係法令	
		指摘なし	要是正 既 存 不適格	経過観察			
(6)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				令第49条	
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				令第39条, 令第57条	
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				令第39条, 令第62条の6, 令第62条の7	
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				令第64条, 令第66条	
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				令第39条, 令第79条, 令第79条の3	
(11)		一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				令第112条, 令第115条の2の2
(12)			部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				法第27条, 令第107条, 令第107条の2, 令第108条の3
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				令第112条第15項, 第16項, 令第129条の2の5, H12告示1376号, H12告示1422号
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況				令第114条
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				法第35条の2, 令第112条, 令第128条の3の2～129条, H12告示1439号
(17)	床	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				令第49条	
(18)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				令第64条, 令第66条	
(19)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				令第39条, 令第79条, 令第79条の3	
(20)		一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				令第112条, 令第115条2の2
(21)			部材の劣化及び損傷の状況				
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				令第112条第15項, 第16項, 令第129条の2の5
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			法第35条の2, 令第112条, 令第128条の3の2～129条, H12告示1439号	
(24)		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況				令第39条	
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				令第39条
(26)	防火設備（防火扉、シャッターその他これらに類するものに限る。）	区画に対応した防火設備の設置の状況				令第112条, S48告2563号, S48告2564号	
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況					
(28)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況					
(29)		防火戸の開放方向				令第123条	
(30)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という）の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(31)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況				令第112条, S48告2563号, H12告1369号	
(32)	常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況						
(33)	常閉防火扉の固定の状況						
(34)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				令第39条	
(35)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況					
(36)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況				法第28条第1項, 法第19条第1項, 令第20条	
(37)		採光の妨げとなる物品の放置の状況					
(38)		換気のための開口部の面積の確保の状況				法第28条第2項, 3項, 令第20条の2, 令第20条の3, 令第129条の2の6	
(39)		換気設備の設置の状況					
(40)		換気設備の作動の状況					
(41)	換気妨げとなる物品の放置の状況						
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況				法第28条の2, H18告1172号	
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況				法第28条の2	
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況					
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					

点検結果表-3

(様式 4)

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無	関係法令	
		指摘なし	要是正 既 存 不適格	経過観察			
5	避難施設等						
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				令第120条, 121条, 122条	
(2)	廊下	幅の確保の状況				令第119条	
(3)		物品の放置の状況					
(4)	出入口	出入口の確保の状況				令第118条, 124条, 125条, 125条の9	
(5)		物品の放置の状況					
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況				令第126条	
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況				令第121条	
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況					
(9)		物品の放置の状況					
(10)		避難器具の操作性の確保の状況					
(11)	階段	直通階段の設置の状況				令第120条, 121条, 122条, 123条, 124条	
(12)		幅の確保の状況				令第23条, 24条, 124条	
(13)		手すりの設置の状況				令第25条	
(14)		物品の放置の状況					
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況					
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況				令第123条
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				令第121条の2, 令第123条第2項
(18)			開放性の確保の状況				
(19)		特別避難階段	令第123条第3項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況				令第122条, 令第123条
(20)			階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況				S44告示1728号
(21)	付室等の排煙設備の作動の状況						
(22)	付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況						
(23)	物品の放置の状況						
(24)	排煙設備等	防煙区画の設置の状況				令第126条の3	
(25)		防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況				
(26)			可動式防煙壁の作動の状況				
(27)	排煙設備	排煙設備の設置の状況				令第126条の2, 126条の3, H12告示1436, 1441, 1442, 1437	
(28)		排煙設備の作動の状況					
(29)		排煙口の維持保全の状況					
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況			令第126条の6, 126条の7	
(31)		非常用の進入口等の維持保全の状況					
(32)		非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況				法第34条第2項, 令第129条の13の3, S45告示1833号
(33)			昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況				
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況				
(35)			乗降ロビー等の付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(36)			物品の放置の状況				
(37)		非常用エレベーターの作動の状況					令第129条の13の3
(38)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況				令第126条の4, 126条の5
(39)			非常用の照明装置の作動の状況				
(40)	照明の妨げとなる物品の放置の状況						
6	その他						
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況			H14告示666号	
(2)		膜張力及びケーブル張力の状況					
(3)	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				H12告示2009号	
(4)		上部構造の可動の状況					
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				法第33条, 令第129条の14, 129条の15	
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況			令第115条, 139条, 令第129条の2の4	
(7)		付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				令第139条
(9)		付帯金物の劣化及び損傷の状況				法第88条, 令第138条, 139条	

点検記録写真

部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	

建 築 設 備 定 期 点 検 報 告 書

令和 年 月 日

吹田市長 あて

点検者 所属名称

代表者名 ㊟

点検者氏名 ㊟

資格・番号

下記建築物の建築設備について、定期点検した結果は別紙のとおりです。

記

業 務 名									
施 設	1	名 称							
		所 在 地							
	2	名 称							
		所 在 地							
	3	名 称							
		所 在 地							
	4	名 称							
		所 在 地							
	5	名 称							
		所 在 地							
	6	名 称							
		所 在 地							
	7	名 称							
		所 在 地							
業務期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

定期点検報告概要書(建築設備)

調査等の概要

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 スイタシ
 【ロ. 氏名】 吹田市
 【ハ. 郵便番号】 564-8550
 【ニ. 住所】 吹田市泉町1丁目3番40号

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 スイタシジドウブホイクヨウチエンシツ
 【ロ. 氏名】 吹田市児童部保育幼稚園室
 【ハ. 郵便番号】 564-8550
 【ニ. 住所】 吹田市泉町1丁目3番40号

【3. 点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 ()建築士 ()登録 第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録調査資格者講習を完了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

()建築士事務所 ()知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】 ()建築士 ()登録 第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録調査資格者講習を完了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

()建築士事務所 ()知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 点検対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有(令和 年 月に改善予定) 無

【ニ. その他特記事項】

【6. 点検の状況】

【イ. 今回の調査】 令和 年 月 日実施

【ロ. 前回の調査】 実施(令和 年 月 日報告) 未実施 対象外

建築設備の状況等

【1. 換気設備の概要】

- 【イ. 無窓居室】 自然換気設備(系統 室) 機械換気設備(系統 室)
中央管理方式の空気調和設備(系統 室)
その他(系統 室)
- 【ロ. 火気使用室】 自然換気設備(系統 室) 機械換気設備(系統 室)
その他(系統 室) 無
- 【ハ. 居室等】 自然換気設備(系統 室) 機械換気設備(系統 室)
中央管理方式の空気調和設備(系統 室)
その他(系統 室)
- 【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】 個別パッケージ 全空気 ヒートポンプ
ファンコイルユニット併用 その他()
- 【ホ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【2. 排煙設備の概要】

- 【イ. 避難安全検証法等の適用】 階避難安全検証法(階) 全館避難安全検証法
その他()
- 【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】
吸引式(区画) 給気式(区画) 加圧式(区画) 無
- 【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】
吸引式(区画) 給気式(区画) 加圧式(区画) 無
- 【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】
吸引式(区画) 給気式(区画) 加圧式(区画) 無
- 【ホ. 居室等】吸引式(区画) 給気式(区画) 加圧式(区画) 無
- 【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン 無

【3. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯(灯) 蛍光灯(灯) その他(灯)
- 【ロ. 予備電源】 蓄電池(内蔵型)(居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池(別置型)(居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
自家用発電装置(居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池(別置形)・自家用発電装置併用(居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

【4. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク(基 m³) 貯水タンク(基 m³)
その他()
- 【ロ. 排水設備】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
排水再生利用配管設備 その他()
- 【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無
- 【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式
- 【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
その他()

点検結果表－1
(換気設備)

(様式 C－1)

(点検施設名)	
当該点検に関与した点検者	氏 名

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無		
		指摘なし	要是正 既 存 不適格	経過観察			
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）						
(1)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に解放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況					
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況					
(3)		各室の給気口及び排気口の設置位置					
(4)		各室の給気口及び排気口の取付けの状況					
(5)		風道の取付けの状況					
(6)		風道の材質					
(7)		給気機又は排気機の設置の状況					
(8)		換気扇による換気の状況					
(9)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各系統の換気量					
(10)		各室の換気量					
(11)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況					
(13)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況					
(14)		空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の運転の状況				
(15)		空気ろ過器の点検口					
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離					
(17)		空気調和設備の性能	各室の温度				
(18)	各室の相対湿度						
(19)	各室の浮遊粉じん量						
(20)	各室の一酸化炭素含有率						
(21)	各室の二酸化炭素含有率						
(22)		各室の気流					

点検結果表－2
(換気設備)

(様式 C-2)

番号	調査項目	点検結果				特記事項の有無
		指摘なし	要是正		経過観察	
			既	存 不適格		
2	換気設備を設けるべき調理室等					
(1)	排気筒、排気フード及び煙突の材質					
(2)	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況					
(3)	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ					
(4)	自然換気設備及び機械換気設備 給気口、排気口及び排気フードの位置					
(5)	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況					
(6)	排気筒及び煙突の断熱の状況					
(7)	排気筒及び煙突と可燃物、電線等との隔離距離					
(8)	煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況					
(9)	自然換気設備 煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）					
(10)	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況					
(11)	機械換気設備 換気扇による換気の状況					
(12)	給気機又は排気機の設置の状況					
(13)	機械換気設備の換気量					
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等					
(1)	防火ダンパーの設置の状況					
(2)	防火ダンパーの取付けの状況					
(3)	防火ダンパーの作動の状況					
(4)	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(5)	防火ダンパー等の 防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					
(6)	防火ダンパーの温度ヒューズ					
(7)	壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況					
(8)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置					
(9)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況					

点検結果表－3
(排煙設備)

(様式 C-3)

(点検施設名)	
当該点検に関与した点検者	氏 名

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無
		指摘なし	要是正 既 存 不適格	経過観察	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等				
(1)	排煙機の 外観	排煙機の設置の状況			
(2)		排煙風道との接続の状況			
(3)		煙排出口の設置の状況			
(4)		煙排出口の周囲の状況			
(5)		屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況			
(6)	排煙機の 性能	排煙口の開放との連動起動の状況			
(7)		作動の状況			
(8)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況			
(9)		排煙機の排煙風量			
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(11)	機械排煙設備の 排煙口の外観	排煙口の位置			
(12)		排煙口の周囲の状況			
(13)		排煙口の取付けの状況			
(14)		手動開放装置の設置の状況			
(15)		手動開放装置の操作方法の表示の状況			
(16)	機械排煙設備の 排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況			
(17)		排煙口の開放の状況			
(18)		排煙口の排煙風量			
(19)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(20)		煙感知器による作動の状況			
(21)	機械排煙設備の 排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(22)		排煙風道の取付けの状況			
(23)		排煙風道の材質			
(24)		防煙壁の貫通措置の状況			
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況			
(26)	排煙風道 防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況			
(27)		防火ダンパーの作動の状況			
(28)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況			
(29)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無			
(30)		防火ダンパーの温度ヒューズ			
(31)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況			

点検結果表－４
(排煙設備)

(様式 C－４)

番号	調査項目		点検結果			特記事項の有無
			指摘なし	要是正		
				既	存	
		不適格				
(32)	特殊な構造の排煙設備	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(33)		排煙口及び給気口の周囲の状況				
(34)		排煙口及び給気口の取付けの状況				
(35)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	手動開放装置の設置の状況				
(36)		手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(37)		排煙口の排煙風量				
(38)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(39)		煙感知器による作動の状況				
(40)		給気風道の劣化及び損傷の状況				
(41)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の材質				
(42)		給気風道の取付けの状況				
(43)		防煙壁の貫通措置の状況				
(44)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	給気送風機の設置の状況				
(45)		給気風道との接続の状況				
(46)		排煙口の開放と連動起動の状況				
(47)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	作動の状況				
(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(49)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(50)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(51)		吸込口の周囲の状況				
(52)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー					
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2)		給気口の周囲の状況				
(3)	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(4)		排煙風道の取付けの状況				
(5)		排煙風道の材質				
(6)	給気口の性能	給気口の周囲の状況				
(7)		給気口の取付けの状況				
(8)		給気口の手動開放装置の設置の状況				
(9)	給気口の性能	給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(10)		給気口の手動開放装置による開放の状況				
(11)		給気口の開放の状況				
(12)	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(13)		給気風道の取付けの状況				
(14)		給気風道の材質				
(15)	給気送風機の性能	給気送風機の設置の状況				
(16)		給気風道との接続の状況				
(17)		給気口の開放と連動起動の状況				
(18)	給気送風機の性能	給気送風機の作動の状況				

点検結果表－5
(排煙設備)

(様式 C－5)

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無			
		指摘なし	要是正	経過観察				
						既 存 不適格		
(19)	給気送風機の性能	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況						
(20)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況						
(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置					
(22)	吸込口の周囲の状況							
(23)	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況							
(24)	加圧防排煙設備	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速					
(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置					
(26)			空気逃し口の周囲の状況					
(27)			空気逃し口の取付けの状況					
(28)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況					
(29)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置					
(30)			圧力調整装置の周囲の状況					
(31)			圧力調整装置の取付けの状況					
(32)			圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況				
3		令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況						
(2)		手動降下装置による連動の状況						
(3)		煙感知器による連動の状況						
(4)		可動防煙壁の材質						
(5)		可動防煙壁の防煙区画						
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況						
4	予備電源							
(1)	自家発電装置	自家発電装置等の状況	自家発電機室の防火区画貫通措置の状況					
(2)			発電機の発電容量					
(3)			発電機及び原動機の状況					
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(5)			始動用の空気槽の圧力					
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況					
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					
(9)			自家発電装置の取付けの状況					
(10)			自家発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)					
(11)			接地線の接続の状況					
(12)			絶縁抵抗					
(13)	自家発電装置の性能		電源の切替えの状況					
(14)			始動の状況					
(15)			運転の状況					
(16)			排気の状況					
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況					
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況					
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況					
(23)			Vベルト					
(24)			接地線の接続の状況					
(25)			絶縁抵抗					
(26)			直結エンジンの性能		始動及び停止の状況			
(27)					運転の状況			

点検結果表－6
(非常用の照明設備)

(様式 C-6)

(点検施設名)	
当該点検に関与した点検者	氏 名

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無	
		指摘なし	要是正 <small>既 存 不適格</small>	経過観察		
1 照明器具						
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等				
		照明器具の取付けの状況				
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況				
(2)		予備電源の性能				
(3)	照度	照度の状況				
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(5)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4 電池内蔵形の蓄電池						
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5 電源別置形の蓄電池						
(1)	蓄電池		蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)		蓄電池等の状況	蓄電池室の換気の状況			
(3)			蓄電池の設置の状況			
(4)			電圧			
(5)		蓄電池の性能	電解液比重			
(6)			電解液の温度			
(7)	充電器		充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(8)			キュービクルの取付けの状況			

点検結果表－7
(非常用の照明設備)

(様式 C-7)

番号	調査項目		点検結果				特記事項の有無	
			指摘なし	要是正		経過観察		
				既	存 不適格			
6	自家用発電装置							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況					
(2)			発電機の発電容量					
(3)			発電機及び原動機の状況					
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(5)			始動用の空気槽の圧力					
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					
(7)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況					
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					
(9)			自家用発電装置の取付けの状況					
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）					
(11)			接地線の接続の状況					
(12)			絶縁抵抗					
(13)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況					
(14)			始動の状況					
(15)			音、振動等の状況					
(16)			排気の状況					
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況					

点検結果表－８
(給水設備及び排水設備)

(様式 C－８)

(点検施設名)	
当該点検に関与した点検者	氏 名

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無
		指摘なし	要是正 <small>既 存 不適格</small>	経過観察	
1	飲料用の配管設備、排水設備				
(1)	配管の取付けの状況				
(2)	配管の腐食及び漏水の状況				
(3)	配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況				
(4)	継手類の取付けの状況				
(5)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)				
(6)	保温措置の状況				
(7)	防火区画等の貫通措置の状況				
(8)	配管の支持金物				
(9)	飲料水系統配管の汚染防止措置の状況				
(10)	止水弁の設置の状況				
(11)	ウォーターハンマーの防止措置の状況				
(12)	給湯管及び膨張管の設置の状況				
2	飲料水の配管設備				
(1)	給水タンク等の設置の状況				
(2)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク (以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ				
(3)	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況				
(4)	給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(5)	給水用圧力タンクの安全装置の状況				
(6)	給水ポンプの運転の状況				
(7)	給水タンク及ポンプ等の取付けの状況				
(8)	給水タンク等の内部の状況				
(9)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)				
(10)	給湯設備 (ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況				
(11)	ガス湯沸器の取付けの状況				
(12)	給湯設備の腐食及び漏水の状況				
(13)	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造				
3	排水設備				
(1)	排水槽				
(2)	排水槽のマンホールの大きさ				
(3)	排水槽の通気の状況				
(4)	排水漏れの状況				
(5)	排水ポンプの設置の状況				
(6)	排水ポンプの運転の状況				
(7)	地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況				
(8)	排水再利用配管設備 (中水道を含む。)				
(9)	雑用水の用途				
(10)	雑用水給水栓の表示の状況				
(11)	配管の標識等				
(12)	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況				
(13)	消毒装置				
(14)	衛生器具				
(15)	排水トラップ				
(16)	阻集器				
(17)	公共下水道等への接続の状況				
(18)	雨水排水立て管の接続の状況				
(19)	排水の状況				
(20)	清掃口の取付けの状況				
(21)	雨水系統との接続の状況				
(22)	間接排水の状況				
(23)	通気管				
(24)	通気開口部の状況				
(25)	通気管の状況				

点検記録写真

部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	

3年までの間に1回行う検査項目の年度別実施状況表

種類	各建築設備検査結果表における 検査項目番号及び検査項目		1年目検査実施箇所 (平成 年 月実施)		2年目検査実施箇所 (平成 年 月実施)		3年目検査実施箇所 (平成 年 月実施)	
	換気設備	評価表 (別表1)	1(9)各系統の換気	<input type="checkbox"/> 該当無	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉	
1(10)各室の換気量 1(11)中央管理方式による制御及び 作動状態の監視の状況								
室内環境測定記録		1(17)各室の温度	<input type="checkbox"/> 該当無	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉		
		1(18)各室の相対湿度 1(19)各室の浮遊粉じん量 1(20)各室の一酸化炭素含有率 1(21)各室の二酸化炭素含有率 1(22)各室の気流 1(23)各室の吹き出し空気の分配の状況						
排煙設備	機械排煙	1(18)排煙口の排煙風量	<input type="checkbox"/> 該当無	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉		
		1(19)中央管理方式による制御及び 作動状態の監視の状況						
排煙設備	特殊な構造の排煙	1(39)排煙口の排煙風量	<input type="checkbox"/> 該当無	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉		
		1(40)中央管理方式による制御及び 作動状態の監視の状況						
給排水設備及び	再利用・中水	3(5)雑用水の用途	<input type="checkbox"/> 該当無	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉	全数を実施 実施せず 一部実施(次年度に繰越し) 〈一部実施は実施箇所を下記に記入〉		

初年度(平成 年度)～終年度(平成 年度)

学校名

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）換気状況評価表（A4）

測定年月日	平成 年 月 日	測定機器 メーカー名			型式番号等	
階	室名	必要換気量 (m³/h)	換気方式	換気設備機種名 ^{*注1)}	換気状況の評価 ^{*注2)}	判定
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。

これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

測定年月日	平成 年 月 日		測定機器 メーカー名		型式番号等		測定風量 (m³/h)	判定
	室番 (場所)	使用器具	発熱量 (kW)	換気型式 (n)	必要換気量 (m³/h)	開口面積 (m²)		
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

別表3-1 排煙風量測定記録表 (A4) ※注1)

測定年月日	平成 年 月 日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示
			排煙機の規定風量
			最大防煙区画面積 $\text{m}^2 \times 1 \text{ or } 2 = \text{m}^3/\text{min}$

2	排 煙 口					判 定
	階	室 名	排煙口面積 (m^2)	測定風速 (m/s) ^{※注2)}	測定風量 (m^3/min)	
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正

3	排 煙 機				判 定
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m^2)	測定風速 (m/s) ^{※注2)}	測定風量 (m^3/min)	
					指摘なし・要是正

4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

5	排煙系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

- 注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。
- 注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
- 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 3-2 排煙風量測定記録表 (A 4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日	平成 年 月 日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統 (機器番号等)		給気送風機銘板表示
			給気送風機の性能 (風量)
			m ³ /min

2			排 煙 口			判 定
	階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ^{※注1)}	測定風量 (m ³ /min)	
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正

3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

4	排煙系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 3-3 排煙風量測定記録表 (A 4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日	平成 年 月 日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示	給気送風機の性能(風量)
			m ³ /min

遮煙開口部・空気逃し口							判定
階	室名	空気逃し口の方式 ^{※注1)}	測定排出風速 ^{※注2)} (m/s)	規定排出風速 ^{※注3)} (m/s)	算定式 ^{※注3)}	遮煙開口部の高さ(m)	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正

3	直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有・無	指摘なし・要是正

4	排煙系統図(給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」を入れる。

注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算出し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。

$$\text{①}V=2.7\sqrt{H} \quad \text{②}V=3.3\sqrt{H} \quad \text{③}V=3.8\sqrt{H}$$

注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表4 非常用の照明装置の照度測定表（A4）

測定年月日	平成 年 月 日	測定機器 メーカー名	型式番号等
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度（lx）
	階	部屋・廊下等	
白熱灯	階		指摘なし・要是正
蛍光灯	階		指摘なし・要是正
その他（LED）	階		指摘なし・要是正

（別紙）

階別	測定場所	測定位置 ^{*注1}	光源の種類 ^{*注2}	照度（lx）

注 1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。

注 2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電池内蔵のものにあつては、（内）と付す。

改 善 計 画 書

令和 年 月 日

吹田市長 あて

点検者 所属名称

代表者名 ㊟

点検者氏名 ㊟

資格・番号

下記建築物について、改善計画は別紙のとおりです。

記

業 務 名			
施 設 名	1	名 称	
		所 在 地	
	2	名 称	
		所 在 地	
	3	名 称	
		所 在 地	
	4	名 称	
		所 在 地	
	5	名 称	
		所 在 地	
	6	名 称	
		所 在 地	
	7	名 称	
		所 在 地	
業務期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

施設名称を記入してください

棟別 要改善事項一覧

(様式 ②)

棟等	危険度	要改善事項	対策
敷地・外構		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.	
〇〇棟		内部 1. 2. 3. 4. 5. 6. 外部 7. 8.	
△△棟		内部 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 外部 8. 9. 10.	

写真

部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項・改善方法	
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項・改善方法	
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項・改善方法	

ガスヒーポン（GHP）保守契約書

お客さま（契約者 以下「甲」という。）と大阪ガス株式会社（以下「乙」という。）は、ガスヒーポン（GHP）の保守に関し、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

保守契約基本番号	611-00108648
保守契約管理名称	吹田市立藤白台小学校

締結日 2022年 4月 1日

甲

吹田市長 後藤 圭二

乙 大阪市中央区平野町4-1-2
大阪瓦斯株式会社
エナジーソリューションズ 業務部長
造座 克之

印

（有効期間）

第1条 本契約（添付の「ガスヒーポン（GHP）保守契約条件票」（以下「条件票」という。）、「フロン定期点検要領」及び「スカイリモート要領」を含む、以下同じ。）の有効期間及び有効期間満了後の契約更新については、条件票記載の通りとし、契約対象機器が廃棄された場合は、有効期間を延長しないものとする。

但し、条件票記載の契約条件（第2条（1）の契約対象機器等）を変更する場合は、都度「ガスヒーポン（GHP）保守契約条件変更覚書」（以下「変更覚書」という。）を締結する。

（保守業務等）

第2条 甲は、条件票記載の甲の管理する(1)記載の契約対象機器について(2)記載の保守業務（以下「保守業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 契約対象機器

① 保守対象機器

ガスヒーポン（GHP）のうち、「保守対象機器」及び「保守対象外機器」は、表1の通りとする。但し、保守対象外機器は、契約対象機器に含まれず、保守業務の対象外とする。

■表1：保守対象機器及び保守対象外機器

保守対象機器	<ul style="list-style-type: none"> 条件票に記載する室外機本体（以下「保守対象室外機」という。） 保守対象室外機に対応する乙指定の室内機本体（全熱交換器一体型を除く） 保守対象室外機に対応する乙指定の水熱交換ユニット本体、庫内機本体、床暖房パネル本体 乙指定の標準リモートコントローラー
保守対象外機器	<ul style="list-style-type: none"> 集中管理リモートコントローラー等のオプションリモートコントローラー 室外機及び室内機本体に付属するオプション品（加湿器、空気清浄器、自動昇降グリル、ドレンアップキット等） 冷媒配管、ドレン排水配管、ダクト、各種配線等の現地施工部分 その他保守対象機器以外の物

②フロン定期点検対象機器

「フロン定期点検対象機器」は、保守対象機器のうち、条件票の「フロン定期点検対象」欄に該当サインが記載された機器とする。

③スカイリモート対象機器

「スカイリモート対象機器」は、保守対象機器のうち、条件票の「スカイリモート設置」欄に α または β の記載がある室外機本体及びこれに対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体とする。

(2) 保守業務

乙は、表2に示す保守業務を第4条に基づき実施する。

■表2：保守業務

	対象機器	実施内容
保守定期点検	保守対象機器	定期点検作業
故障修理	保守対象機器	故障発生時の修理作業
フロン定期点検	フロン定期点検対象機器	法定フロン定期点検作業
スカイリモートサービス	スカイリモート対象機器	遠隔監視

(保守契約料金)

第3条 甲は、乙に対し、保守契約料金として、条件票記載の金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、条件票記載の支払方法及び支払期日等に従って、支払うものとする。

2 保守契約料金のうちGHP保守料金については、契約対象機器毎に、以下の各号の状況に応じて条件票記載の保守料金単価を適用するものとする。なお、有効期間の途中で各号の状況に変更が生じた場合は、当該有効期間満了後、次の有効期間から変更後の保守料金単価を適用するものとする。

- (1) 条件票記載の保証開始日（以下「保証開始日」という。）からの経過年数
- (2) 契約対象機器において使用する燃料（乙または乙が指定する者が供給する場合は燃料割引適用保守料金単価を適用し、その他の場合は燃料割引非適用保守料金単価を適用する）

(保守業務の内容)

第4条 乙は、保守業務を次の通り行うものとする。

(1) 保守定期点検

保守対象機器について、表3に示すいずれかの保守定期点検を実施する。

いずれによるかは、条件票の「保守定期点検の種類」に記載する。

■表3：保守定期点検の種類

サイクル定期点検	条件票記載の保守定期点検サイクルが、本契約の有効期間中に到来する場合、乙の定める定期点検作業に基づき各部の点検、調整及び保守対象室外機の部品交換等を行う。また、その結果を甲に報告する。
毎年定期点検	本契約の有効期間中、1年毎に1回以上(回数は乙が定める)乙の定める定期点検作業に基づき各部の点検、調整及び保守対象室外機の部品交換等を行う。また、その結果を甲に報告する。

(2) 故障修理

・本契約の有効期間中に、保守対象機器に万一故障が発生した場合、甲の依頼または乙がスカイリモートサービスによりスカイリモート対象機器の停止・警報等を確認し、かつ乙が必要と判断した場合は、乙は速やかに作業員を派遣し、適切な故障修理を行う。

- ・ 部品の全部交換・一部交換等故障修理の方法及び内容は乙が決定する。
- ・ 故障修理に要する「基本料」及び「技術料」は前条の保守契約料金に含む。
- ・ 故障修理に要する「ガスエンジン本体代」及び「ガスエンジン本体以外の部品代」については、条件票記載の保守契約タイプ毎に表4に示す通りとし、保守契約料金に含まれない部品等の交換については、本契約の故障修理業務外として乙の指定する者が別途行うこととし、甲はそれに要する費用を別途乙の指定する者の定める方法及び支払期日にて乙の指定する者に支払うものとする。なお、当該故障修理を実施する場合、乙の指定する者が乙に対して修理や支払いの内容・状況等を開示することについて、甲はあらかじめ承諾する。
- ・ 通算運転時間はいずれの場合も当該保守対象室外機の時間計のデータによる。

■表4：故障修理に伴う「ガスエンジン本体代」及び「ガスエンジン本体以外の部品代」

① 13年（3万時間）保守タイプ

			保証開始日からの経過年数	
			13年を経過する日まで	13年を経過した日以降
通算運転時間	30,000時間未満	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に含む	保守契約料金に含まない
		ガスエンジン本体代		
	30,000時間以上 60,000時間未満	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に含まない	
		ガスエンジン本体代		
60,000時間以上	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に含まない		
	ガスエンジン本体代			

② 15年（6万時間）保守タイプ

			保証開始日からの経過年数	
			15年を経過する日まで	15年を経過した日以降
通算運転時間	30,000時間未満	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に含む	保守契約料金に含まない
		ガスエンジン本体代		
	30,000時間以上 60,000時間未満	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に含まない	
		ガスエンジン本体代		
60,000時間以上	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に含まない		
	ガスエンジン本体代			

(3) フロン定期点検対象機器について、フロン定期点検を次の通り実施する。

条件票記載のフロン定期点検サイクルが本契約の有効期間中に到来するまでに、フロン定期点検要領に従って、乙の定めるフロン定期点検作業に基づき、以下の点検・確認を行う。但し、条件票記載の「(参考) フロン点検法定対象」欄に該当サインが記載されていない場合、フロン定期点検要領にかかわらず、条件票記載のフロン定期点検サイクルが本契約の有効期間中に到来するまでに、乙の定めるフロン定期点検作業に基づき、以下の点検・確認を行う。また、それらの結果を甲に報告する。

- ① フロン定期点検対象機器のうち室外機本体の外観目視点検
- ② フロン定期点検対象機器のうち室外機本体の異常音確認
- ③ 間接法による室外機本体、冷媒配管及び室内機本体のフロン漏えい点検

なお、フロン定期点検対象機器を対象として、本契約の有効期間開始日以前に甲乙間でガスヒューポン（GHP）保守契約が締結されている場合は、乙は、当該保守契約に基づき実施する保守定期点検に合わせて、本契約の有効期間の開始日以前に本契約に基づき行うフロン定期点検の初回分を実施することができるものとする。

(4) スカイリモート対象機器について、スカイリモート要領に従ってスカイリモートサービスを実施する。

2 次の事項は、保守業務の対象外とする。

- ① 室内機フィルター清掃等機器の取扱説明書に記載される甲の日常点検項目
- ② 室外機本体及びこれに対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体の熱交換フィンの汚れ、目詰まりの清掃、洗浄作業
- ③ 室外機本体に対応する室内機ドレンパンの清掃

- ④ 甲の不注意または不適切な使用管理（取扱説明書等に記載される甲の日常点検項目の実施が不十分であったこと、または甲が指定油脂類・部品等以外のものを使用したこと等）に起因する故障
 - ⑤ 室外機本体の熱交換フィンの汚れ・目詰まり、室外機本体に対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体のエアフィルター及び熱交換フィンの汚れ・目詰まり、または室内機ドレンパンの汚れに起因する故障
 - ⑥ 天災地変、災害、その他の不可抗力、または保守対象機器の経年劣化等に起因する故障
 - ⑦ 甲が改造、変更、移転等保守対象機器の現状を変更したことに起因する故障
 - ⑧ 乙または乙の認める者以外の第三者が修理、改造を伴う点検、整備作業（フロン定期点検含む）を実施したことに起因する故障
 - ⑨ 保守対象機器の設置に関連する設計または施工に起因する故障
（例：製造メーカーの設計、施工基準に則していない設計・施工に起因する故障等）
 - ⑩ 製造メーカーの設置環境基準から逸脱した環境での使用に起因する故障
（例：腐食環境下での使用による腐食による故障等）
 - ⑪ 保守対象機器以外の冷媒配管、ドレン排水配管、ダクト、各種配線等の損傷・故障に起因する保守対象機器の故障（例：冷媒配管からの冷媒漏れ、配線の断線や漏電、ダクトの風量調整に起因する故障等）
 - ⑫ 音、振動、塗装の変色、錆等外観上の軽微な損傷等、保守対象機器の稼動に影響のないものへの対応
 - ⑬ 室外機・室内機を構成するパネル・底板等の構成部材、その他部材の修理・取替
 - ⑭ 製造・販売メーカーからの補修部品の供給停止による部品調達が不可能な場合、その他乙の責に帰さない事由による対応不可能な故障修理・部品交換等
 - ⑮ フロン排出抑制法により実施が義務付けられている「簡易点検」
 - ⑯ フロン定期点検における直接法による室外機本体、冷媒配管及び室内機本体のフロン漏えい点検
 - ⑰ フロン定期点検によりフロン漏えいが発見された場合の保守対象機器以外の漏えい箇所の特定及び故障修理
 - ⑱ フロン定期点検結果の点検整備記録簿への記入業務
 - ⑲ 保守対象機器のオーバーホール
 - ⑳ 保守対象機器以外の物についての作業、その他、本契約に保守業務として明記された作業以外の作業
- 3 保守業務を履行する上でクレーン車、ユニック車等の特殊車輛が必要な場合、または保守業務を履行する上で特殊技能（玉掛け、重量運搬、足場設置等）が必要な場合、それらに必要な費用は第3条の保守契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の指定する者の定める方法及び支払期日にて乙の指定する者に支払うものとする。

（保守業務の運営）

第5条 甲は、保守業務が安全かつ円滑に行われるように、乙に全面的に協力するものとする。

- 2 保守業務に要する電気、水道、ガス、その他の費用は甲の負担とする。
- 3 保守業務の遂行に際して、契約対象機器の設置場所への立ち入りなどについて第三者の承諾が必要な場合、甲の責任と負担において、当該第三者の承諾を得るものとする。
- 4 保守業務は、乙の通常営業時間中に行うことを原則とする。乙の通常営業時間外に行う必要がある場合、甲乙協議の上、その時間及び費用を決定する。

【乙の通常営業時間】 平日（月曜～金曜） 9時～17時40分

※祝祭日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日除く

- 5 甲は、保守対象機器の譲渡、使用停止、変更、移転または廃棄をする場合、乙または乙の指定する者に事前に連絡をするものとする。
- 6 乙は、保守定期点検、フロン定期点検の実施にあたって、点検予定月の前々月に郵便等にて甲に訪問月の告知を行う。甲が不在等の理由により点検予定月での点検が不可能な場合、甲は乙または乙の指定する者に速やかに連絡し、協議の上定期点検実施日を決定する。
- 7 保守業務を実際に履行する者が安全に作業することができないと乙が判断した場合、乙は甲に是正を求め、甲は甲の負担で当該是正を行う。

(免責事項)

第6条 甲は、以下の場合には、乙の保守業務の履行等、本契約上の乙の債務を免除することに同意する。

- (1) 保守対象機器の所有名義等に変更があった場合
- (2) 保守対象機器の使用が停止された場合
- (3) 前二号の他、改造、変更、移転、廃棄等保守対象機器の現状が変更された場合
- (4) 保守対象機器を乙または乙の指定する者以外の第三者が修理した場合
- (5) 第5条第7項の規定に反し安全に作業ができない場合
- (6) メーカー無償保証期間が終了した機器を対象として新たに本契約を締結する場合に必要となる、乙の指定する者による機器点検作業（点検の結果、必要となる機器の正常化作業を含む）が完了していないことが判明した場合
- (7) 甲が乙に対する、第3条の保守契約料金等本契約に定める金銭債務の履行を遅滞した場合
- (8) 甲が乙の指定する者に対する、第4条に定める保守契約料金に含まれない費用または第6号に定める機器点検作業費用の支払いを遅滞した場合
- (9) 甲が本契約に違反した場合
- (10) その他乙の責めに帰さない事由により乙の債務を履行できない場合

(不担保事項)

第7条 乙による保守業務の実施期間中、保守対象機器及びそれらに関連する設備が稼働できないことによる生産損失、原材料の損失、甲または第三者の売上高または利益の減少、電力購入量及び電力料金の増加等の損害について、乙は責任を負わない。

- 2 本契約は保守対象機器の性能保証を行うものではない。

(保守業務の契約不適合)

第8条 乙が実施した保守業務の契約不適合により甲に損害が発生した場合は、乙はその損害を賠償する。但し、乙は、間接または二次的損害（生産損失、原材料の損失、甲または第三者の売上または利益の減少、電力購入量または電力料金増加等を含むがこれらに限らない。）については、責任を負わないものとする。

(契約の解除等及び債務の弁済)

第9条 甲または乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合、相手方に対し何らの催告及び自己の債務提供なしで、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合
- (2) 自ら振出しもしくは引き受けた手形または小切手を不渡りにする等支払停止状態に至った場合
- (3) 仮差押、差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売等の申立、または破産、民事再生、会社更生、特別清算もしくは特定調停等の法的整理手続の申立てまたは開始があった場合
- (4) 現事業の廃止または重大な変更（合併、事業の全部または重要な一部の譲渡、会社分割及び解散等を含む。）の決議をし、本契約の履行が困難になるおそれが生じた場合
- (5) 株主構成の変動または役員の変更等により、会社の実質的支配権が異動し、本契約の履行が困難となるおそれが生じた場合
- (6) 暴力団を始めとする反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に関して次のいずれかに該当する場合
 - ① 自ら、またはその役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という。）が、反社会的勢力であること
 - ② 自らまたはその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - ③ 自らまたはその役員等が、相手方との契約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部または一部を遂行させていること

(7) 自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて、甲もしくは乙の信用を棄損または業務を妨害する行為
- ⑤ その他上記①から④に準ずる行為

(8) 甲が第6条各号の事由に該当した場合

(9) 本契約に違反し是正要求を受けたにもかかわらず是正されない場合

(10) その他前各号に準ずる重要な事項が生じ、本契約を維持しがたい理由がある場合

- 2 甲または乙は、前項の各号のいずれかに該当する場合、相手方に対して債務を有するときは、相手方からの通知・催告がなくても期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を支払わなければならない。
- 3 甲または乙は、第1項による場合以外に、相手方に通知して本契約の全部または一部を解約することができる。この場合、契約解約日は解約申出日の翌月以降の月の末日のうち、契約解約を申し出た者が指定する日とする。
- 4 第1項により乙が解除した場合、または前項により甲が解約を申し出た場合については、甲は乙に対して条件票記載の有効期間が開始している保守契約管理番号に関する第3条に定める保守契約料金全額を支払うものとし、甲が乙に対し債務を有するときは、その弁済期日が到来しているかどうかにかかわらず、直ちに乙に対して債務の全額を弁済しなければならない。
- 5 第1項により甲が解除した場合、または第3項により乙が解約を申し出た場合については、乙は甲に対して第3条に定める保守契約料金のうち、有効期間満了日までの残期間(契約解約日が属する月を含む月数)に相当する金額を受領しない(既に受領済の場合は返還する。)ものとする。
- 6 第1項または第3項により、本契約のうち、条件票記載の一部の保守契約管理番号について解除または解約された場合、同一の契約対象機器を含む他の保守契約管理番号のうち有効期間が未到来の保守契約管理番号についても解除または解約されるものとする。但し、有効期間が開始している保守契約管理番号については有効期間満了日まで有効とする。

(報告義務)

第10条 甲は、甲に本契約の履行に影響を与える事由が発生し、または発生するおそれのあるときは、速やかに乙に報告するものとする。

2 甲は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちに乙に報告するものとする。

3 甲は、乙から保守業務実施のために必要な資料の提出または報告を求められた場合、速やかに資料を提出し、または報告するものとする。

(権利の譲渡、担保)

第11条 甲及び乙は、本契約の定めによる場合または予め相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約の締結により生じる一切の権利または義務を、第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保提供する等の処分をすることはできない。

(保守契約料金の改定)

第12条 乙は、本契約の有効期間満了に伴う更新にあたって、諸物価変動等の経済実情に合致するよう保守契約料金を改定できるものとし、この場合乙は甲に本契約の有効期間満了の1ヶ月前までに通知をするものとする。

(保守業務等の委託)

第13条 乙は、保守業務、変更覚書の締結等の契約業務、その他本契約に関する業務を乙の指定する者に委託できるものとする。

(保守対象機器に関する従前の保守契約の効力)

第14条 本契約の締結以前に甲乙間で締結していた、保守対象機器を対象とするガスヒーポン（GHP）保守契約（以下「従前保守契約」という。）及びフロン定期点検対象機器を対象とするガスヒーポン（GHP）フロン定期点検契約は、本契約の有効期間開始日以降失効する。

2 本契約における保守契約タイプが「15年（6万時間）保守タイプ」である保守対象機器については、以下の全ての条件を満たす場合、従前保守契約における故障修理においても「15年（6万時間）保守タイプ」として取り扱うものとする。

但し、乙の責めに帰すべき事由によらずに従前保守契約の有効期間の途中で本契約が解除または解約された場合は、既に発生した故障修理に要する「ガスエンジン本体代」及び「ガスエンジン本体以外の部品代」のうち、従前保守契約では保守契約料金に含まれないものについては甲が負担するものとし、甲は別途乙の定める方法及び支払期日にて乙に支払うものとする。

- (1) 従前保守契約の有効期間が、本契約の有効期間開始日の前日までであること
- (2) 本契約締結後、乙の社内契約登録手続きが完了した日の翌日以降に、従前保守契約に基づき行う故障修理であること

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項については、甲及び乙にて都度協議するものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

〔お客さま情報の利用目的〕

大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、ガス・電気・熱等の各種エネルギーや当社のサービス等をお客さまにご利用いただくにあたり、保守契約の申込み受付、保守サービス等の機会に、当社が直接または業務委託先等を通じて、または電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客さまの氏名、住所、電話番号等の情報（個人番号及び特定個人情報を除きます。以下「お客さま情報」といいます。）を取得しますが、これらの情報は適切に管理し、以下の目的に利用させていただきます。

- ①エネルギー供給及びその普及拡大
- ②エネルギー供給設備工事
- ③エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯、空調等）の修理・点検等の保安活動
- ④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器及び住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発
- ⑦Daigasグループ会社の商品・サービスの紹介・提案
- ⑧その他上記①から⑦に付随する業務の実施

フロン定期点検要領

ガスヒーポン（GHP）保守契約（以下「本契約という。」）におけるフロン定期点検要領（以下、「本要領」という。）は以下の通りとし、乙は甲に対して、本契約本文に定めるほか、本要領に基づきフロン定期点検を実施する。

なお、本要領に別段の定めがある場合を除き、本要領で用いる用語は、本契約本文で用いる用語と同一の意味を有するものとする。

（条件票記載の法定点検期限日）

第1条 条件票記載のフロン定期点検対象機器の法定点検期限日は、乙が把握している機器設置時の試運転完了日または乙が把握しているフロン定期点検実施履歴を基に表示し、乙は、条件票記載の法定点検期限日に基づいて、次条に定める時期にフロン定期点検を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本契約の締結前に、甲及び乙が「フロン法定点検期限事前確認票」によりフロン定期点検対象機器の法定点検期限日を確認した場合、条件票には双方で確認した法定点検日を表示し、乙は、条件票記載の法定点検期限日に基づいて、次条に定める時期にフロン定期点検を行うものとする。なお、条件票記載の法定点検期限日が、本契約の有効期間開始日（但し、乙の社内契約登録手続きが完了した日が有効期間開始後の場合は乙の社内契約登録手続きが完了した日）以前の日付の場合、当該機器に対しては、次条2項に従いフロン定期点検を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、本契約の有効期間開始前に、乙がフロン定期点検対象機器に対し、乙が受託した別の契約に基づくフロン定期点検を行った場合、当該別の契約に基づくフロン定期点検実施日から3年後（用途が冷蔵・冷凍の場合は1年後）を法定点検期限日とする。

（フロン定期点検の実施時期）

第2条 本契約の有効期間中に法定点検期限日が到来する場合、乙は、原則として、法定点検期限日までにフロン定期点検を行う。但し、甲は、以下の各号に定める場合は、法定点検期限日までに実施できないことがあることを予め承諾するものとし、乙は法定点検期限内に実施できなかったことに対する責任を負わないものとする。

- (1) 本契約の有効期間開始日（但し、乙の社内契約登録手続きが完了した日が有効期間開始後の場合は乙の社内契約登録手続きが完了した日）から、法定点検期限日までの期間が2か月未満の場合
- (2) 甲の都合、天災その他の不可抗力等、乙の責めに帰さない事由による場合
- (3) 前各号のほか、乙または乙の委託先のやむを得ない事由による場合

2 本契約の有効期間中に法定点検期限日が到来しない場合、乙は、以下の区分によりフロン定期点検を行うものとする。

- (1) 本契約の条件票の自動更新欄が「有」の場合

原則として、本契約の有効期間内にフロン定期点検を行わない。但し、乙の判断で本契約の有効期間内にフロン定期点検を行うことができるものとする。

- (2) 本契約の条件票の自動更新欄が「無」の場合

本契約の有効期間内にフロン定期点検を行うものとする

上記(1)または(2)にかかわらず、法定点検期限日が、本契約の有効期間開始日（但し、乙の社内契約登録手続きが完了した日が有効期間開始後の場合は乙の社内契約登録手続きが完了した日）以前の日付の場合、乙は、本契約の有効期間内にフロン定期点検を行うものとする。

以上

スカイリモート要領

ガスヒーポン（GHP）保守契約（以下「本契約」という。）におけるスカイリモート要領（以下「本要領」という。）は以下の通りとし、乙は甲に対して、本契約本文に定めるほか、本要領に基づきスカイリモートサービスを実施する。

なお、本要領に別段の定めがある場合を除き、本要領で用いる用語は、本契約の本文で用いる用語と同一の意味を有するものとする。

（定義）

第1条 スカイリモートサービスとは、ガスヒーポンの効率的な運転及び迅速な故障の修理を目的として、スカイリモート対象機器の作動状況を受発信装置（以下「装置」という。）を使って無線により遠隔監視すること並びに遠隔でソフト更新可能な装置及びスカイリモート対象機器の室外機の制御ソフトを遠隔で更新すること（以下「遠隔更新」という。）をいう。なお、装置は、スカイリモートサービスを行うために必要な、アダプタ本体、通信端末本体（以下「モバイルアーク」という。）及び配線で構成される。

2 配線とは、スカイリモートサービスを行うために必要な、スカイリモート対象機器・アダプタ本体・モバイルアークをつなぐ通信用配線及び電気用配線をいう。

（前提条件）

第2条 乙は、以下の項目が全て満たされていることを前提として、スカイリモート対象機器に対してスカイリモートサービスを行う。

- ① 装置が、当該保守対象室外機の周辺の乙が指定する場所に設置され、当該スカイリモート対象機器について本契約の有効期間中正常に作動及び存続すること。
- ② 甲が、本契約の有効期間中、装置の設置及び存続を対価無償で認めること。
- ③ 装置の設置及び存続に第三者の承諾が必要である場合は、甲の責任と負担において第三者の承諾を得ること。

（装置の費用負担等）

第3条 装置を構成するアダプタ本体、モバイルアーク及び配線の購入、設置・工事及び故障修理の費用負担等については、表5に示す通りとし、いずれの方式によるかは条件票の「スカイリモート設置」欄に記載する。

但し、α方式は、保守対象機器が乙の定める機種であり、かつ、保守対象機器が乙の定める時期までに本契約の対象となる場合のみ選択できるものとする。また、本契約の締結以降は本契約の更新時、契約内容変更時も含めて選択した方式を変更することはできない。

■表5：装置の費用負担等

	α方式			β方式		
	購入・所有	設置・工事 ^{※1}	故障修理 ^{※2}	購入・所有	設置・工事 ^{※1}	故障修理 ^{※2}
アダプタ本体	乙	乙	乙	甲 ^{※3}	甲 ^{※3}	乙
モバイルアーク	乙	乙	乙	乙	乙	乙
配線	乙	乙	乙	甲 ^{※3}	甲 ^{※3}	甲 ^{※3}

※1：乙の定める仕様等に従ってアダプタ本体、モバイルアーク及び配線を設置する。

※2：乙の定める仕様等に従って故障修理を実施する。

※3：甲または対象設備の所有者等。

2 前項にかかわらず、装置の故障修理が相手方当事者の責めに帰すべき事由により必要となった場合は、当該相手方当事者がその費用を負担する。

3 本契約の有効期間満了、解除等事由の如何に関わらず本契約が失効した場合、甲は直ちに表5の「設置・工事」費用負担区分が乙の負担である物を甲の負担で乙に返還する。

但し、乙が返還不要と判断しその旨を甲に通知した物については返還不要とし、甲が甲の負担でそれを処分等するものとする。

(取得データ)

第4条 乙がスカイリモートサービスにより取得するデータは、表6の通りとする。

■表6：スカイリモートサービスにより取得するデータ

データの収集機会	データ種別
定期収集	室外機運転時間、エンジン発停回数
	冷媒高圧最大値
発生都度収集※	警報コード
	室外機運転時間、エンジン発停回数
	運転モード、送風モードなどの室内機運転情報
	運転状態情報（センサーやモータのON/OFFなどのデジタル情報）
	室外機の各種アナログ情報

※異常警報が発生したときや品質向上等のために乙が必要と判断した場合にデータを収集する。

(情報の収集及び開示等)

第5条 甲は、前条に基づき取得したデータ、その他スカイリモートサービスを提供するために必要なデータを、乙が取得、利用、乙の指定する者へ開示することを承諾する。

- 2 甲は、スカイリモート対象機器の使用者が甲と異なる場合には当該使用者より、スカイリモート対象機器の所有者が甲と異なる場合には当該所有者より、それぞれ自己の責任と負担において前項の承諾を得るものとする。
- 3 乙または乙が指定する者は、第1項のデータを本契約の有効期間中はもとより同期間終了後も自らの判断で分析、編集、利用、開示等の一切の処分をすることができる。但し、甲、スカイリモート対象機器の使用者またはスカイリモート対象機器の所有者が特定されるデータを開示する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。甲は必要に応じ、自己の責任と負担においてスカイリモート対象機器の使用者またはスカイリモート対象機器の所有者から有効な承諾を得るものとする。

(不担保)

第6条 スカイリモートサービスは、スカイリモート対象機器の故障を感知することを保証するものではなく、またスカイリモート対象機器の故障を予防、未然防止するものではない。

- 2 乙は、電波状況障害、装置の故障等、事由の如何にかかわらず、第4条記載のデータの全部または一部が乙に伝達されない場合は、スカイリモートサービスを提供できないことがある。
- 3 乙は、乙の任意のタイミングで遠隔更新を実施する。遠隔での室外機制御ソフト更新作業は、室外機が停止している際に行うことを原則とするが、制御ソフト更新作業中には空調運転できない場合があることについて甲はあらかじめ承諾する。
- 4 乙の責めに帰さない事由（天災地変、戦争、動乱、労働争議及び疫病並びに装置の生産停止または生産遅滞等を含むがこれに限らない）により、乙が第3条表5の通り担う装置の設置・工事が履行できない場合及び乙以外が第3条表5の通り担う装置の設置・工事が履行できない場合、乙がスカイリモートサービスを提供できないことまたはその遅延について責めを負わないことを、甲はあらかじめ承諾する。

(中断)

第7条 乙は、本契約の本文第6条各号に該当する場合の他、以下の各号のいずれかに該当する場合は、甲に事前に通知することなく、スカイリモートサービスを中断することができる。

- ① スカイリモート対象機器及び装置等のスカイリモート関連設備等の保守メンテナンスを行う場合
- ② 火災、停電、地震、疫病その他不可抗力によりスカイリモートサービスの提供ができない場合
- ③ 戦争、動乱、労働争議等によりスカイリモートサービスの提供ができない場合
- ④ 甲またはスカイリモート対象機器の使用者等の第三者が本契約の各条項のいずれかに違反した場合
- ⑤ その他、運用上または技術上、乙がスカイリモートサービスの提供の中断が必要と判断した場合

(免責)

第8条 乙は、装置の故障、第6条第2項または前条に基づくサービスの不提供または中断、その他事由の如何を問わず、スカイリモートサービスの不提供または不備等により、甲またはスカイリモート対象機器の使用者等の第三者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

以上

ガスヒーポン(GHP)保守契約条件票

保守契約管理番号別条件

保守契約基本番号 - 管理番号	611-00108648-002
見積番号	61-00129880

1. 保守契約管理名称 (保守契約対象機器設置先管理用名称)

吹田市立藤白台小学校

2. 保守契約料金の支払方法・支払期日

支払方法	振込(請求書払い)	支払回数	指定期一括払い
支払指定期	3月	契約先区分	エンドユーザー

- ・消費税及び地方消費税相当額は別途加算し、分割月払いで10円未満の端数が生じる場合は初回に加算するものとする。
- ・振込の場合、支払期日は上記支払指定期月の末日とし、同日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- ・口座振替の場合、振替日は支払指定期月の28日とする。但し、金融機関が非営業日の場合は翌営業日となる。
- ・ガス料金と合算の場合、対象機器で使用するガスの供給契約(以下「ガス契約」という。)が甲乙間で有効に存続していることを前提とする。
支払期日は上記支払指定期月中に甲乙間のガス契約に基づき定期検針を行ったガス料金の乙の一般ガス供給約款記載の支払期日と同日とする。

3. 保守定期点検の種類

保守定期点検	毎年点検
--------	------

4. フロン定期点検サイクル

フロン定期点検	1回以上/3年 (冷蔵・冷凍用途：1回/1年)
---------	-------------------------

5. 保守定期点検サイクル(サイクル定期点検の場合)

「保守契約管理番号別条件」の保守契約対象機器毎の「保守点検サイクル」欄の記載に応じて、下表の【A年】または【B時間】のいずれが早く到来する時期を目安とし、当該時期が有効期間内に到来した場合に、保守定期点検を行う。但し、保守契約対象機器の運転状況により、乙の判断で当該時期の到来前に保守定期点検を行う場合がある。保守対象室外機が「チラー」または「冷蔵庫」タイプの場合は、「保守点検サイクル」欄の記載にかかわらず、保守対象室外機の保証開始日から起算して1年が経過する期間を目安の期間として、保守定期点検を行う。また、「スマートマルチ」を構成する電気ヒーポンの保守定期点検は、電気ヒーポンの【A年】または【B時間】に関わらず対となるガスヒーポンの保守定期点検と併せて行う。

「保守点検サイクル」欄の記載	7	6	5	4	3	2	1
保証開始日または前回点検日からの年数【A年】	10年	10年	5年	4年	3年	2年	1年
保守対象室外機の通算運転時間【B時間】	13,000時間	10,000時間	10,000時間	8,000時間	6,000時間	4,000時間	2,000時間

- ・【B時間】の通算運転時間は、当該保守対象室外機の時間計のデータによるものとする。

6. 有効期間および自動更新

有効期間	2022年4月1日～2023年3月末日	自動更新	無
------	---------------------	------	---

- ・自動更新欄が「自動更新有・有効期間延長」の場合、期間満了1ヶ月前までに、甲もしくは乙による解約・変更の申入れ、または甲から乙への保守対象室外機の廃棄連絡がない場合は、本契約を1年間延長し、以後も同様とする。

7. 保守契約料金（消費税及び地方消費税相当額別途要）

保守契約管理番号	002	の保守契約料金	有効期間における保守契約対象機器の燃料割引適用	全機器適用
GHP保守料金	197,000円（税抜）	フロン定期点検料金	保守契約料金合計	197,000円（税抜）

- ・上記記載のGHP保守料金は有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づきものであり、実際のGHP保守料金は、契約対象機器毎の有効期間開始時の保証開始からの経過年数および燃料割引適用の有無に基づき保守料金単価によるものとする。
- ・契約対象台数と保守契約料金合計の適用割引は「8.」に記載。

<参考>

【燃料割引適用料金】 契約対象機器のすべてにおいて燃料割引の適用がある場合

GHP保守料金	197,000円（税抜）	フロン定期点検料金	保守契約料金合計	197,000円（税抜）
---------	--------------	-----------	----------	--------------

【燃料割引非適用料金】 契約対象機器のすべてにおいて燃料割引の適用がない場合

GHP保守料金	295,500円（税抜）	フロン定期点検料金	保守契約料金合計	295,500円（税抜）
---------	--------------	-----------	----------	--------------

- ・上記料金は、燃料割引適用条件以外、契約締結時の条件で計算した参考金額。

8. 契約対象台数と保守契約料金合計の適用割引

保守契約対象台数	4台	口座振替加入割引		円
フロン定期点検対象台数	0台	契約開始月一括払い割引		円
冷蔵・冷凍用途台数（フロン定期点検対象台数内数）	0台	台数割引		-5,000円

・台数割引は複数物件の場合は割引金額の合計金額

9. 保守契約対象機器

（SR設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン）

（*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価）

（※：本契約は2015年1月1日より適用される。本契約は2015年1月1日より適用される。）

9. 保守契約対象機器

(S R 設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づき適用保守料金単価)
 保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～ (保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先	吹田市立藤白台小学校														
所在地	大阪府吹田市 藤白台3丁目 3-1														
No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	S R 設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン定期点検対象	冷蔵冷凍用途	フロン定期点検料金単価(円/税抜)	フロン点検法定対象	(参考)フロン点検法定対象
							保守料金単価(円/税抜)	保証開始後	保守料金単価(円/税抜)	保証開始後					
1	YNZP560FIN	3FA5066N	2004/04/01	5	無	13年3万時間	13年目まで (◆15年目まで)	14年目～ (◆16年目～)	13年目まで (◆15年目まで)	14年日～ (◆16年日～)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	○

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(S R 設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づき適用保守料金単価)
 保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～ (保守契約タイプに◆表示の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先	吹田市立豊津第一小学校															
所在地	大阪府吹田市 江坂町1丁目 15-42															
No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	S R 設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン定期点検対象	冷蔵冷凍用途	フロン定期点検料金単価(円/税抜)	フロン法定点検期限日※	(参考)フロン点検法定対象	
							保守料金単価(円/税抜)	保証開始後	保守料金単価(円/税抜)	保証開始後						
1	YGZP840G2N	6TM0466N	2007/04/01	5	無	13年3万時間	13年目まで (◆15年目まで)	14年日～ (◆16年日～)	13年日まで (◆15年日まで)	14年日～ (◆16年日～)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	52,000 *	78,000	<input type="checkbox"/>	○

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(S R 設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づき適用保守料金単価)
 (保守契約タイプに◆表示の機器は15年目まで/16年目～)

9. 保守契約対象機器

(SR設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
 保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～ (保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先	吹田市立南山田小学校		顧客番号	0027178										
所在地	大阪府吹田市 千里丘西 9-1													
No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	SR設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン定期点検対象	フロン定期点検料金単価用途(円/税抜)	フロン点検法定対象	(参考)フロン点検法定対象
							保守料金単価(円/税抜)	保証開始後	保守料金単価(円/税抜)	保証開始後				
							13年目まで (◆15年目まで)	14年日～ (◆16年日～)	13年日まで (◆15年日まで)	14年日～ (◆16年日～)				
1	GNAP560MN	A000103	2008/04/01	5	無	13年3万時間	50,000 *	50,000 *	75,000	75,000	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	○
2	GNAP560MN	A000104	2008/04/01	5	無	13年3万時間	50,000 *	50,000 *	75,000	75,000	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	○

※フロン点検法定対象ではない場合空白



ガスヒーポン（GHP）保守契約書

お客さま（契約者 以下「甲」という。）と大阪ガス株式会社（以下「乙」という。）は、ガスヒーポン（GHP）の保守に関し、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

保守契約基本番号	611-00114086
保守契約管理名称	吹田市立 片山保育園

締結日 2022 年 4 月 1 日

甲 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市

乙 大阪市中央区平野町4-1-2
大阪瓦斯株式会社
エネルギーソリューション事業部 業務部
造座 克之

吹田市長 後藤 圭

（有効期間）

第1条 本契約（添付の「ガスヒーポン（GHP）保守契約条件票」（以下「条件票」という。）、「フロン定期点検要領」及び「スカイリモート要領」を含む、以下同じ。）の有効期間及び有効期間満了後の契約更新については、条件票記載の通りとし、契約対象機器が廃棄された場合は、有効期間を延長しないものとする。

但し、条件票記載の契約条件（第2条（1）の契約対象機器等）を変更する場合は、都度「ガスヒーポン（GHP）保守契約条件変更覚書」（以下「変更覚書」という。）を締結する。

（保守業務等）

第2条 甲は、条件票記載の甲の管理する（1）記載の契約対象機器について（2）記載の保守業務（以下「保守業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）契約対象機器

①保守対象機器

ガスヒーポン（GHP）のうち、「保守対象機器」及び「保守対象外機器」は、表1の通りとする。但し、保守対象外機器は、契約対象機器に含まれず、保守業務の対象外とする。

■表1：保守対象機器及び保守対象外機器

保守対象機器	
保守対象機器	<ul style="list-style-type: none">条件票に記載する室外機本体（以下「保守対象室外機」という。）保守対象室外機に対応する乙指定の室内機本体（全熱交換器一体型を除く）保守対象室外機に対応する乙指定の水熱交換ユニット本体、庫内機本体、床暖房パネル本体乙指定の標準リモートコントローラー
保守対象外機器	<ul style="list-style-type: none">集中管理リモートコントローラー等のオプションリモートコントローラー室外機及び室内機本体に付属するオプション品（加湿器、空気清浄器、自動昇降グリル、ドレンアップキット等）冷媒配管、ドレン排水配管、ダクト、各種配線等の現地施工部分その他保守対象機器以外の物

②フロン定期点検対象機器

「フロン定期点検対象機器」は、保守対象機器のうち、条件票の「フロン定期点検対象」欄に該当サインが記載された機器とする。

③スカイリモート対象機器

「スカイリモート対象機器」は、保守対象機器のうち、条件票の「スカイリモート設置」欄に α または β の記載がある室外機本体及びこれに対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体とする。

(2) 保守業務

乙は、表 2 に示す保守業務を第 4 条に基づき実施する。

■表 2：保守業務

	対象機器	実施内容
保守定期点検	保守対象機器	定期点検作業
故障修理	保守対象機器	故障発生時の修理作業
フロン定期点検	フロン定期点検対象機器	法定フロン定期点検作業
スカイリモートサービス	スカイリモート対象機器	遠隔監視

(保守契約料金)

第 3 条 甲は、乙に対し、保守契約料金として、条件票記載の金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、条件票記載の支払方法及び支払期日等に従って、支払うものとする。

2 保守契約料金のうちGHP保守料金については、契約対象機器毎に、以下の各号の状況に応じて条件票記載の保守料金単価を適用するものとする。なお、有効期間の途中で各号の状況に変更が生じた場合は、当該有効期間満了後、次の有効期間から変更後の保守料金単価を適用するものとする。

- (1) 条件票記載の保証開始日（以下「保証開始日」という。）からの経過年数
- (2) 契約対象機器において使用する燃料（乙または乙が指定する者が供給する場合は燃料割引適用保守料金単価を適用し、その他の場合は燃料割引非適用保守料金単価を適用する）

(保守業務の内容)

第 4 条 乙は、保守業務を次の通り行うものとする。

(1) 保守定期点検

保守対象機器について、表 3 に示すいずれかの保守定期点検を実施する。

いずれによるかは、条件票の「保守定期点検の種類」に記載する。

■表 3：保守定期点検の種類

サイクル定期点検	条件票記載の保守定期点検サイクルが、本契約の有効期間中に到来する場合、乙の定める定期点検作業に基づき各部の点検、調整及び保守対象室外機の部品交換等を行う。また、その結果を甲に報告する。
毎年定期点検	本契約の有効期間中、1年毎に1回以上(回数は乙が定める)乙の定める定期点検作業に基づき各部の点検、調整及び保守対象室外機の部品交換等を行う。また、その結果を甲に報告する。

(2) 故障修理

・本契約の有効期間中に、保守対象機器に万一故障が発生した場合、甲の依頼または乙がスカイリモートサービスによりスカイリモート対象機器の停止・警報等を確認し、かつ乙が必要と判断した場合は、乙は速やかに作業員を派遣し、適切な故障修理を行う。

- ・ 部品の全部交換・一部交換等故障修理の方法及び内容は乙が決定する。
- ・ 故障修理に要する「基本料」及び「技術料」は前条の保守契約料金に含む。
- ・ 故障修理に要する「ガスエンジン本体代」及び「ガスエンジン本体以外の部品代」については、条件票記載の保守契約タイプ毎に表4に示す通りとし、保守契約料金に含まれない部品等の交換については、本契約の故障修理業務外として乙の指定する者が別途行うこととし、甲はそれに要する費用を別途乙の指定する者の定める方法及び支払期日にて乙の指定する者に支払うものとする。なお、当該故障修理を実施する場合、乙の指定する者が乙に対して修理や支払いの内容・状況等を開示することについて、甲はあらかじめ承諾する。
- ・ 通算運転時間はいずれの場合も当該保守対象室外機の時間計のデータによる。

■表4：故障修理に伴う「ガスエンジン本体代」及び「ガスエンジン本体以外の部品代」

① 13年（3万時間）保守タイプ

			保証開始日からの経過年数	
			13年を経過する日まで	13年を経過した日以降
通算 運転 時間	30,000時間未満	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に含む	保守契約料金に 含まない
		ガスエンジン本体代		
	30,000時間以上 60,000時間未満	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に 含まない	
		ガスエンジン本体代		
	60,000時間以上	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に 含まない	
		ガスエンジン本体代		

② 15年（6万時間）保守タイプ

			保証開始日からの経過年数	
			15年を経過する日まで	15年を経過した日以降
通算 運転 時間	30,000時間未満	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に含む	保守契約料金に 含まない
		ガスエンジン本体代		
	30,000時間以上 60,000時間未満	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に 含まない	
		ガスエンジン本体代		
	60,000時間以上	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に 含まない	
		ガスエンジン本体代		

(3) フロン定期点検対象機器について、フロン定期点検を次の通り実施する。

条件票記載のフロン定期点検サイクルが本契約の有効期間中に到来するまでに、フロン定期点検要領に従って、乙の定めるフロン定期点検作業に基づき、以下の点検・確認を行う。但し、条件票記載の「(参考)フロン点検法定対象」欄に該当サインが記載されていない場合、フロン定期点検要領にかかわらず、条件票記載のフロン定期点検サイクルが本契約の有効期間中に到来するまでに、乙の定めるフロン定期点検作業に基づき、以下の点検・確認を行う。また、それらの結果を甲に報告する。

- ① フロン定期点検対象機器のうち室外機本体の外観目視点検
- ② フロン定期点検対象機器のうち室外機本体の異常音確認
- ③ 間接法による室外機本体、冷媒配管及び室内機本体のフロン漏えい点検

なお、フロン定期点検対象機器を対象として、本契約の有効期間開始日以前に甲乙間でガスヒューポン（GHP）保守契約が締結されている場合は、乙は、当該保守契約に基づき実施する保守定期点検に合わせて、本契約の有効期間の開始日以前に本契約に基づき行うフロン定期点検の初回分を実施することができるものとする。

(4) スカイリモート対象機器について、スカイリモート要領に従ってスカイリモートサービスを実施する。

2 次の事項は、保守業務の対象外とする。

- ① 室内機フィルター清掃等機器の取扱説明書に記載される甲の日常点検項目
- ② 室外機本体及びこれに対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体の熱交換フィンの汚れ、目詰まりの清掃、洗浄作業
- ③ 室外機本体に対応する室内機ドレンパンの清掃

- ④ 甲の不注意または不適切な使用管理（取扱説明書等に記載される甲の日常点検項目の実施が不十分であったこと、または甲が指定油脂類・部品等以外のものを使用したこと等）に起因する故障
 - ⑤ 室外機本体の熱交換フィンの汚れ・目詰まり、室外機本体に対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体のエアフィルター及び熱交換フィンの汚れ・目詰まり、または室内機ドレンパンの汚れに起因する故障
 - ⑥ 天災地変、災害、その他の不可抗力、または保守対象機器の経年劣化等に起因する故障
 - ⑦ 甲が改造、変更、移転等保守対象機器の現状を変更したことに起因する故障
 - ⑧ 乙または乙の認める者以外の第三者が修理、改造を伴う点検、整備作業（フロン定期点検含む）を実施したことに起因する故障
 - ⑨ 保守対象機器の設置に関連する設計または施工に起因する故障
（例：製造メーカーの設計、施工基準に則していない設計・施工に起因する故障等）
 - ⑩ 製造メーカーの設置環境基準から逸脱した環境での使用に起因する故障
（例：腐食環境下での使用による腐食による故障等）
 - ⑪ 保守対象機器以外の冷媒配管、ドレン排水配管、ダクト、各種配線等の損傷・故障に起因する保守対象機器の故障（例：冷媒配管からの冷媒漏れ、配線の断線や漏電、ダクトの風量調整に起因する故障等）
 - ⑫ 音、振動、塗装の変色、錆等外観上の軽微な損傷等、保守対象機器の稼動に影響のないものへの対応
 - ⑬ 室外機・室内機を構成するパネル・底板等の構成部材、その他部材の修理・取替
 - ⑭ 製造・販売メーカーからの補修部品の供給停止による部品調達が不可能な場合、その他乙の責に帰さない事由による対応不可能な故障修理・部品交換等
 - ⑮ フロン排出抑制法により実施が義務付けられている「簡易点検」
 - ⑯ フロン定期点検における直接法による室外機本体、冷媒配管及び室内機本体のフロン漏えい点検
 - ⑰ フロン定期点検によりフロン漏えいが発見された場合の保守対象機器以外の漏えい箇所の特定及び故障修理
 - ⑱ フロン定期点検結果の点検整備記録簿への記入業務
 - ⑲ 保守対象機器のオーバーホール
 - ⑳ 保守対象機器以外の物についての作業、その他、本契約に保守業務として明記された作業以外の作業
- 3 保守業務を履行する上でクレーン車、ユニック車等の特殊車輛が必要な場合、または保守業務を履行する上で特殊技能（玉掛け、重量運搬、足場設置等）が必要な場合、それらに必要な費用は第3条の保守契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の指定する者の定める方法及び支払期日にて乙の指定する者に支払うものとする。

（保守業務の運営）

第5条 甲は、保守業務が安全かつ円滑に行われるように、乙に全面的に協力するものとする。

- 2 保守業務に要する電気、水道、ガス、その他の費用は甲の負担とする。
- 3 保守業務の遂行に際して、契約対象機器の設置場所への立ち入りなどについて第三者の承諾が必要な場合、甲の責任と負担において、当該第三者の承諾を得るものとする。
- 4 保守業務は、乙の通常営業時間中に行うことを原則とする。乙の通常営業時間外に行う必要のある場合、甲乙協議の上、その時間及び費用を決定する。

【乙の通常営業時間】 平日（月曜～金曜） 9時～17時40分

※祝祭日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日除く

- 5 甲は、保守対象機器の譲渡、使用停止、変更、移転または廃棄をする場合、乙または乙の指定する者に事前に連絡をするものとする。
- 6 乙は、保守定期点検、フロン定期点検の実施にあたって、点検予定月の前々月に郵便等にて甲に訪問月の告知を行う。甲が不在等の理由により点検予定月での点検が不可能な場合、甲は乙または乙の指定する者に速やかに連絡し、協議の上定期点検実施日を決定する。
- 7 保守業務を実際に履行する者が安全に作業することができないと乙が判断した場合、乙は甲に是正を求め、甲は甲の負担で当該是正を行う。

(免責事項)

第6条 甲は、以下の場合には、乙の保守業務の履行等、本契約上の乙の債務を免除することに同意する。

- (1) 保守対象機器の所有名義等に変更があった場合
- (2) 保守対象機器の使用が停止された場合
- (3) 前二号の他、改造、変更、移転、廃棄等保守対象機器の現状が変更された場合
- (4) 保守対象機器を乙または乙の指定する者以外の第三者が修理した場合
- (5) 第5条第7項の規定に反し安全に作業ができない場合
- (6) メーカー無償保証期間が終了した機器を対象として新たに本契約を締結する場合に必要となる、乙の指定する者による機器点検作業（点検の結果、必要となる機器の正常化作業を含む）が完了していないことが判明した場合
- (7) 甲が乙に対する、第3条の保守契約料金等本契約に定める金銭債務の履行を遅滞した場合
- (8) 甲が乙の指定する者に対する、第4条に定める保守契約料金に含まれない費用または第6号に定める機器点検作業費用の支払いを遅滞した場合
- (9) 甲が本契約に違反した場合
- (10) その他乙の責めに帰さない事由により乙の債務を履行できない場合

(不担保事項)

第7条 乙による保守業務の実施期間中、保守対象機器及びそれらに関連する設備が稼働できないことによる生産損失、原材料の損失、甲または第三者の売上高または利益の減少、電力購入量及び電力料金の増加等の損害について、乙は責任を負わない。

- 2 本契約は保守対象機器の性能保証を行うものではない。

(保守業務の契約不適合)

第8条 乙が実施した保守業務の契約不適合により甲に損害が発生した場合は、乙はその損害を賠償する。但し、乙は、間接または二次的損害（生産損失、原材料の損失、甲または第三者の売上または利益の減少、電力購入量または電力料金増加等を含むがこれらに限らない。）については、責任を負わないものとする。

(契約の解除等及び債務の弁済)

第9条 甲または乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合、相手方に対し何らの催告及び自己の債務提供なしで、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合
- (2) 自ら振出しもしくは引き受けた手形または小切手を不渡りにする等支払停止状態に至った場合
- (3) 仮差押、差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売等の申立、または破産、民事再生、会社更生、特別清算もしくは特定調停等の法的整理手続の申立てまたは開始があった場合
- (4) 現事業の廃止または重大な変更（合併、事業の全部または重要な一部の譲渡、会社分割及び解散等を含む。）の決議をし、本契約の履行が困難になるおそれが生じた場合
- (5) 株主構成の変動または役員の変更等により、会社の実質的支配権が異動し、本契約の履行が困難となるおそれが生じた場合
- (6) 暴力団を始めとする反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に関して次のいずれかに該当する場合
 - ① 自ら、またはその役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という。）が、反社会的勢力であること
 - ② 自らまたはその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - ③ 自らまたはその役員等が、相手方との契約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部または一部を遂行させていること

- (7) 自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて、甲もしくは乙の信用を棄損または業務を妨害する行為
 - ⑤ その他上記①から④に準ずる行為
- (8) 甲が第6条各号の事由に該当した場合
- (9) 本契約に違反し是正要求を受けたにもかかわらず是正されない場合
- (10) その他前各号に準ずる重要な事項が生じ、本契約を維持しがたい理由がある場合
- 2 甲または乙は、前項の各号のいずれかに該当する場合、相手方に対して債務を有するときは、相手方からの通知・催告がなくても期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を支払わなければならない。
- 3 甲または乙は、第1項による場合以外に、相手方に通知して本契約の全部または一部を解約することができる。この場合、契約解約日は解約申出日の翌月以降の月の末日のうち、契約解約を申し出た者が指定する日とする。
- 4 第1項により乙が解除した場合、または前項により甲が解約を申し出た場合については、甲は乙に対して条件票記載の有効期間が開始している保守契約管理番号に関する第3条に定める保守契約料金全額を支払うものとし、甲が乙に対し債務を有するときは、その弁済期日が到来しているかどうかにかかわらず、直ちに乙に対して債務の全額を弁済しなければならない。
- 5 第1項により甲が解除した場合、または第3項により乙が解約を申し出た場合については、乙は甲に対して第3条に定める保守契約料金のうち、有効期間満了日までの残期間(契約解約日が属する月を含む月数)に相当する金額を受領しない(既に受領済の場合は返還する。)ものとする。
- 6 第1項または第3項により、本契約のうち、条件票記載の一部の保守契約管理番号について解除または解約された場合、同一の契約対象機器を含む他の保守契約管理番号のうち有効期間が未到来の保守契約管理番号についても解除または解約されるものとする。但し、有効期間が開始している保守契約管理番号については有効期間満了日まで有効とする。

(報告義務)

- 第10条 甲は、甲に本契約の履行に影響を与える事由が発生し、または発生するおそれのあるときは、速やかに乙に報告するものとする。
- 2 甲は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちに乙に報告するものとする。
- 3 甲は、乙から保守業務実施のために必要な資料の提出または報告を求められた場合、速やかに資料を提出し、または報告するものとする。

(権利の譲渡、担保)

- 第11条 甲及び乙は、本契約の定めによる場合または予め相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約の締結により生じる一切の権利または義務を、第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保提供する等の処分をすることはできない。

(保守契約料金の改定)

- 第12条 乙は、本契約の有効期間満了に伴う更新にあたって、諸物価変動等の経済実情に合致するよう保守契約料金を改定できるものとし、この場合乙は甲に本契約の有効期間満了の1ヶ月前までに通知をするものとする。

(保守業務等の委託)

- 第13条 乙は、保守業務、変更覚書の締結等の契約業務、その他本契約に関する業務を乙の指定する者に委託できるものとする。

(保守対象機器に関する従前の保守契約の効力)

第14条 本契約の締結以前に甲乙間で締結していた、保守対象機器を対象とするガスヒーポン（GHP）保守契約（以下「従前保守契約」という。）及びフロン定期点検対象機器を対象とするガスヒーポン（GHP）フロン定期点検契約は、本契約の有効期間開始日以降失効する。

- 2 本契約における保守契約タイプが「15年（6万時間）保守タイプ」である保守対象機器については、以下の全ての条件を満たす場合、従前保守契約における故障修理においても「15年（6万時間）保守タイプ」として取り扱うものとする。

但し、乙の責めに帰すべき事由によらずに従前保守契約の有効期間の途中で本契約が解除または解約された場合は、既に発生した故障修理に要する「ガスエンジン本体代」及び「ガスエンジン本体以外の部品代」のうち、従前保守契約では保守契約料金に含まれないものについては甲が負担するものとし、甲は別途乙の定める方法及び支払期日にて乙に支払うものとする。

- (1) 従前保守契約の有効期間が、本契約の有効期間開始日の前日までであること
(2) 本契約締結後、乙の社内契約登録手続きが完了した日の翌日以降に、従前保守契約に基づき行う故障修理であること

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項については、甲及び乙にて都度協議するものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

[お客さま情報の利用目的]

大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、ガス・電気・熱等の各種エネルギーや当社のサービス等をお客さまにご利用いただくにあたり、保守契約の申込み受付、保守サービス等の機会に、当社が直接または業務委託先等を通じて、または電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客さまの氏名、住所、電話番号等の情報（個人番号及び特定個人情報を除きます。以下「お客さま情報」といいます。）を取得しますが、これらの情報は適切に管理し、以下の目的に利用させていただきます。

- ①エネルギー供給及びその普及拡大
- ②エネルギー供給設備工事
- ③エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯、空調等）の修理・点検等の保安活動
- ④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器及び住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発
- ⑦Daigasグループ会社の商品・サービスの紹介・提案
- ⑧その他上記①から⑦に付随する業務の実施

フロン定期点検要領

ガスヒーポン（GHP）保守契約（以下「本契約という」。）におけるフロン定期点検要領（以下、「本要領」という。）は以下の通りとし、乙は甲に対して、本契約本文に定めるほか、本要領に基づきフロン定期点検を実施する。

なお、本要領に別段の定めがある場合を除き、本要領で用いる用語は、本契約本文で用いる用語と同一の意味を有するものとする。

（条件票記載の法定点検期限日）

第1条 条件票記載のフロン定期点検対象機器の法定点検期限日は、乙が把握している機器設置時の試運転完了日または乙が把握しているフロン定期点検実施履歴を基に表示し、乙は、条件票記載の法定点検期限日に基づいて、次条に定める時期にフロン定期点検を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本契約の締結前に、甲及び乙が「フロン法定点検期限事前確認票」によりフロン定期点検対象機器の法定点検期限日を確認した場合、条件票には双方で確認した法定点検日を表示し、乙は、条件票記載の法定点検期限日に基づいて、次条に定める時期にフロン定期点検を行うものとする。なお、条件票記載の法定点検期限日が、本契約の有効期間開始日（但し、乙の社内契約登録手続きが完了した日が有効期間開始後の場合は乙の社内契約登録手続きが完了した日）以前の日付の場合、当該機器に対しては、次条2項に従いフロン定期点検を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、本契約の有効期間開始前に、乙がフロン定期点検対象機器に対し、乙が受託した別の契約に基づくフロン定期点検を行った場合、当該別の契約に基づくフロン定期点検実施日から3年後（用途が冷蔵・冷凍の場合は1年後）を法定点検期限日とする。

（フロン定期点検の実施時期）

第2条 本契約の有効期間中に法定点検期限日が到来する場合、乙は、原則として、法定点検期限日までにフロン定期点検を行う。但し、甲は、以下の各号に定める場合は、法定点検期限日までに実施できないことがあることを予め承諾するものとし、乙は法定点検期限内に実施できなかったことに対する責任を負わないものとする。

(1) 本契約の有効期間開始日（但し、乙の社内契約登録手続きが完了した日が有効期間開始後の場合は乙の社内契約登録手続きが完了した日）から、法定点検期限日までの期間が2か月未満の場合

(2) 甲の都合、天災その他の不可抗力等、乙の責めに帰さない事由による場合

(3) 前各号のほか、乙または乙の委託先のやむを得ない事由による場合

2 本契約の有効期間中に法定点検期限日が到来しない場合、乙は、以下の区分によりフロン定期点検を行うものとする。

(1) 本契約の条件票の自動更新欄が「有」の場合

原則として、本契約の有効期間内にフロン定期点検を行わない。但し、乙の判断で本契約の有効期間内にフロン定期点検を行うことができるものとする。

(2) 本契約の条件票の自動更新欄が「無」の場合

本契約の有効期間内にフロン定期点検を行うものとする

上記(1)または(2)にかかわらず、法定点検期限日が、本契約の有効期間開始日（但し、乙の社内契約登録手続きが完了した日が有効期間開始後の場合は乙の社内契約登録手続きが完了した日）以前の日付の場合、乙は、本契約の有効期間内にフロン定期点検を行うものとする。

以上

スカイリモート要領

ガスヒーポン（GHP）保守契約（以下「本契約」という。）におけるスカイリモート要領（以下「本要領」という。）は以下の通りとし、乙は甲に対して、本契約本文に定めるほか、本要領に基づきスカイリモートサービスを実施する。

なお、本要領に別段の定めがある場合を除き、本要領で用いる用語は、本契約の本文で用いる用語と同一の意味を有するものとする。

（定義）

- 第1条 スカイリモートサービスとは、ガスヒーポンの効率的な運転及び迅速な故障の修理を目的として、スカイリモート対象機器の作動状況を受発信装置（以下「装置」という。）を使って無線により遠隔監視すること並びに遠隔でソフト更新可能な装置及びスカイリモート対象機器の室外機の制御ソフトを遠隔で更新すること（以下「遠隔更新」という。）をいう。なお、装置は、スカイリモートサービスを行うために必要な、アダプタ本体、通信端末本体（以下「モバイルアーク」という。）及び配線で構成される。
- 2 配線とは、スカイリモートサービスを行うために必要な、スカイリモート対象機器・アダプタ本体・モバイルアークをつなぐ通信用配線及び電気用配線をいう。

（前提条件）

- 第2条 乙は、以下の項目が全て満たされていることを前提として、スカイリモート対象機器に対してスカイリモートサービスを行う。
- ① 装置が、当該保守対象室外機の周辺の乙が指定する場所に設置され、当該スカイリモート対象機器について本契約の有効期間中正常に作動及び存続すること。
 - ② 甲が、本契約の有効期間中、装置の設置及び存続を対価無償で認めること。
 - ③ 装置の設置及び存続に第三者の承諾が必要である場合は、甲の責任と負担において第三者の承諾を得ること。

（装置の費用負担等）

第3条 装置を構成するアダプタ本体、モバイルアーク及び配線の購入、設置・工事及び故障修理の費用負担等については、表5に示す通りとし、いずれの方式によるかは条件票の「スカイリモート設置」欄に記載する。

但し、α方式は、保守対象機器が乙の定める機種であり、かつ、保守対象機器が乙の定める時期までに本契約の対象となる場合にのみ選択できるものとする。また、本契約の締結以降は本契約の更新時、契約内容変更時も含めて選択した方式を変更することはできない。

■表5：装置の費用負担等

	α方式			β方式		
	購入・所有	設置・工事 ^{※1}	故障修理 ^{※2}	購入・所有	設置・工事 ^{※1}	故障修理 ^{※2}
アダプタ本体	乙	乙	乙	甲 ^{※3}	甲 ^{※3}	乙
モバイルアーク	乙	乙	乙	乙	乙	乙
配線	乙	乙	乙	甲 ^{※3}	甲 ^{※3}	甲 ^{※3}

※1：乙の定める仕様等に従ってアダプタ本体、モバイルアーク及び配線を設置する。

※2：乙の定める仕様等に従って故障修理を実施する。

※3：甲または対象設備の所有者等。

- 2 前項にかかわらず、装置の故障修理が相手方当事者の責めに帰すべき事由により必要となった場合は、当該相手方当事者がその費用を負担する。
- 3 本契約の有効期間満了、解除等事由の如何に関わらず本契約が失効した場合、甲は直ちに表5の「設置・工事」費用負担区分が乙の負担である物を甲の負担で乙に返還する。
但し、乙が返還不要と判断しその旨を甲に通知した物については返還不要とし、甲が甲の負担でそれを処分等するものとする。

(取得データ)

第4条 乙がスカイリモートサービスにより取得するデータは、表6の通りとする。

■表6：スカイリモートサービスにより取得するデータ

データの収集機会	データ種別
定期収集	室外機運転時間、エンジン発停回数
	冷媒高圧最大値
発生都度収集*	警報コード
	室外機運転時間、エンジン発停回数
	運転モード、送風モードなどの室内機運転情報
	運転状態情報（センサーやモータのON/OFFなどのデジタル情報）
	室外機の各種アナログ情報

※異常警報が発生したときや品質向上等のために乙が必要と判断した場合にデータを収集する。

(情報の収集及び開示等)

第5条 甲は、前条に基づき取得したデータ、その他スカイリモートサービスを提供するために必要なデータを、乙が取得、利用、乙の指定する者へ開示することを承諾する。

- 2 甲は、スカイリモート対象機器の使用者が甲と異なる場合には当該使用者より、スカイリモート対象機器の所有者が甲と異なる場合には当該所有者より、それぞれ自己の責任と負担において前項の承諾を得るものとする。
- 3 乙または乙が指定する者は、第1項のデータを本契約の有効期間中はもとより同期間終了後も自らの判断で分析、編集、利用、開示等の一切の処分をすることができる。但し、甲、スカイリモート対象機器の使用者またはスカイリモート対象機器の所有者が特定されるデータを開示する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。甲は必要に応じ、自己の責任と負担においてスカイリモート対象機器の使用者またはスカイリモート対象機器の所有者から有効な承諾を得るものとする。

(不担保)

第6条 スカイリモートサービスは、スカイリモート対象機器の故障を感知することを保証するものではなく、またスカイリモート対象機器の故障を予防、未然防止するものではない。

- 2 乙は、電波状況障害、装置の故障等、事由の如何にかかわらず、第4条記載のデータの全部または一部が乙に伝達されない場合は、スカイリモートサービスを提供できないことがある。
- 3 乙は、乙の任意のタイミングで遠隔更新を実施する。遠隔での室外機制御ソフト更新作業は、室外機が停止している際に行うことを原則とするが、制御ソフト更新作業中には空調運転できない場合があることについて甲はあらかじめ承諾する。
- 4 乙の責めに帰さない事由（天災地変、戦争、動乱、労働争議及び疫病並びに装置の生産停止または生産遅滞等を含むがこれに限らない）により、乙が第3条表5の通り担う装置の設置・工事が履行できない場合及び乙以外が第3条表5の通り担う装置の設置・工事が履行できない場合、乙がスカイリモートサービスを提供できないことまたはその遅延について責めを負わないことを、甲はあらかじめ承諾する。

(中断)

第7条 乙は、本契約の本文第6条各号に該当する場合の他、以下の各号のいずれかに該当する場合は、甲に事前に通知することなく、スカイリモートサービスを中断することができる。

- ① スカイリモート対象機器及び装置等のスカイリモート関連設備等の保守メンテナンスを行う場合
- ② 火災、停電、地震、疫病その他不可抗力によりスカイリモートサービスの提供ができない場合
- ③ 戦争、動乱、労働争議等によりスカイリモートサービスの提供ができない場合
- ④ 甲またはスカイリモート対象機器の使用者等の第三者が本契約の各条項のいずれかに違反した場合
- ⑤ その他、運用上または技術上、乙がスカイリモートサービスの提供の中断が必要と判断した場合

(免責)

第8条 乙は、装置の故障、第6条第2項または前条に基づくサービスの不提供または中断、その他事由の如何を問わず、スカイリモートサービスの不提供または不備等により、甲またはスカイリモート対象機器の使用者等の第三者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

以上

ガスヒーポン(GHP)保守契約条件票

保守契約管理番号別条件

保守契約基本番号 - 管理番号	611-00114086-000
見積番号	61-00133407

1. 保守契約管理名称 (保守契約対象機器設置先管理用名称)

吹田市立 片山保育園

2. 保守契約料金の支払方法・支払期日

支払方法	振込(請求書払い)	支払回数	指定月一括払い
支払指定月	3月	契約先区分	エンドユーザー

- ・消費税及び地方消費税相当額は別途加算し、分割月払いで10円未満の端数が生じる場合は初回に加算するものとする。
- ・振込の場合、支払期日は上記支払指定月の末日とし、同日までにこの指定する銀行口座に振り込みます。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- ・口座振替の場合、振替日は支払指定月の28日とする。但し、金融機関が非営業日の場合は翌営業日となる。
- ・ガス料金と合算の場合、対象機器で使用するガスの供給契約(以下「ガス契約」という。)が甲乙間で有効に存続していることを前提とする。
支払期日は上記支払指定月中に甲乙間のガス契約に基づき定期検針を行ったガス料金のこの一般ガス供給約款記載の支払期限日と同日とする。

3. 保守定期点検の種類

保守定期点検	毎年点検
--------	------

4. フロン定期点検サイクル

フロン定期点検	1回以上/3年 (冷蔵・冷凍用途: 1回/1年)
---------	--------------------------

5. 保守定期点検サイクル (サイクル定期点検の場合)

「保守契約管理番号別条件」の保守契約対象機器毎の「保守点検サイクル」欄の記載に応じて、下表の【A年】または【B時間】のいずれか早く到来する時期を目安とし、当該時期が有効期間内に到来した場合に、保守定期点検を行う。但し、保守契約対象機器の運転状況により、乙の判断で当該時期の到来前に保守定期点検を行う場合がある。保守対象室外機が「チャラー」または「冷蔵庫」タイプの場合は、「保守点検サイクル」欄の記載にかかわらずなく、保守対象室外機の保証開始日から起算して1年が経過する期間を目安の期間として、保守定期点検を行う。

また、「スマートマルチ」を構成する電気ヒーポンの保守定期点検は、電気ヒーポンの【A年】または【B時間】に関わらず対となるガスヒーポンの保守定期点検と併せて行う。

「保守点検サイクル」欄の記載	7	6	5	4	3	2	1
保証開始日または前回点検日からの年数【A年】	10年	10年	5年	4年	3年	2年	1年
保守対象室外機の通算運転時間【B時間】	13,000時間	10,000時間	10,000時間	8,000時間	6,000時間	4,000時間	2,000時間

・【B時間】の通算運転時間は、当該保守対象室外機の時間計のデータによるものとする。

6. 有効期間および自動更新

有効期間	2022年8月1日～2023年3月末日	自動更新	無
------	---------------------	------	---

- ・自動更新欄が「自動更新有・有効期間延長」の場合、期間満了1ヶ月前までに、甲もしくは乙による解約・変更の申入れ、または甲から乙への保守対象室外機の廃棄連絡がない場合は、本契約を1年間延長し、以後も同様とする。

7. 保守契約料金（消費税及び地方消費税相当額別途要）

保守契約管理番号	000	の保守契約料金	有効期間における保守契約対象機器の燃料割引適用	全機器適用
GHP保守料金	126,000 円 (税抜)	フロン定期点検料金	保守契約料金合計	126,000 円 (税抜)

- ・上記記載のGHP保守料金は有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づいたものであり、実際のGHP保守料金は、契約対象機器毎の有効期間開始時の保証開始からの経過年数および燃料割引適用の有無に基づいた燃料単価によるものとする。
- ・契約対象台数と保守契約料金合計の適用割引は「8.」に記載。

<参考>

【燃料割引適用料金】 契約対象機器のすべてにおいて燃料割引の適用がある場合

GHP保守料金	126,000 円 (税抜)	フロン定期点検料金	保守契約料金合計	126,000 円 (税抜)
---------	----------------	-----------	----------	----------------

【燃料割引非適用料金】 契約対象機器のすべてにおいて燃料割引の適用がない場合

GHP保守料金	189,000 円 (税抜)	フロン定期点検料金	保守契約料金合計	189,000 円 (税抜)
---------	----------------	-----------	----------	----------------

- ・上記料金は、燃料割引適用条件以外、契約締結時の条件で計算した参考金額。

8. 契約対象台数と保守契約料金合計の適用割引

保守契約対象台数	5 台	口座振替加入割引	---	円
フロン定期点検対象台数	0 台	契約開始月一括払い割引	---	円
冷蔵・冷凍用途台数（フロン定期点検対象台数内数）	0 台	台数割引	-9,950	円

・台数割引は複数物件の場合は割引金額の合計金額

・台数割引は複数物件の場合は割引金額の合計金額

9. 保守契約対象機器

(SR設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
 保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～ (保守契約タイプに◆表示の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先		吹田市立 片山保育園		顧客番号		0002539										
所在地		大阪府吹田市 出口町 3 2 - 1														
No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	SR設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン定期点検対象	冷蔵・冷凍用途	フロン定期点検料金単価(円/税抜)	フロン点検法定期限日※	(参考)フロン点検法定対象	
							保守料金単価(円/税抜)	保証開始後	保守料金単価(円/税抜)	保証開始後						
1	YNZP224K1NB	1ANS1294N	2021/08/01	5	α	13年3万時間	13年目まで (◆15年目まで)	14年目～ (◆16年目～)	13年目まで (◆15年目まで)	14年目～ (◆16年目～)	66,000	66,000	□			-
2	YRMP140G1NB	0TA-5488N	2021/08/01	5	α	13年3万時間	37,000 *	37,000 *	55,500	55,500	□	□				-
3	YRMP140G1NB	0TA-5487N	2021/08/01	5	α	13年3万時間	37,000 *	37,000 *	55,500	55,500	□	□				-

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(SR設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～ (保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先		顧客番号 0002545													
所在地		吹田市立 吹六体育園 大阪府吹田市 南清和園町 40-31													
No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	SR設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン定期点検対象	冷蔵冷凍用途	フロン定期点検料金単価(円/税抜)	フロン法定点検期限日※	(参考)フロン点検法定対象
							保守料金単価(円/税抜)	保証開始後	保守料金単価(円/税抜)	保証開始後					
1	YNZP224K1NB	1ANS1302N	2021/08/01	5	α	13年3万時間	保守契約タイプ	13年目まで (◆15年目まで)	14年日～ (◆16年日～)	13年目まで (◆15年目まで)	14年日～ (◆16年日～)	<input type="checkbox"/>	66,000		-
2	YRMP140G1NB	0TA-5505N	2021/08/01	5	α	13年3万時間	保守契約タイプ	13年目まで (◆15年目まで)	14年日～ (◆16年日～)	13年目まで (◆15年目まで)	14年日～ (◆16年日～)	<input type="checkbox"/>	55,500		-

※フロン点検法定対象ではない場合空白

参考

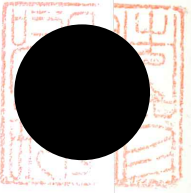
保守契約管理番号一覧

保守契約管理番号	有効期間	保守契約料金 (税抜)	自動更新	契約開始年月日 (初年度)
000	2022年8月1日 ~ 2023年3月末日	126,000 円	無	2022年8月1日

機器設置先一覧

顧客番号	機器設置先名 所在地
0002539	吹田市立 片山保育園 大阪府吹田市出口町 3-2-1
0002545	吹田市立 吹六保育園 大阪府吹田市南清和園町 40-31

以上





ガスヒーポン（GHP）保守契約書

お客さま（契約者 以下「甲」という。）と大阪ガス株式会社（以下「乙」という。）は、ガスヒーポン（GHP）の保守に関し、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

保守契約基本番号	611-00114161
保守契約管理名称	吹田市立片山保育園他10園

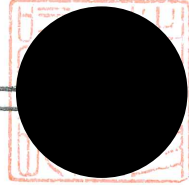
締結日 2022年 4月 / 日

甲

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市

吹田市長 後藤 圭



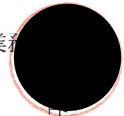
乙

大阪府中央区平野町4-1-2

大阪瓦斯株式会社

エネルギーソリューション事業部

造座 克之



（有効期間）

第1条 本契約（添付の「ガスヒーポン（GHP）保守契約条件票」（以下「条件票」という。）、「フロン定期点検要領」及び「スカイリモート要領」を含む、以下同じ。）の有効期間及び有効期間満了後の契約更新については、条件票記載の通りとし、契約対象機器が廃棄された場合は、有効期間を延長しないものとする。

但し、条件票記載の契約条件（第2条（1）の契約対象機器等）を変更する場合は、都度「ガスヒーポン（GHP）保守契約条件変更覚書」（以下「変更覚書」という。）を締結する。

（保守業務等）

第2条 甲は、条件票記載の甲の管理する（1）記載の契約対象機器について（2）記載の保守業務（以下「保守業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）契約対象機器

①保守対象機器

ガスヒーポン（GHP）のうち、「保守対象機器」及び「保守対象外機器」は、表1の通りとする。但し、保守対象外機器は、契約対象機器に含まれず、保守業務の対象外とする。

■表1：保守対象機器及び保守対象外機器

保守対象機器	<ul style="list-style-type: none">条件票に記載する室外機本体（以下「保守対象室外機」という。）保守対象室外機に対応する乙指定の室内機本体（全熱交換器一体型を除く）保守対象室外機に対応する乙指定の水熱交換ユニット本体、庫内機本体、床暖房パネル本体乙指定の標準リモートコントローラー
保守対象外機器	<ul style="list-style-type: none">集中管理リモートコントローラー等のオプションリモートコントローラー室外機及び室内機本体に付属するオプション品（加湿器、空気清浄器、自動昇降グリル、ドレンアップキット等）冷媒配管、ドレン排水配管、ダクト、各種配線等の現地施工部分その他保守対象機器以外の物

②フロン定期点検対象機器

「フロン定期点検対象機器」は、保守対象機器のうち、条件票の「フロン定期点検対象」欄に該当サインが記載された機器とする。

③スカイリモート対象機器

「スカイリモート対象機器」は、保守対象機器のうち、条件票の「スカイリモート設置」欄に α または β の記載がある室外機本体及びこれに対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体とする。

(2) 保守業務

乙は、表2に示す保守業務を第4条に基づき実施する。

■表2：保守業務

	対象機器	実施内容
保守定期点検	保守対象機器	定期点検作業
故障修理	保守対象機器	故障発生時の修理作業
フロン定期点検	フロン定期点検対象機器	法定フロン定期点検作業
スカイリモートサービス	スカイリモート対象機器	遠隔監視

(保守契約料金)

第3条 甲は、乙に対し、保守契約料金として、条件票記載の金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、条件票記載の支払方法及び支払期日等に従って、支払うものとする。

2 保守契約料金のうちGHP保守料金については、契約対象機器毎に、以下の各号の状況に応じて条件票記載の保守料金単価を適用するものとする。なお、有効期間の途中で各号の状況に変更が生じた場合は、当該有効期間満了後、次の有効期間から変更後の保守料金単価を適用するものとする。

- (1) 条件票記載の保証開始日（以下「保証開始日」という。）からの経過年数
- (2) 契約対象機器において使用する燃料（乙または乙が指定する者が供給する場合は燃料割引適用保守料金単価を適用し、その他の場合は燃料割引非適用保守料金単価を適用する）

(保守業務の内容)

第4条 乙は、保守業務を次の通り行うものとする。

(1) 保守定期点検

保守対象機器について、表3に示すいずれかの保守定期点検を実施する。

いずれによるかは、条件票の「保守定期点検の種類」に記載する。

■表3：保守定期点検の種類

サイクル定期点検	条件票記載の保守定期点検サイクルが、本契約の有効期間中に到来する場合、乙の定める定期点検作業に基づき各部の点検、調整及び保守対象室外機の部品交換等を行う。また、その結果を甲に報告する。
毎年定期点検	本契約の有効期間中、1年毎に1回以上(回数は乙が定める)乙の定める定期点検作業に基づき各部の点検、調整及び保守対象室外機の部品交換等を行う。また、その結果を甲に報告する。

(2) 故障修理

・本契約の有効期間中に、保守対象機器に万一故障が発生した場合、甲の依頼または乙がスカイリモートサービスによりスカイリモート対象機器の停止・警報等を確認し、かつ乙が必要と判断した場合は、乙は速やかに作業員を派遣し、適切な故障修理を行う。

- ・ 部品の全部交換・一部交換等故障修理の方法及び内容は乙が決定する。
- ・ 故障修理に要する「基本料」及び「技術料」は前条の保守契約料金に含む。
- ・ 故障修理に要する「ガスエンジン本体代」及び「ガスエンジン本体以外の部品代」については、条件票記載の保守契約タイプ毎に表4に示す通りとし、保守契約料金に含まれない部品等の交換については、本契約の故障修理業務外として乙の指定する者が別途行うこととし、甲はそれに要する費用を別途乙の指定する者の定める方法及び支払期日にて乙の指定する者に支払うものとする。なお、当該故障修理を実施する場合、乙の指定する者が乙に対して修理や支払いの内容・状況等を開示することについて、甲はあらかじめ承諾する。
- ・ 通算運転時間はいずれの場合も当該保守対象室外機の時間計のデータによる。

■表4：故障修理に伴う「ガスエンジン本体代」及び「ガスエンジン本体以外の部品代」

① 13年（3万時間）保守タイプ

			保証開始日からの経過年数	
			13年を経過する日まで	13年を経過した日以降
通算 運転 時間	30,000時間未満	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に含む	保守契約料金に 含まない
		ガスエンジン本体代		
	30,000時間以上 60,000時間未満	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に 含まない	
		ガスエンジン本体代		
	60,000時間以上	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に 含まない	
		ガスエンジン本体代		

② 15年（6万時間）保守タイプ

			保証開始日からの経過年数	
			15年を経過する日まで	15年を経過した日以降
通算 運転 時間	30,000時間未満	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に含む	保守契約料金に 含まない
		ガスエンジン本体代		
	30,000時間以上 60,000時間未満	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に 含まない	
		ガスエンジン本体代		
	60,000時間以上	ガスエンジン本体以外の部品代	保守契約料金に 含まない	
		ガスエンジン本体代		

(3) フロン定期点検対象機器について、フロン定期点検を次の通り実施する。

条件票記載のフロン定期点検サイクルが本契約の有効期間中に到来するまでに、フロン定期点検要領に従って、乙の定めるフロン定期点検作業に基づき、以下の点検・確認を行う。但し、条件票記載の「(参考)フロン点検法定対象」欄に該当サインが記載されていない場合、フロン定期点検要領にかかわらず、条件票記載のフロン定期点検サイクルが本契約の有効期間中に到来するまでに、乙の定めるフロン定期点検作業に基づき、以下の点検・確認を行う。また、それらの結果を甲に報告する。

- ① フロン定期点検対象機器のうち室外機本体の外観目視点検
- ② フロン定期点検対象機器のうち室外機本体の異常音確認
- ③ 間接法による室外機本体、冷媒配管及び室内機本体のフロン漏えい点検

なお、フロン定期点検対象機器を対象として、本契約の有効期間開始日以前に甲乙間でガスヒープン（GHP）保守契約が締結されている場合は、乙は、当該保守契約に基づき実施する保守定期点検に合わせて、本契約の有効期間の開始日以前に本契約に基づき行うフロン定期点検の初回分を実施することができるものとする。

(4) スカイリモート対象機器について、スカイリモート要領に従ってスカイリモートサービスを実施する。

2 次の事項は、保守業務の対象外とする。

- ① 室内機フィルター清掃等機器の取扱説明書に記載される甲の日常点検項目
- ② 室外機本体及びこれに対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体の熱交換フィン汚れ、目詰まりの清掃、洗浄作業
- ③ 室外機本体に対応する室内機ドレンパンの清掃

- ④ 甲の不注意または不適切な使用管理（取扱説明書等に記載される甲の日常点検項目の実施が不十分であったこと、または甲が指定油脂類・部品等以外のものを使用したこと等）に起因する故障
 - ⑤ 室外機本体の熱交換フィンの汚れ・目詰まり、室外機本体に対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体のエアフィルター及び熱交換フィンの汚れ・目詰まり、または室内機ドレンパンの汚れに起因する故障
 - ⑥ 天災地変、災害、その他の不可抗力、または保守対象機器の経年劣化等に起因する故障
 - ⑦ 甲が改造、変更、移転等保守対象機器の現状を変更したことに起因する故障
 - ⑧ 乙または乙の認める者以外の第三者が修理、改造を伴う点検、整備作業（フロン定期点検含む）を実施したことに起因する故障
 - ⑨ 保守対象機器の設置に関連する設計または施工に起因する故障
（例：製造メーカーの設計、施工基準に則していない設計・施工に起因する故障等）
 - ⑩ 製造メーカーの設置環境基準から逸脱した環境での使用に起因する故障
（例：腐食環境下での使用による腐食による故障等）
 - ⑪ 保守対象機器以外の冷媒配管、ドレン排水配管、ダクト、各種配線等の損傷・故障に起因する保守対象機器の故障（例：冷媒配管からの冷媒漏れ、配線の断線や漏電、ダクトの風量調整に起因する故障等）
 - ⑫ 音、振動、塗装の変色、錆等外観上の軽微な損傷等、保守対象機器の稼動に影響のないものへの対応
 - ⑬ 室外機・室内機を構成するパネル・底板等の構成部材、その他部材の修理・取替
 - ⑭ 製造・販売メーカーからの補修部品の供給停止による部品調達が不可能な場合、その他乙の責に帰さない事由による対応不可能な故障修理・部品交換等
 - ⑮ フロン排出抑制法により実施が義務付けられている「簡易点検」
 - ⑯ フロン定期点検における直接法による室外機本体、冷媒配管及び室内機本体のフロン漏えい点検
 - ⑰ フロン定期点検によりフロン漏えいが発見された場合の保守対象機器以外の漏えい箇所の特定及び故障修理
 - ⑱ フロン定期点検結果の点検整備記録簿への記入業務
 - ⑲ 保守対象機器のオーバーホール
 - ⑳ 保守対象機器以外の物についての作業、その他、本契約に保守業務として明記された作業以外の作業
- 3 保守業務を履行する上でクレーン車、ユニック車等の特殊車両が必要な場合、または保守業務を履行する上で特殊技能（玉掛け、重量運搬、足場設置等）が必要な場合、それらに必要な費用は第3条の保守契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の指定する者の定める方法及び支払期日にて乙の指定する者に支払うものとする。

（保守業務の運営）

第5条 甲は、保守業務が安全かつ円滑に行われるように、乙に全面的に協力するものとする。

- 2 保守業務に要する電気、水道、ガス、その他の費用は甲の負担とする。
- 3 保守業務の遂行に際して、契約対象機器の設置場所への立ち入りなどについて第三者の承諾が必要な場合、甲の責任と負担において、当該第三者の承諾を得るものとする。
- 4 保守業務は、乙の通常営業時間中に行うことを原則とする。乙の通常営業時間外に行う必要がある場合、甲乙協議の上、その時間及び費用を決定する。

【乙の通常営業時間】平日（月曜～金曜） 9時～17時40分

※祝祭日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日除く

- 5 甲は、保守対象機器の譲渡、使用停止、変更、移転または廃棄をする場合、乙または乙の指定する者に事前に連絡をするものとする。
- 6 乙は、保守定期点検、フロン定期点検の実施にあたって、点検予定月の前々月に郵便等にて甲に訪問月の告知を行う。甲が不在等の理由により点検予定月での点検が不可能な場合、甲は乙または乙の指定する者に速やかに連絡し、協議の上定期点検実施日を決定する。
- 7 保守業務を実際に履行する者が安全に作業することができないと乙が判断した場合、乙は甲に是正を求め、甲は甲の負担で当該是正を行う。

(免責事項)

第6条 甲は、以下の場合には、乙の保守業務の履行等、本契約上の乙の債務を免除することに同意する。

- (1) 保守対象機器の所有名義等に変更があった場合
- (2) 保守対象機器の使用が停止された場合
- (3) 前二号の他、改造、変更、移転、廃棄等保守対象機器の現状が変更された場合
- (4) 保守対象機器を乙または乙の指定する者以外の第三者が修理した場合
- (5) 第5条第7項の規定に反し安全に作業ができない場合
- (6) メーカー無償保証期間が終了した機器を対象として新たに本契約を締結する場合に必要となる、乙の指定する者による機器点検作業（点検の結果、必要となる機器の正常化作業を含む）が完了していないことが判明した場合
- (7) 甲が乙に対する、第3条の保守契約料金等本契約に定める金銭債務の履行を遅滞した場合
- (8) 甲が乙の指定する者に対する、第4条に定める保守契約料金に含まれない費用または第6号に定める機器点検作業費用の支払いを遅滞した場合
- (9) 甲が本契約に違反した場合
- (10) その他乙の責めに帰さない事由により乙の債務を履行できない場合

(不担保事項)

第7条 乙による保守業務の実施期間中、保守対象機器及びそれらに関連する設備が稼働できないことによる生産損失、原材料の損失、甲または第三者の売上高または利益の減少、電力購入量及び電力料金の増加等の損害について、乙は責任を負わない。

- 2 本契約は保守対象機器の性能保証を行うものではない。

(保守業務の契約不適合)

第8条 乙が実施した保守業務の契約不適合により甲に損害が発生した場合は、乙はその損害を賠償する。但し、乙は、間接または二次的損害（生産損失、原材料の損失、甲または第三者の売上または利益の減少、電力購入量または電力料金増加等を含むがこれらに限らない。）については、責任を負わないものとする。

(契約の解除等及び債務の弁済)

第9条 甲または乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合、相手方に対し何らの催告及び自己の債務提供なしで、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合
- (2) 自ら振出しもしくは引き受けた手形または小切手を不渡りにする等支払停止状態に至った場合
- (3) 仮差押、差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売等の申立、または破産、民事再生、会社更生、特別清算もしくは特定調停等の法的整理手続の申立てまたは開始があった場合
- (4) 現事業の廃止または重大な変更(合併、事業の全部または重要な一部の譲渡、会社分割及び解散等を含む。)の決議をし、本契約の履行が困難になるおそれが生じた場合
- (5) 株主構成の変動または役員の変更等により、会社の実質的支配権が異動し、本契約の履行が困難となるおそれが生じた場合
- (6) 暴力団を始めとする反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に関して次のいずれかに該当する場合
 - ① 自ら、またはその役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等(以下「役員等」という。)が、反社会的勢力であること
 - ② 自らまたはその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - ③ 自らまたはその役員等が、相手方との契約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部または一部を遂行させていること

(7) 自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて、甲もしくは乙の信用を棄損または業務を妨害する行為
- ⑤ その他上記①から④に準ずる行為

(8) 甲が第6条各号の事由に該当した場合

(9) 本契約に違反し是正要求を受けたにもかかわらず是正されない場合

(10) その他前各号に準ずる重要な事項が生じ、本契約を維持しがたい理由がある場合

- 2 甲または乙は、前項の各号のいずれかに該当する場合、相手方に対して債務を有するときは、相手方からの通知・催告がなくても期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を支払わなければならない。
- 3 甲または乙は、第1項による場合以外に、相手方に通知して本契約の全部または一部を解約することができる。この場合、契約解約日は解約申出日の翌月以降の月の末日のうち、契約解約を申し出た者が指定する日とする。
- 4 第1項により乙が解除した場合、または前項により甲が解約を申し出た場合については、甲は乙に対して条件票記載の有効期間が開始している保守契約管理番号に関する第3条に定める保守契約料金全額を支払うものとし、甲が乙に対し債務を有するときは、その弁済期日が到来しているかどうかにかかわらず、直ちに乙に対して債務の全額を弁済しなければならない。
- 5 第1項により甲が解除した場合、または第3項により乙が解約を申し出た場合については、乙は甲に対して第3条に定める保守契約料金のうち、有効期間満了日までの残期間(契約解約日が属する月を含む月数)に相当する金額を受領しない(既に受領済の場合は返還する。)ものとする。
- 6 第1項または第3項により、本契約のうち、条件票記載の一部の保守契約管理番号について解除または解約された場合、同一の契約対象機器を含む他の保守契約管理番号のうち有効期間が未到来の保守契約管理番号についても解除または解約されるものとする。但し、有効期間が開始している保守契約管理番号については有効期間満了日まで有効とする。

(報告義務)

第10条 甲は、甲に本契約の履行に影響を与える事由が発生し、または発生するおそれのあるときは、速やかに乙に報告するものとする。

2 甲は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちに乙に報告するものとする。

3 甲は、乙から保守業務実施のために必要な資料の提出または報告を求められた場合、速やかに資料を提出し、または報告するものとする。

(権利の譲渡、担保)

第11条 甲及び乙は、本契約の定めによる場合または予め相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約の締結により生じる一切の権利または義務を、第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保提供する等の処分をすることはできない。

(保守契約料金の改定)

第12条 乙は、本契約の有効期間満了に伴う更新にあたって、諸物価変動等の経済実情に合致するよう保守契約料金を改定できるものとし、この場合乙は甲に本契約の有効期間満了の1ヶ月前までに通知をするものとする。

(保守業務等の委託)

第13条 乙は、保守業務、変更覚書の締結等の契約業務、その他本契約に関する業務を乙の指定する者に委託できるものとする。

(保守対象機器に関する従前の保守契約の効力)

第14条 本契約の締結以前に甲乙間で締結していた、保守対象機器を対象とするガスヒーポン（GHP）保守契約（以下「従前保守契約」という。）及びフロン定期点検対象機器を対象とするガスヒーポン（GHP）フロン定期点検契約は、本契約の有効期間開始日以降失効する。

- 2 本契約における保守契約タイプが「15年（6万時間）保守タイプ」である保守対象機器については、以下の全ての条件を満たす場合、従前保守契約における故障修理においても「15年（6万時間）保守タイプ」として取り扱うものとする。

但し、乙の責めに帰すべき事由によらずに従前保守契約の有効期間の途中で本契約が解除または解約された場合は、既に発生した故障修理に要する「ガスエンジン本体代」及び「ガスエンジン本体以外の部品代」のうち、従前保守契約では保守契約料金に含まれないものについては甲が負担するものとし、甲は別途乙の定める方法及び支払期日にて乙に支払うものとする。

- (1) 従前保守契約の有効期間が、本契約の有効期間開始日の前日までであること
(2) 本契約締結後、乙の社内契約登録手続が完了した日の翌日以降に、従前保守契約に基づき行う故障修理であること

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項については、甲及び乙にて都度協議するものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

〔お客さま情報の利用目的〕

大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、ガス・電気・熱等の各種エネルギーや当社のサービス等をお客さまにご利用いただくにあたり、保守契約の申込み受付、保守サービス等の機会に、当社が直接または業務委託先等を通じて、または電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客さまの氏名、住所、電話番号等の情報（個人番号及び特定個人情報を除きます。以下「お客さま情報」といいます。）を取得しますが、これらの情報は適切に管理し、以下の目的に利用させていただきます。

- ①エネルギー供給及びその普及拡大
- ②エネルギー供給設備工事
- ③エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯、空調等）の修理・点検等の保安活動
- ④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器及び住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発
- ⑦Daigasグループ会社の商品・サービスの紹介・提案
- ⑧その他上記①から⑦に付随する業務の実施

フロン定期点検要領

ガスヒーポン（GHP）保守契約（以下「本契約という。」）におけるフロン定期点検要領（以下、「本要領」という。）は以下の通りとし、乙は甲に対して、本契約本文に定めるほか、本要領に基づきフロン定期点検を実施する。

なお、本要領に別段の定めがある場合を除き、本要領で用いる用語は、本契約本文で用いる用語と同一の意味を有するものとする。

（条件票記載の法定点検期限日）

- 第1条 条件票記載のフロン定期点検対象機器の法定点検期限日は、乙が把握している機器設置時の試運転完了日または乙が把握しているフロン定期点検実施履歴を基に表示し、乙は、条件票記載の法定点検期限日に基づいて、次条に定める時期にフロン定期点検を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約の締結前に、甲及び乙が「フロン法定点検限事前確認票」によりフロン定期点検対象機器の法定点検期限日を確認した場合、条件票には双方で確認した法定点検日を表示し、乙は、条件票記載の法定点検期限日に基づいて、次条に定める時期にフロン定期点検を行うものとする。なお、条件票記載の法定点検期限日が、本契約の有効期間開始日（但し、乙の社内契約登録手続きが完了した日）が有効期間開始後の場合は乙の社内契約登録手続きが完了した日）以前の日付の場合、当該機器に対しては、次条2項に従いフロン定期点検を行うものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本契約の有効期間開始前に、乙がフロン定期点検対象機器に対し、乙が受託した別の契約に基づくフロン定期点検を行った場合、当該別の契約に基づくフロン定期点検実施日から3年後（用途が冷蔵・冷凍の場合は1年後）を法定点検期限日とする。

（フロン定期点検の実施時期）

- 第2条 本契約の有効期間中に法定点検期限日が到来する場合、乙は、原則として、法定点検期限日までにフロン定期点検を行う。但し、甲は、以下の各号に定める場合は、法定点検期限日までに実施できないことがあることを予め承諾するものとし、乙は法定点検期限内に実施できなかったことに対する責任を負わないものとする。
- (1) 本契約の有効期間開始日（但し、乙の社内契約登録手続きが完了した日）が有効期間開始後の場合は乙の社内契約登録手続きが完了した日）から、法定点検期限日までの期間が2か月未満の場合
- (2) 甲の都合、天災その他の不可抗力等、乙の責めに帰さない事由による場合
- (3) 前各号のほか、乙または乙の委託先のやむを得ない事由による場合
- 2 本契約の有効期間中に法定点検期限日が到来しない場合、乙は、以下の区分によりフロン定期点検を行うものとする。
- (1) 本契約の条件票の自動更新欄が「有」の場合
原則として、本契約の有効期間内にフロン定期点検を行わない。但し、乙の判断で本契約の有効期間内にフロン定期点検を行うことができるものとする。
- (2) 本契約の条件票の自動更新欄が「無」の場合
本契約の有効期間内にフロン定期点検を行うものとする
上記(1)または(2)にかかわらず、法定点検期限日が、本契約の有効期間開始日（但し、乙の社内契約登録手続きが完了した日）が有効期間開始後の場合は乙の社内契約登録手続きが完了した日）以前の日付の場合、乙は、本契約の有効期間内にフロン定期点検を行うものとする。

以上

スカイリモート要領

ガスヒーポン（GHP）保守契約（以下「本契約」という。）におけるスカイリモート要領（以下「本要領」という。）は以下の通りとし、乙は甲に対して、本契約本文に定めるほか、本要領に基づきスカイリモートサービスを実施する。

なお、本要領に別段の定めがある場合を除き、本要領で用いる用語は、本契約の本文で用いる用語と同一の意味を有するものとする。

（定義）

第1条 スカイリモートサービスとは、ガスヒーポンの効率的な運転及び迅速な故障の修理を目的として、スカイリモート対象機器の作動状況を受発信装置（以下「装置」という。）を使って無線により遠隔監視すること並びに遠隔でソフト更新可能な装置及びスカイリモート対象機器の室外機の制御ソフトを遠隔で更新すること（以下「遠隔更新」という。）をいう。なお、装置は、スカイリモートサービスを行うために必要な、アダプタ本体、通信端末本体（以下「モバイルアーク」という。）及び配線で構成される。

2 配線とは、スカイリモートサービスを行うために必要な、スカイリモート対象機器・アダプタ本体・モバイルアークをつなぐ通信用配線及び電気用配線をいう。

（前提条件）

第2条 乙は、以下の項目が全て満たされていることを前提として、スカイリモート対象機器に対してスカイリモートサービスを行う。

- ① 装置が、当該保守対象室外機の周辺の乙が指定する場所に設置され、当該スカイリモート対象機器について本契約の有効期間中正常に作動及び存続すること。
- ② 甲が、本契約の有効期間中、装置の設置及び存続を対価無償で認めること。
- ③ 装置の設置及び存続に第三者の承諾が必要である場合は、甲の責任と負担において第三者の承諾を得ること。

（装置の費用負担等）

第3条 装置を構成するアダプタ本体、モバイルアーク及び配線の購入、設置・工事及び故障修理の費用負担等については、表5に示す通りとし、いずれの方式によるかは条件票の「スカイリモート設置」欄に記載する。

但し、α方式は、保守対象機器が乙の定める機種であり、かつ、保守対象機器が乙の定める時期までに本契約の対象となる場合にのみ選択できるものとする。また、本契約の締結以降は本契約の更新時、契約内容変更時も含めて選択した方式を変更することはできない。

■表5：装置の費用負担等

	α方式			β方式		
	購入・所有	設置・工事※1	故障修理※2	購入・所有	設置・工事※1	故障修理※2
アダプタ本体	乙	乙	乙	甲※3	甲※3	乙
モバイルアーク	乙	乙	乙	乙	乙	乙
配線	乙	乙	乙	甲※3	甲※3	甲※3

※1：乙の定める仕様等に従ってアダプタ本体、モバイルアーク及び配線を設置する。

※2：乙の定める仕様等に従って故障修理を実施する。

※3：甲または対象設備の所有者等。

2 前項にかかわらず、装置の故障修理が相手方当事者の責めに帰すべき事由により必要となった場合は、当該相手方当事者がその費用を負担する。

3 本契約の有効期間満了、解除等事由の如何に関わらず本契約が失効した場合、甲は直ちに表5の「設置・工事」費用負担区分が乙の負担である物を甲の負担で乙に返還する。

但し、乙が返還不要と判断しその旨を甲に通知した物については返還不要とし、甲が甲の負担でそれを処分等するものとする。

(取得データ)

第4条 乙がスカイリモートサービスにより取得するデータは、表6の通りとする。

■表6：スカイリモートサービスにより取得するデータ

データの収集機会	データ種別
定期収集	室外機運転時間、エンジン発停回数
	冷媒高圧最大値
発生都度収集*	警報コード
	室外機運転時間、エンジン発停回数
	運転モード、送風モードなどの室内機運転情報
	運転状態情報（センサーやモータのON/OFFなどのデジタル情報）
	室外機の各種アナログ情報

*異常警報が発生したときや品質向上等のために乙が必要と判断した場合にデータを収集する。

(情報の収集及び開示等)

第5条 甲は、前条に基づき取得したデータ、その他スカイリモートサービスを提供するために必要なデータを、乙が取得、利用、乙の指定する者へ開示することを承諾する。

- 2 甲は、スカイリモート対象機器の使用者が甲と異なる場合には当該使用者より、スカイリモート対象機器の所有者が甲と異なる場合には当該所有者より、それぞれ自己の責任と負担において前項の承諾を得るものとする。
- 3 乙または乙が指定する者は、第1項のデータを本契約の有効期間中はもとより同期間終了後も自らの判断で分析、編集、利用、開示等の一切の処分をすることができる。但し、甲、スカイリモート対象機器の使用者またはスカイリモート対象機器の所有者が特定されるデータを開示する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。甲は必要に応じ、自己の責任と負担においてスカイリモート対象機器の使用者またはスカイリモート対象機器の所有者から有効な承諾を得るものとする。

(不担保)

第6条 スカイリモートサービスは、スカイリモート対象機器の故障を感知することを保証するものではなく、またスカイリモート対象機器の故障を予防、未然防止するものではない。

- 2 乙は、電波状況障害、装置の故障等、事由の如何にかかわらず、第4条記載のデータの全部または一部が乙に伝達されない場合は、スカイリモートサービスを提供できないことがある。
- 3 乙は、乙の任意のタイミングで遠隔更新を実施する。遠隔での室外機制御ソフト更新作業は、室外機が停止している際に行うことを原則とするが、制御ソフト更新作業中には空調運転できない場合があることについて甲はあらかじめ承諾する。
- 4 乙の責めに帰さない事由（天災地変、戦争、動乱、労働争議及び疫病並びに装置の生産停止または生産遅滞等を含むがこれに限らない）により、乙が第3条表5の通り担う装置の設置・工事が履行できない場合及び乙以外が第3条表5の通り担う装置の設置・工事が履行できない場合、乙がスカイリモートサービスを提供できないことまたはその遅延について責めを負わないことを、甲はあらかじめ承諾する。

(中断)

第7条 乙は、本契約の本文第6条各号に該当する場合の他、以下の各号のいずれかに該当する場合は、甲に事前に通知することなく、スカイリモートサービスを中断することができる。

- ① スカイリモート対象機器及び装置等のスカイリモート関連設備等の保守メンテナンスを行う場合
- ② 火災、停電、地震、疫病その他不可抗力によりスカイリモートサービスの提供ができない場合
- ③ 戦争、動乱、労働争議等によりスカイリモートサービスの提供ができない場合
- ④ 甲またはスカイリモート対象機器の使用者等の第三者が本契約の各条項のいずれかに違反した場合
- ⑤ その他、運用上または技術上、乙がスカイリモートサービスの提供の中断が必要と判断した場合

(免責)

第8条 乙は、装置の故障、第6条第2項または前条に基づくサービスの不提供または中断、その他事由の如何を問わず、スカイリモートサービスの不提供または不備等により、甲またはスカイリモート対象機器の使用者等の第三者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

以上

ガスヒーポン(GHP)保守契約条件票

保守契約管理番号別条件

保守契約基本番号 - 管理番号	611-00114161-000
見積番号	61-00134481

1. 保守契約管理名称 (保守契約対象機器設置先管理用名称)

吹田市立片山保育園他10園

2. 保守契約料金の支払方法・支払期日

支払方法	振込(請求書払い)	支払回数	指定月一括払い
支払指定月	3月	契約先区分	エンドユーザー

- ・消費税及び地方消費税和当額は別途加算し、分割月払いで10円未満の端数が生じる場合は初回に加算するものとする。
- ・振込の場合、支払期日は上記支払指定月の末日とし、同日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- ・口座振替の場合、振替日は支払指定月の28日とする。但し、金融機関が非営業日の場合は翌営業日となる。
- ・ガス料金と合算の場合、対象機器で使用するガスの供給契約(以下「ガス契約」という。)が甲乙間で有効に存続していることを前提とする。支払期日は上記支払指定月中に甲乙間のガス契約の乙の一般ガス供給約款記載の支払期限日と同日とする。

3. 保守定期点検の種類

保守定期点検	毎年点検
保守定期点検	1回以上/3年 (冷蔵・冷凍用途：1回/1年)

5. 保守定期点検サイクル (サイクル定期点検の場合)

「保守契約管理番号別条件」の保守契約対象機器毎の「保守点検サイクル」欄の記載に応じて、下表の【A年】または【B時間】のいずれか早く到来する時期を目安とし、当該時期が有効期間内に到来した場合に、保守定期点検を行う。但し、保守契約対象機器の運転状況により、乙の判断で当該時期の到来前に保守定期点検を行う場合がある。保守対象室外機が「チラー」または「冷蔵庫」タイプの場合は、「保守点検サイクル」欄の記載にかかわらずなく、保守対象室外機の保証開始日から起算して1年が経過する期間を目安の期間として、保守定期点検を行う。

また、「スマートマルチ」を構成する電気ヒーポンの保守定期点検は、電気ヒーポンの【A年】または【B時間】に関わらず対となるガスヒーポンの保守定期点検と併せて行う。

「保守点検サイクル」欄の記載	7	6	5	4	3	2	1
保証開始日または前回点検日からの年数【A年】	10年	10年	5年	4年	3年	2年	1年
保守対象室外機の通算運転時間【B時間】	13,000時間	10,000時間	10,000時間	8,000時間	6,000時間	4,000時間	2,000時間

- ・【B時間】の通算運転時間は、当該保守対象室外機の時間計のデータによるものとする。

6. 有効期間および自動更新

有効期間	2022年4月1日 ~ 2023年3月末日	自動更新	無
------	-----------------------	------	---

- ・自動更新欄が「自動更新有・有効期間延長」の場合、期間満了1ヶ月前までに、甲もしくは乙による解約・変更の申入れ、または甲から乙への保守対象室外機の廃棄連絡がない場合は、本契約を1年間延長し、以後も同様とする。

7. 保守契約料金 (消費就及び地方消費税相当額別途要)

有効期間における保守契約対象機器の燃料割引適用	全機器適用
-------------------------	-------

保守契約管理番号 000 の保守契約料金

GHP保守料金	フロン定期点検料金	保守契約料金合計
1,449,400 円 (税抜)	---	1,449,400 円 (税抜)

- ・上記記載のGHP保守料金は有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づくものであり、実際のGHP保守料金は、契約対象機器毎の有効期間開始時の保証開始からの経過年数および燃料割引適用の有無に基づく保守料金単価によるものとする。
- ・契約対象台数と保守契約料金合計の適用割引は「8.」に記載。

<参考>

【燃料割引適用料金】 契約対象機器のすべてにおいて燃料割引の適用がある場合

GHP保守料金	フロン定期点検料金	保守契約料金合計
1,449,400 円 (税抜)	---	1,449,400 円 (税抜)

【燃料割引非適用料金】 契約対象機器のすべてにおいて燃料割引の適用がない場合

GHP保守料金	フロン定期点検料金	保守契約料金合計
2,174,100 円 (税抜)	---	2,174,100 円 (税抜)

- ・上記料金は、燃料割引適用条件以外、契約締結時の条件で計算した参考金額。

8. 契約対象台数と保守契約料金合計の適用割引

保守契約対象台数	44 台	口 塵振替加入割引	---	円
フロン定期点検対象台数	0 台	契約開始月一括払い割引	---	円
冷蔵・冷凍用途台数 (フロン定期点検対象台数内数)	0 台	台数割引	-91,600	円

・台数割引は複数物件の場合は割引金額の合計金額

・台数割引は複数物件の場合は割引金額の合計金額

9. 保守契約対象機器

(SR設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
 保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～ (保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先	吹田市立 片山保育園		顧客番号	0002539											
所在地	大阪府吹田市 出口町 32-1														
No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	SR設置	保守契約タイプ	燃料割引適用 保守料金単価(円/税抜)		燃料割引非適用 保守料金単価(円/税抜)		フロン定期点検対象	冷蔵冷凍用途	フロン定期点検料金単価(円/税抜)	フロン点検法定期限日※	(参考)フロン点検法定対象
1	AXGP280E4ND	00100119	2016/07/29	5	無	13年3万時間	13年目まで (◆15年目まで)	保証開始後 14年目～ (◆16年目～)	13年目まで (◆15年目まで)	14年目～ (◆16年目～)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	66,000	66,000	-
							44,000	* 44,000	66,000	66,000	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(SR設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
 保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～ (保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先	吹田市立 吹 保育園	
所在地	大阪府吹田市 内本町1丁目 23-28	
	顧客番号	0002542

No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	SR設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン定期点検対象	冷蔵冷凍用途	フロン定期点検法定期限日※	(参考)フロン点検法定対象
							保守料金単価(円/税抜)		保守料金単価(円/税抜)					
							13年目まで (◆15年目まで)	14年目～ (◆16年目～)	保証開始後	保証開始後				
1	YRMP140G1NB	9TA-1814N	2009/12/01	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	13年目まで (◆15年目まで)	14年目～ (◆16年目～)	□	□		-
2	YRMP140G1NB	9TA-1812N	2009/12/01	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	□	□		-
3	YRMP140G1NB	9TA-1811N	2009/12/01	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	□	□		-

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(SR設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

9. 保守契約対象機器

(S R設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～ (保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先		吹田市立 いずみ保育園													
所在地		大阪府吹田市 泉町2丁目 11-43													
No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	S R設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン定期点検対象	冷蔵冷凍用途	フロン定期点検料金単価(円/税抜)	フロン法定点検期限日※	(参考)フロン点検法定対象
							13年目まで(◆15年目まで)	14年目～(◆16年目～)	13年目まで(◆15年目まで)	保証開始後 14年目～(◆16年目～)					
1	YRMP140G1NB	2TA-5288N	2012/12/01	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			-
2	YRMP140G1NB	2TA-5287N	2012/12/01	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			-
3	YRMP140G1NB	2TA-5286N	2012/12/01	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			-
4	YRMP140G1NB	6TA-9552N	2016/06/29	5	無	13年3万時間	37,000 *	37,000	55,500	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			-

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(SR設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～ (保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先		吹田市立 岸部保育園		顧客番号		0002544								
所在地		大阪府吹田市 岸部北2丁目 2-2												
No.	室外機型式	製造番号	保証 開始日	保守 点検 サイクル	SR 設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン 定期 点検 対象	冷蔵 冷凍 用途	フロン 定期点検 料金単価 (円/税抜)	フロン 点検 法定 対象
							保守料金単価(円/税抜)	保証開始後	保守料金単価(円/税抜)	保証開始後				
							13年目まで (◆15年目まで)	14年目～ (◆16年目～)	13年目まで (◆15年目まで)	14年目～ (◆16年目～)				
1	YRMP140G1NB	97A-1805N	2009/12/01	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-
2	YRMP140G1NB	97A-1810N	2009/12/01	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-
3	YRMP140G1NB	97A-1809N	2009/12/01	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-
4	YNZP224K1NB	9ANS0934N	2019/11/16	5	無	13年3万時間	44,000 *	44,000	66,000	66,000	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-
5	YRMP140G1NB	97A-4093N	2019/11/16	5	無	13年3万時間	37,000 *	37,000	55,500	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-
6	YRMP140G1NB	97A-4094N	2019/11/16	5	無	13年3万時間	37,000 *	37,000	55,500	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(S R 設置：スカイリモーター設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～(保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先		吹田市立 吹六保育園		顧客番号		0002545									
所在地		大阪府吹田市 南清和園町 40-31													
No.	室外機型式	製造番号	保証 開始日	保守 点検 サイ クル	S R 設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン 定期 点検 対象	冷蔵 冷凍 用途	フロン 定期点検 料金単価 (円/税抜)	フロン 法定点検 期限日※	(参考) フロン 点検 法定 対象
							保守料金単価(円/税抜) 保証開始後	13年目まで (◆15年目まで)	14年目～ (◆16年目～)	保証開始後					
1	YRMP140G1NB	9TA-1816N	2009/12/01	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	□	□			-
2	YRMP140G1NB	9TA-1807N	2009/12/01	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	□	□			-
3	YRMP140G1NB	9TA-1815N	2009/12/01	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	□	□			-

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(SR設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～ (保守契約タイプに◆表示の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先		吹田市立 山田保育園		顧客番号		0002546									
所在地		大阪府吹田市 山田 市場 1-9-9													
No.	室外機型式	製造番号	保証 開始日	保守 点検 サイクル	SR 設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン 定期 点検 対象	フロン 定期点検 料金単価 (円/税抜)	フロン 点検 法定 対象	(参考) フロン 点検 法定 対象	
							保守料金単価(円/税抜)	保証開始後	保守料金単価(円/税抜)	保証開始後					
1	YRMP140GINB	5TA-9032N	2015/11/23	5	無	13年3万時間(据置)	13年目まで (◆15年目まで)	33,000	13年目まで (◆15年目まで)	49,500	14年日～ (◆16年日～)	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(SR設置：スカイリモーター設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
 保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～(保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先		吹田市立 南千里保育園		顧客番号		0002563								
所在地		大阪府吹田市 桃山台 1 丁目 4 - 1												
No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	SR設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン定期点検対象	フロン定期点検料金単価(円/税抜)	フロン法定点検期限日※	(参考)フロン点検法定対象
							13年目まで(◆15年目まで)	14年目～(◆16年目～)	13年目まで(◆15年目まで)	14年目～(◆16年目～)				
1	YRMP140G1NB	1TA-4074N	2011/11/30	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>			-
2	YRMP140G1NB	1TA-3882N	2011/11/30	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>			-
3	YRMP140G1NB	1TA-3877N	2011/11/30	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>			-
4	YRMP140G1NB	1TA-3884N	2011/11/30	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>			-
5	YRMP140G1NB	1TA-3879N	2011/11/30	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>			-
6	YRMP140G1NB	7TA-1716N	2018/07/16	5	無	13年3万時間	37,000 *	37,000	55,500	55,500	<input type="checkbox"/>			-
7	YRMP140G1NB	7TA-1717N	2018/07/16	5	無	13年3万時間	37,000 *	37,000	55,500	55,500	<input type="checkbox"/>			-

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(SR設置：スカイリモーター設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～ (保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先		吹田市立 千里山保育園		顧客番号		0002565								
所在地		大阪府吹田市 千里山東2丁目 19-22												
No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	SR設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン定期点検対象	フロン定期点検料単価(円/税抜)	フロン法定点検期限日※	(参考)フロン点検法定対象
							保守料金単価(円/税抜)	保証開始後	保守料金単価(円/税抜)	保証開始後				
							13年目まで(◆15年目まで)	14年目～(◆16年目～)	13年目まで(◆15年目まで)	14年目～(◆16年目～)				
1	YRMP140G1NB	6TA-9892N	2017/03/31	5	無	13年3万時間	37,000 *	37,000	55,500	55,500	<input type="checkbox"/>			-
2	YRMP140G1NB	6TA-9884N	2017/03/31	5	無	13年3万時間	37,000 *	37,000	55,500	55,500	<input type="checkbox"/>			-
3	YRMP140G1NB	6TA-9891N	2017/03/31	5	無	13年3万時間	37,000 *	37,000	55,500	55,500	<input type="checkbox"/>			-

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(SR設置：スカイリモーター設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～(保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先		吹田市立 垂水保育園		顧客番号		0002566									
所在地		大阪府吹田市 垂水町1丁目 6-9													
No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	SR設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン定期点検対象	冷蔵冷凍用途	フロン定期点検料金単価(円/税抜)	フロン法定点検期限日※	(参考)フロン点検法定対象
							13年目まで(◆15年目まで)	14年目～(◆16年目～)	保証開始後	13年目まで(◆15年目まで)					
1	YRMP140G1NB	1TA-3763N	2011/11/30	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000 *	49,500	55,500	□	□	□		-
2	YRMP140G1NB	1TA-3748N	2011/11/30	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000 *	49,500	55,500	□	□	□		-
3	YRMP140G1NB	1TA-3764N	2011/11/30	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000 *	49,500	55,500	□	□	□		-
4	YRMP140G1NB	7TA-1183N	2017/12/01	5	無	13年3万時間	37,000 *	37,000 *	55,500	55,500	□	□	□		-
5	YRMP140G1NB	7TA-1223N	2017/12/01	5	無	13年3万時間	37,000 *	37,000 *	55,500	55,500	□	□	□		-
6	YRMP140G1NB	7TA-1193N	2017/12/01	5	無	13年3万時間	37,000 *	37,000 *	55,500	55,500	□	□	□		-
7	YRMP140G1NB	7TA-1217N	2017/12/01	5	無	13年3万時間	37,000 *	37,000 *	55,500	55,500	□	□	□		-

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(S R 設置：スカイリモート設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づき適用保守料金単価)
 保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～（保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～）

機器設置先		吹田市立 山三保育園		顧客番号		0002567									
所在地		大阪府吹田市 山田 西1丁目 27-15													
No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	S R 設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン定期点検対象	冷蔵冷蔵用途	フロン定期点検料金単価(円/税抜)	フロン点検法定対象	(参考)フロン点検法定対象
							保守料金単価(円/税抜)	保証開始後	保守料金単価(円/税抜)	保証開始後					
1	YRMP140GINB	3TA-7072N	2014/03/02	5	無	13年3万時間(据置)	13年目まで (◆15年目まで)	33,000 *	14年日～ (◆16年日～)	13年日まで (◆15年日まで)	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>		-
2	YRMP140GINB	3TA-7071N	2014/03/02	5	無	13年3万時間(据置)	13年目まで (◆15年日～)	33,000 *	14年日～ (◆16年日～)	13年日まで (◆15年日まで)	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>		-
3	YRMP140GINB	3TA-7073N	2014/03/02	5	無	13年3万時間(据置)	13年目まで (◆15年日～)	33,000 *	14年日～ (◆16年日～)	13年日まで (◆15年日まで)	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>		-
4	YRMP140GINB	9TA-4503N	2020/03/28	5	α	13年3万時間	13年目まで (◆15年日～)	37,000 *	14年日～ (◆16年日～)	13年日まで (◆15年日まで)	55,500	55,500	<input type="checkbox"/>		-
5	YNZP224K1NB	9ANS1067N	2020/03/28	5	α	13年3万時間	13年目まで (◆15年日～)	41,000 *	14年日～ (◆16年日～)	13年日まで (◆15年日まで)	66,000	66,000	<input type="checkbox"/>		-
6	YRMP140GINB	9TA-4502N	2020/03/28	5	α	13年3万時間	13年目まで (◆15年日～)	37,000 *	14年日～ (◆16年日～)	13年日まで (◆15年日まで)	55,500	55,500	<input type="checkbox"/>		-

※フロン点検法定対象ではない場合空白

9. 保守契約対象機器

(SR設置：スカイリモーター設置 ■：フロン定期点検契約該当サイン)

(*：有効期間開始時における保証開始からの経過年数および契約締結時の燃料割引適用の有無に基づく適用保守料金単価)
保守料金単価は保証開始後の年数により適用：13年目まで/14年目～(保守契約タイプに◆表示有の機器は15年目まで/16年目～)

機器設置先		吹田市立 千三保育園		顧客番号		0002569									
所在地		大阪府吹田市 千里山西1丁目 12-1													
No.	室外機型式	製造番号	保証開始日	保守点検サイクル	SR設置	保守契約タイプ	燃料割引適用		燃料割引非適用		フロン定期点検対象	冷蔵冷凍用途	フロン定期点検料金単価(円/税抜)	フロン法定点検期限日※	(参考)フロン点検法定対象
							13年目まで(◆15年目まで)	保証開始後	14年目～(◆16年目～)	13年目まで(◆15年目まで)					
1	YRMP140G1NB	5TA-8907N	2015/10/12	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	33,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-
2	YRMP140G1NB	5TA-8908N	2015/10/12	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	33,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-
3	YRMP140G1NB	5TA-8909N	2015/10/12	5	無	13年3万時間(据置)	33,000 *	37,000	33,000	49,500	55,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-

※フロン点検法定対象ではない場合空白

参考

保守契約管理番号一覧

保守契約管理番号	有効期間	保守契約料金 (税抜)	自動更新	契約開始年月日 (初年度)
000	2022年4月1日 ~ 2023年3月末日	1,449,400 円	無	2022年4月1日

機器設置先一覧

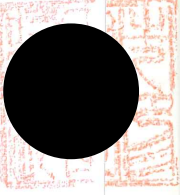
顧客番号	機器設置先名	所在地
0002539	吹田市立 片山保育園	大阪府吹田市出口町 3-2-1
0002542	吹田市立 吹 保育園	大阪府吹田市内木町1丁目23-28
0002543	吹田市立 いずみ保育園	大阪府吹田市泉町2丁目11-43
0002544	吹田市立 岸部保育園	大阪府吹田市岸部北2丁目2-2
0002545	吹田市立 吹六保育園	大阪府吹田市南清和園町 40-31
0002546	吹田市立 山田保育園	大阪府吹田市山田 市場 19-9
0002563	吹田市立 南千里保育園	大阪府吹田市桃山台1丁目4-1
0002565	吹田市立 千里山保育園	大阪府吹田市千里山東2丁目19-22
0002566	吹田市立 垂水保育園	大阪府吹田市垂水町1丁目6-9

参考

機器設置先一覧

顧客番号	機器設置先名 所在地
0002567	吹田市立 山三保育園 大阪府吹田市山田 西1丁目27-15
0002569	吹田市立 千三保育園 大阪府吹田市千里山西1丁目12-1

以上



業務委託契約書

21004371

1 委託業務名	吹田市立小・中学校遊具・体育器具安全点検業務														
2 場所	吹田市立小・中学校 54校														
3 履行期間	令和 3年 8月30日 から 令和 3年12月24日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	5	3	9	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	4	9	0	0	0	0	0
5 契約の保証	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第 号 (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の に相当する額以上とする。) <input checked="" type="checkbox"/> 免除 (第3条は適用除外)														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 3年 8月30日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪市淀川区西中島4丁目12番22号
日都産業株式会社 関西営業所
所長 高江 誠

印

(総則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立小・中学校遊具・体育器具安全点検業務
仕 様 書

1 件名

吹田市立小・中学校遊具・体育器具安全点検業務

2 履行場所

吹田市立小・中学校 54校 (別紙①参照)

3 履行期間

令和3年8月30日 から 令和3年12月24日 まで

4 契約締結日

令和3年8月30日

5 履行内容

本仕様書及び(一社)日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 第二版の「遊具の定期点検業務仕様書」を参考に、以下のとおり遊具・体育器具の安全点検を実施し、点検業務報告書を作成すること。

- (1)点検前に現状の全景写真を撮影すること。また、点検項目のすべてについて点検箇所の近影を撮影すること。
- (2)点検内容や点検項目等は、(一社)日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 第二版の「定期点検総括表」「定期点検表」に準じ、実施すること。これらの点検表にある点検項目等を基本とするが、現場の状況等に応じ追加し、すべて記録すること。また、点検様式に記入しきれない場合は、これらの様式に準じて新たに様式を作成し、必要のない項目にはすべて斜線を入れること。
- (3)不具合を発見した場合には、施設の使用の可否を判断し、必要に応じて速やかに使用禁止などの危険を防止する措置を講じ、学校長に報告すること。また、その状況、原因及び修繕等の対処法等を含めて市に報告すること。
- (4)点検中にゆるみやボルト類が抜け落ちているなどがあった場合は、必要に応じてネジ・ナット類の欠損補充・締め付け、注油等の整備を行うこと。なお、ボルト・ナット類及び注油等軽微な消耗品費は受注者の負担とする。
- (5)塗装状態の3段階での判定は以下のとおりとすること。
 - ア 再塗装の必要がない
 - イ 部分的に塗装が必要
 - ウ 全体的に塗装が必要
- (6)機能・安全性については、本仕様書及び(一社)日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 第二版の「遊具の定期点検業務仕様書」により総合判定を行うこと。判定根拠について説明が必要なものについては、その理由を「特記事項」の欄に簡潔に記載すること。

6 業務従事者

監理技術者及び業務主任者には以下のいずれかの資格を有するものを配置すること。

また、点検業務も以下のいずれかの資格を有する者が行い、業務従事者は各資格の認定証の写しを提出すること。

- ・一般社団法人日本公園施設業協会認定の「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」、「公園施設点検管理士」、「公園施設点検技師」。
- ・一般社団法人日本公共施設保守点検研究所認定の「公共施設保守点検技師」

7 関係法令等

本業務を実施するに当たっては、適用を受ける関係法令を遵守するとともに、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成 26 年 6 月国土交通省）」、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 第二版（2019 年 8 月一般社団法人日本公園施設業協会）」及び「吹田市公園安全点検マニュアル」に準じ、業務の円滑な遂行を図ること。

8 点検対象

(1)遊具

(2)体育器具（鉄棒、屋外バスケットゴール、サッカーゴール、ハンドボールゴール）

学校別品目・数量は、別紙②「遊具・体育器具一覧表」を参照すること。

ただし、一覧表と現地が相違する場合は、現地を優先し、点検対象に追加すること。

9 点検日の日程

各学校長と調整を図ったうえ決定すること。また、実施体制、全体工程、作業実施日、作業内容等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、市に提出すること。

10 点検業務報告書

(1) 点検業務報告書

点検業務書は、以下のア～ウに基づき作成し、作成した業務報告書は、紙ベースで学校別で A4 サイズのフラットファイルに綴じたものを各学校 2 セットずつと、電子データ（Excel データで作成し、CD-ROMs に記録したもの）を提出すること。

また、フラットファイルには、「〇〇学校 令和 3 年度（2021 年度）吹田市立小・中学校遊具・体育器具安全点検結果報告書」と記載すること。

ア （一社）日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 第二版に基づく点検業務報告書を学校別に作成すること。

イ 市が提供する学校配置図に、点検対象物の設置場所を記載し、それぞれに付番したものを添付すること。学校配置図に付番した番号は、各報告書の文書に記載する番号と一致すること。

ウ 点検対象物の写真を添付すること。

(2) 全遊具等の評価結果が学校別に容易に把握できる点検一覧表を作成し、紙ベースで 1 部と電子データ（Excel データで作成し、CD-ROMs に記録したもの）を提出すること。

(3) 修繕及び撤去・新設を要する箇所の学校別一覧表を作成し、紙ベースで 1 部と電子データ（Excel データで作成し、CD-ROMs に記録したもの）を提出すること。その際、当該一覧表に必要

な処置に係る費用（見積額）を記載すること。

1.1 その他

- (1) 作業に必要な機械設備、道具類はすべて受託者で用意すること。
- (2) 学校敷地内外を問わず、施設、設備等を破損した場合は、受託者において補修し、原状回復すること。
- (3) 作業実施に当たっては、事故等のないよう、安全には万全を期すること。
- (4) 実施に当たっては、市及び学校長の指示に従うこと。
- (5) 作業従事者は名札を着用すること。
- (6) 本業務を実施するに当たって疑義等が生じたときは、双方で協議し決定すること。

学校一覧表

	所属	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
小 学 校	吹田第一小学校	564-0031	吹田市元町30番35号	6381-5280	6381-5276
	吹田第二小学校	564-0041	吹田市泉町3丁目15番18号	6386-0841	6386-1629
	吹田第三小学校	564-0024	吹田市高城町18番39号	6381-0413	6381-0460
	吹田東小学校	564-0015	吹田市幸町20番1号	6381-5458	6381-5474
	吹田南小学校	564-0043	吹田市南吹田5丁目12番1号	6386-0821	6386-2315
	吹田第六小学校	564-0038	吹田市南清和園町43番1号	6382-6831	6382-6842
	千里第一小学校	564-0082	吹田市片山町4丁目32番10号	6387-5741	6387-5638
	千里第二小学校	565-0843	吹田市千里山松が丘25番1号	6387-5781	6387-0870
	千里第三小学校	565-0851	吹田市千里山西2丁目13番1号	6386-0831	6386-4715
	千里新田小学校	565-0853	吹田市春日4丁目10番1号	6386-9214	6386-9289
	佐井寺小学校	565-0836	吹田市佐井寺3丁目3番1号	6330-1601	6330-1643
	東佐井寺小学校	565-0833	吹田市五月が丘西4番1号	6387-1278	6387-7679
	岸部第一小学校	564-0002	吹田市岸部中2丁目19番1号	6387-5701	6387-7974
	岸部第二小学校	564-0001	吹田市岸部北4丁目12番1号	6389-7788	6389-7790
	豊津第一小学校	564-0063	吹田市江坂町1丁目15番42号	6386-0891	6386-9842
	豊津第二小学校	564-0063	吹田市江坂町2丁目5番1号	6386-0861	6386-8743
	江坂大池小学校	564-0063	吹田市江坂町3丁目13番1号	6380-1497	6380-9931
	山手小学校	564-0073	吹田市山手町2丁目15番43号	6387-5791	6387-7642
	片山小学校	564-0083	吹田市朝日が丘町16番1号	6387-8531	6387-9364
	山田第一小学校	565-0821	吹田市山田東2丁目33番2号	6877-4131	6877-4136
	山田第二小学校	565-0813	吹田市千里丘下19番1号	6877-0088	6877-5733
	山田第三小学校	565-0824	吹田市山田西1丁目4番1号	6877-5701	6877-5708
	山田第五小学校	565-0824	吹田市山田西1丁目6番1号	6876-7701	6876-7721
	東山田小学校	565-0802	吹田市青葉丘南15番10号	6876-8405	6876-8414
	南山田小学校	565-0814	吹田市千里丘西9番1号	6876-2404	6876-2413
	西山田小学校	565-0824	吹田市山田西2丁目10番1号	6877-4631	6877-4618
	北山田小学校	565-0825	吹田市山田北1番1号	6876-7333	6876-7311
	千里丘北小学校	565-0815	吹田市千里丘北1番30号	6876-0103	6876-0133
	佐竹台小学校	565-0855	吹田市佐竹台4丁目12番1号	6871-0108	6871-0204
	高野台小学校	565-0861	吹田市高野台2丁目16番1号	6871-0553	6871-0545
	津雲台小学校	565-0862	吹田市津雲台4丁目7番1号	6871-0109	6871-0115
	古江台小学校	565-0874	吹田市古江台5丁目6番1号	6872-0308	6872-0388
	藤白台小学校	565-0873	吹田市藤白台3丁目3番1号	6872-0366	6872-0340
	青山台小学校	565-0875	吹田市青山台2丁目5番1号	6872-0358	6872-0336
桃山台小学校	565-0854	吹田市桃山台1丁目5番1号	6871-0761	6871-1151	
千里たけみ小学校	565-0863	吹田市竹見台3丁目3番1号	6834-0448	6834-0405	
中 学 校	第一中学校	565-0851	吹田市千里山西2丁目2番1号	6384-0886	6384-0896
	第二中学校	564-0001	吹田市岸部北1丁目21番1号	6388-2031	6388-9439
	第三中学校	564-0035	吹田市中の島町3番51号	6381-1512	6381-1599
	第五中学校	564-0015	吹田市幸町21番1号	6381-6038	6381-6099
	第六中学校	564-0042	吹田市穂波町16番1号	6386-0812	6386-4815
	片山中学校	565-0835	吹田市竹谷町35番1号	6387-1041	6387-1258
	佐井寺中学校	565-0832	吹田市五月が丘南5番1号	6330-1524	6330-1596
	南千里中学校	565-0854	吹田市桃山台4丁目2番1号	6834-3611	6834-3603
	豊津中学校	564-0062	吹田市垂水町3丁目32番50号	6384-3275	6384-3267
	豊津西中学校	564-0051	吹田市豊津町6番1号	6386-2666	6386-4234
	山田中学校	565-0822	吹田市山田市場15番1号	6878-0823	6878-0756
	西山田中学校	565-0824	吹田市山田西2丁目11番1号	6877-4633	6877-4324
	山田東中学校	565-0821	吹田市山田東4丁目33番1号	6876-6002	6876-6063
	千里丘中学校	565-0802	吹田市青葉丘南15番1号	6876-2402	6876-2455
	高野台中学校	565-0861	吹田市高野台4丁目5番1号	6871-0569	6871-0568
	青山台中学校	565-0875	吹田市青山台4丁目2番1号	6872-0309	6872-0343
竹見台中学校	565-0863	吹田市竹見台1丁目3番1号	6871-0661	6871-1168	
古江台中学校	565-0874	吹田市古江台1丁目1番1号	6832-0012	6832-1132	

(別紙②)

遊具・体育器具一覧表

遊具・体育器具名	校数	基数
雲梯	27	36
はん登棒	32	34
肋木	19	25
複合遊具	32	36
タイヤ遊具	21	33
ジャングルジム	16	16
ブランコ	8	11
クライミングネット	5	5
滑り台	4	4
ジャンプタッチ	4	4
ボール当て	3	5
グラウンドウェーブ	3	3
投てき板	2	3
丸太渡り	2	2
ジャンプボール	1	1
アスレチック	1	1
ドーナツ型固定遊具	1	1
家型遊具	1	1
タワー	1	1
吊り輪	1	1

丸太山越クライミング		1	1
平行棒	小学校	11	14
	中学校	1	1
平均台	小学校	1	4
	中学校	0	0
鉄棒	小学校	36	200
	中学校	18	46
バスケットゴール(屋外)	小学校	31	74
	中学校	16	44
サッカーゴール(屋外)	小学校	34	77
	中学校	18	48
ミニサッカーゴール(屋外)	小学校	1	4
	中学校	0	0
ハンドボールゴール(屋外)	小学校	27	94
	中学校	16	69
	計	—	899

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
1	吹田第一小学校	ジャングルジム		1基	B
2	吹田第一小学校	はん登棒		1基	B
3	吹田第一小学校	雲梯		1基	A-1
4	吹田第一小学校	クライミングネット		1基	C
5	吹田第一小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
6	吹田第一小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
7	吹田第一小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
8	吹田第一小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
9	吹田第一小学校	鉄棒	8連式	1基	A-1
10	吹田第一小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
11	吹田第一小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
12	吹田第一小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
13	吹田第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
14	吹田第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
15	吹田第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
16	吹田第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
17	吹田第二小学校	雲梯		1基	A-1
18	吹田第二小学校	雲梯		1基	A-1
19	吹田第二小学校	はん登棒		1基	B
20	吹田第二小学校	ドーナツ型固定遊具		1基	B
21	吹田第二小学校	肋木		1基	B
22	吹田第二小学校	複合遊具		1基	中
23	吹田第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
24	吹田第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
25	吹田第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
26	吹田第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
27	吹田第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
28	吹田第二小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
29	吹田第二小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
30	吹田第二小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
31	吹田第二小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
32	吹田第二小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
33	吹田第二小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
34	吹田第二小学校	ミニサッカーゴール		1基	A-1
35	吹田第二小学校	ミニサッカーゴール		1基	A-1
36	吹田第二小学校	ミニサッカーゴール		1基	A-1
37	吹田第二小学校	ミニサッカーゴール		1基	A-1
38	吹田第二小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
39	吹田第二小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
40	吹田第三小学校	複合遊具		1基	中
41	吹田第三小学校	肋木		1基	B
42	吹田第三小学校	はん登棒		1基	B
43	吹田第三小学校	雲梯		1基	A-1
44	吹田第三小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
45	吹田第三小学校	ジャングルジム		1基	B
46	吹田第三小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
47	吹田第三小学校	鉄棒	8連式	1基	A-1
48	吹田第三小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
49	吹田第三小学校	鉄棒	8連式	1基	A-1
50	吹田第三小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
51	吹田第三小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
52	吹田第三小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
53	吹田第三小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
54	吹田第三小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
55	吹田第三小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
56	吹田第三小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
57	吹田第三小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
58	吹田第三小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
59	吹田東小学校	複合遊具		1基	中
60	吹田東小学校	雲梯		1基	A-1
61	吹田東小学校	はん登棒		1基	B
62	吹田東小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
63	吹田東小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
64	吹田東小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
65	吹田東小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
66	吹田東小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
67	吹田東小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
68	吹田東小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
69	吹田東小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
70	吹田東小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
71	吹田東小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
72	吹田東小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式③	1基	A-2
73	吹田東小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
74	吹田東小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
75	吹田東小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
76	吹田東小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
77	吹田東小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
78	吹田東小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
79	吹田南小学校	ブランコ		1基	C
80	吹田南小学校	ブランコ		1基	B
81	吹田南小学校	ブランコ		1基	B
82	吹田南小学校	家型遊具		1基	C
83	吹田南小学校	複合遊具		1基	中
84	吹田南小学校	複合遊具		1基	中
85	吹田南小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
86	吹田南小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
87	吹田南小学校	はん登棒		1基	B
88	吹田南小学校	雲梯		1基	A-1
89	吹田南小学校	肋木		1基	B
90	吹田南小学校	クライミングネット		1基	B
91	吹田南小学校	丸太山越クライミング		1基	B
92	吹田南小学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
93	吹田南小学校	鉄棒	1連式	1基	A-1
94	吹田南小学校	鉄棒	1連式	1基	A-1
95	吹田南小学校	鉄棒	1連式	1基	A-1
96	吹田南小学校	鉄棒	9連式	1基	A-1
97	吹田南小学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
98	吹田南小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
99	吹田南小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
100	吹田南小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
101	吹田南小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
102	吹田南小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式③	1基	A-2
103	吹田南小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式④	1基	A-2
104	吹田南小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
105	吹田南小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
106	吹田南小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
107	吹田南小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
108	吹田南小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
109	吹田南小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
110	吹田第六小学校	複合遊具		1基	中
111	吹田第六小学校	ボール当て		1基	A-1
112	吹田第六小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
113	吹田第六小学校	はん登棒		1基	B
114	吹田第六小学校	クライミングネット		1基	B
115	吹田第六小学校	肋木		1基	B
116	吹田第六小学校	ブランコ		1基	C
117	吹田第六小学校	ジャングルジム		1基	B
118	吹田第六小学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
119	吹田第六小学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
120	吹田第六小学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
121	吹田第六小学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
122	吹田第六小学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
123	吹田第六小学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
124	吹田第六小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
125	吹田第六小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
126	吹田第六小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
127	吹田第六小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
128	吹田第六小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
129	吹田第六小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
130	千里第一小学校	ジャングルジム		1基	B
131	千里第一小学校	はん登棒		1基	B
132	千里第一小学校	はん登棒		1基	B
133	千里第一小学校	肋木		1基	B
134	千里第一小学校	肋木		1基	B
135	千里第一小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
136	千里第一小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
137	千里第一小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
138	千里第一小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
139	千里第一小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
140	千里第一小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
141	千里第一小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
142	千里第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
143	千里第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
144	千里第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
145	千里第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
146	千里第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
147	千里第二小学校	複合遊具		1基	中
148	千里第二小学校	ジャングルジム		1基	B
149	千里第二小学校	グラウンドウェーブ		1基	B
150	千里第二小学校	雲梯		1基	A-1
151	千里第二小学校	はん登棒		1基	B
152	千里第二小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
153	千里第二小学校	クライミングネット		1基	B
154	千里第二小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
155	千里第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
156	千里第二小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
157	千里第二小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
158	千里第二小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
159	千里第二小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
160	千里第二小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
161	千里第二小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
162	千里第二小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
163	千里第二小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
164	千里第二小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
165	千里第二小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
166	千里第二小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
167	千里第二小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
168	千里第二小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
169	千里第三小学校	複合遊具		1基	中
170	千里第三小学校	はん登棒		1基	B
171	千里第三小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
172	千里第三小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
173	千里第三小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
174	千里第三小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
175	千里第三小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
176	千里第三小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
177	千里第三小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
178	千里第三小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
179	千里第三小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
180	千里第三小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
181	千里第三小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
182	千里新田小学校	ジャングルジム		1基	B
183	千里新田小学校	はん登棒		1基	B
184	千里新田小学校	肋木		1基	B
185	千里新田小学校	雲梯		1基	A-1
186	千里新田小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
187	千里新田小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
188	千里新田小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
189	千里新田小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
190	千里新田小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
191	千里新田小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
192	千里新田小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
193	千里新田小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式③	1基	A-2
194	佐井寺小学校	複合遊具		1基	中
195	佐井寺小学校	ジャングルジム		1基	B
196	佐井寺小学校	雲梯		1基	A-1
197	佐井寺小学校	はん登棒		1基	B
198	佐井寺小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
199	佐井寺小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
200	佐井寺小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
201	佐井寺小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
202	佐井寺小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
203	佐井寺小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
204	佐井寺小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
205	佐井寺小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
206	佐井寺小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
207	佐井寺小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
208	東佐井寺小学校	複合遊具		1基	中
209	東佐井寺小学校	肋木		1基	B
210	東佐井寺小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
211	東佐井寺小学校	タイヤ遊具		1基	A-1

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
212	東佐井寺小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
213	東佐井寺小学校	丸太渡り		1基	A-1
214	東佐井寺小学校	はん登棒		1基	B
215	東佐井寺小学校	ボール当て		1基	A-1
216	東佐井寺小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
217	東佐井寺小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
218	東佐井寺小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
219	東佐井寺小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
220	東佐井寺小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
221	東佐井寺小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
222	東佐井寺小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
223	東佐井寺小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
224	東佐井寺小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
225	東佐井寺小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
226	東佐井寺小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
227	東佐井寺小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
228	岸部第一小学校	複合遊具		1基	中
229	岸部第一小学校	雲梯		1基	A-1
230	岸部第一小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
231	岸部第一小学校	ブランコ		1基	C
232	岸部第一小学校	はん登棒		1基	B
233	岸部第一小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
234	岸部第一小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
235	岸部第一小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
236	岸部第一小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
237	岸部第一小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
238	岸部第一小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
239	岸部第一小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
240	岸部第一小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
241	岸部第一小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
242	岸部第一小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
243	岸部第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
244	岸部第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
245	岸部第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
246	岸部第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
247	岸部第二小学校	クライミングネット		1基	B
248	岸部第二小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
249	岸部第二小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
250	岸部第二小学校	ジャングルジム		1基	B
251	岸部第二小学校	肋木		1基	B
252	岸部第二小学校	肋木		1基	B
253	岸部第二小学校	はん登棒		1基	B
254	岸部第二小学校	雲梯		1基	A-1
255	岸部第二小学校	鉄棒	12連式	1基	A-1
256	岸部第二小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
257	岸部第二小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
258	岸部第二小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
259	岸部第二小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
260	岸部第二小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
261	岸部第二小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
262	岸部第二小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
263	岸部第二小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
264	豊津第一小学校	雲梯		1基	A-1

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
265	豊津第一小学校	はん登棒		1基	B
266	豊津第一小学校	肋木		1基	A-1
267	豊津第一小学校	平行棒		1基	A-1
268	豊津第一小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
269	豊津第一小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
270	豊津第一小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
271	豊津第一小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
272	豊津第一小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
273	豊津第一小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
274	豊津第二小学校	複合遊具		1基	中
275	豊津第二小学校	吊り輪		1基	A-1
276	豊津第二小学校	ジャンプタッチ		1基	A-1
277	豊津第二小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
278	豊津第二小学校	ブランコ		1基	C
279	豊津第二小学校	タワー		1基	A-1
280	豊津第二小学校	平行棒		1基	A-1
281	豊津第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
282	豊津第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
283	豊津第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
284	豊津第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
285	豊津第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
286	豊津第二小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
287	豊津第二小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
288	豊津第二小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式③	1基	A-2
289	豊津第二小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
290	豊津第二小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
291	豊津第二小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
292	豊津第二小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
293	豊津第二小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
294	江坂大池小学校	複合遊具		1基	中
295	江坂大池小学校	肋木		1基	B
296	江坂大池小学校	雲梯		1基	A-1
297	江坂大池小学校	はん登棒		1基	B
298	江坂大池小学校	アスレチック		1基	A-1
299	江坂大池小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
300	江坂大池小学校	平行棒		1基	A-1
301	江坂大池小学校	平行棒		1基	A-1
302	江坂大池小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
303	江坂大池小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
304	江坂大池小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
305	江坂大池小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
306	江坂大池小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
307	江坂大池小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
308	江坂大池小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
309	江坂大池小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
310	江坂大池小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
311	江坂大池小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
312	江坂大池小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
313	江坂大池小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
314	江坂大池小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
315	江坂大池小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
316	山手小学校	複合遊具		1基	中
317	山手小学校	雲梯		1基	A-1

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
318	山手小学校	雲梯		1基	A-1
319	山手小学校	丸太渡り		1基	A-1
320	山手小学校	はん登棒		1基	B
321	山手小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
322	山手小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
323	山手小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
324	山手小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
325	山手小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
326	山手小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
327	山手小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
328	山手小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
329	山手小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
330	山手小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
331	片山小学校	複合遊具		1基	中
332	片山小学校	複合遊具		1基	中
333	片山小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
334	片山小学校	肋木		1基	B
335	片山小学校	平行棒		1基	A-1
336	片山小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
337	片山小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
338	片山小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
339	片山小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
340	片山小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
341	片山小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
342	片山小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
343	片山小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
344	片山小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
345	片山小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
346	山田第一小学校	複合遊具		1基	中
347	山田第一小学校	雲梯		1基	A-1
348	山田第一小学校	はん登棒		1基	B
349	山田第一小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
350	山田第一小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
351	山田第一小学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
352	山田第一小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
353	山田第一小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
354	山田第一小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
355	山田第一小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
356	山田第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
357	山田第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
358	山田第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
359	山田第一小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
360	山田第二小学校	複合遊具		1基	中
361	山田第二小学校	ブランコ		1基	C
362	山田第二小学校	雲梯		1基	A-1
363	山田第二小学校	滑り台		1基	B
364	山田第二小学校	ジャングルジム		1基	B
365	山田第二小学校	はん登棒		1基	B
366	山田第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
367	山田第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
368	山田第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
369	山田第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
370	山田第二小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
371	山田第二小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
372	山田第二小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
373	山田第二小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
374	山田第二小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
375	山田第二小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
376	山田第三小学校	複合遊具		1基	中
377	山田第三小学校	ジャングルジム		1基	B
378	山田第三小学校	雲梯		1基	A-1
379	山田第三小学校	雲梯		1基	A-1
380	山田第三小学校	はん登棒		1基	B
381	山田第三小学校	平行棒		1基	A-1
382	山田第三小学校	平行棒		1基	A-1
383	山田第三小学校	肋木		1基	B
384	山田第三小学校	肋木		1基	B
385	山田第三小学校	肋木		1基	B
386	山田第三小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
387	山田第三小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
388	山田第三小学校	ジャンプタッチ		1基	A-1
389	山田第三小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
390	山田第三小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
391	山田第三小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
392	山田第三小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
393	山田第三小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
394	山田第三小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
395	山田第三小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
396	山田第三小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
397	山田第三小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
398	山田第三小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式③	1基	A-2
399	山田第三小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式④	1基	A-2
400	山田第三小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
401	山田第三小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
402	山田第三小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
403	山田第三小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
404	山田第三小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
405	山田第三小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
406	山田第五小学校	複合遊具		1基	中
407	山田第五小学校	はん登棒		1基	B
408	山田第五小学校	肋木		1基	B
409	山田第五小学校	肋木		1基	B
410	山田第五小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
411	山田第五小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
412	山田第五小学校	雲梯		1基	A-1
413	山田第五小学校	複合遊具		1基	中
414	山田第五小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
415	山田第五小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
416	山田第五小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
417	山田第五小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
418	山田第五小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
419	山田第五小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
420	山田第五小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
421	山田第五小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
422	山田第五小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
423	山田第五小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
424	山田第五小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
425	山田第五小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
426	山田第五小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
427	山田第五小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
428	東山田小学校	ジャングルジム		1基	B
429	東山田小学校	雲梯		1基	A-1
430	東山田小学校	はん登棒		1基	B
431	東山田小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
432	東山田小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
433	東山田小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
434	東山田小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
435	東山田小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
436	東山田小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
437	東山田小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
438	東山田小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
439	東山田小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
440	東山田小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
441	東山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
442	東山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
443	南山田小学校	雲梯		1基	B
444	南山田小学校	雲梯		1基	B
445	南山田小学校	ジャングルジム		1基	B
446	南山田小学校	はん登棒		1基	B
447	南山田小学校	ボール当て		1基	A-1
448	南山田小学校	ボール当て		1基	A-1
449	南山田小学校	ボール当て		1基	A-1
450	南山田小学校	平行棒		1基	A-1
451	南山田小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
452	南山田小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
453	南山田小学校	鉄棒	8連式	1基	A-1
454	南山田小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
455	南山田小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
456	南山田小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
457	南山田小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
458	南山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
459	南山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
460	南山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
461	南山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
462	西山田小学校	複合遊具		1基	中
463	西山田小学校	雲梯		1基	A-1
464	西山田小学校	平行棒		1基	A-1
465	西山田小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
466	西山田小学校	はん登棒		1基	B
467	西山田小学校	肋木		1基	B
468	西山田小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
469	西山田小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
470	西山田小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
471	西山田小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
472	西山田小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
473	西山田小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
474	西山田小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
475	西山田小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
476	西山田小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
477	西山田小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
478	西山田小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式③	1基	A-2
479	西山田小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式④	1基	A-2
480	西山田小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
481	西山田小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
482	西山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
483	西山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
484	西山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
485	西山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
486	北山田小学校	複合遊具		1基	中
487	北山田小学校	ジャンプタッチ		1基	A-1
488	北山田小学校	はん登棒		1基	B
489	北山田小学校	平行棒		1基	A-1
490	北山田小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
491	北山田小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
492	北山田小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
493	北山田小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
494	北山田小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
495	北山田小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
496	北山田小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
497	北山田小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
498	北山田小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
499	北山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
500	北山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
501	北山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
502	北山田小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
503	千里丘北小学校	ジャングルジム		1基	B
504	千里丘北小学校	はん登棒		1基	B
505	千里丘北小学校	雲梯		1基	A-1
506	千里丘北小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
507	千里丘北小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
508	千里丘北小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
509	千里丘北小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
510	佐竹台小学校	複合遊具		1基	中
511	佐竹台小学校	複合遊具		1基	中
512	佐竹台小学校	複合遊具		1基	中
513	佐竹台小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
514	佐竹台小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
515	佐竹台小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
516	佐竹台小学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
517	佐竹台小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
518	佐竹台小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
519	佐竹台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
520	佐竹台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
521	佐竹台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
522	佐竹台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
523	佐竹台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
524	高野台小学校	複合遊具		1基	中
525	高野台小学校	複合遊具		1基	中
526	高野台小学校	雲梯		1基	A-1
527	高野台小学校	滑り台		1基	B
528	高野台小学校	はん登棒		1基	B
529	高野台小学校	ブランコ		1基	C

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
530	高野台小学校	ブランコ		1基	C
531	高野台小学校	投てき板		1基	A-1
532	高野台小学校	投てき板		1基	A-1
533	高野台小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
534	高野台小学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
535	高野台小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
536	高野台小学校	鉄棒	9連式	1基	A-1
537	高野台小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
538	高野台小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
539	高野台小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式③	1基	A-2
540	高野台小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
541	高野台小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
542	高野台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
543	高野台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
544	高野台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
545	高野台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
546	高野台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
547	津雲台小学校	ジャングルジム		1基	B
548	津雲台小学校	複合遊具		1基	中
549	津雲台小学校	雲梯		1基	B
550	津雲台小学校	雲梯		1基	B
551	津雲台小学校	肋木		1基	B
552	津雲台小学校	はん登棒		1基	B
553	津雲台小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
554	津雲台小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
555	津雲台小学校	平行棒		1基	A-1
556	津雲台小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
557	津雲台小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
558	津雲台小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
559	津雲台小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
560	津雲台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
561	津雲台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
562	古江台小学校	複合遊具		1基	中
563	古江台小学校	グランドウェーブ		1基	B
564	古江台小学校	滑り台		1基	B
565	古江台小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
566	古江台小学校	ブランコ		1基	C
567	古江台小学校	はん登棒		1基	B
568	古江台小学校	雲梯		1基	A-1
569	古江台小学校	肋木		1基	B
570	古江台小学校	肋木		1基	B
571	古江台小学校	鉄棒	1連式	1基	A-1
572	古江台小学校	鉄棒	1連式	1基	A-1
573	古江台小学校	鉄棒	1連式	1基	A-1
574	古江台小学校	鉄棒	1連式	1基	A-1
575	古江台小学校	鉄棒	1連式	1基	A-1
576	古江台小学校	鉄棒	1連式	1基	A-1
577	古江台小学校	鉄棒	1連式	1基	A-1
578	古江台小学校	鉄棒	1連式	1基	A-1
579	古江台小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
580	古江台小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
581	古江台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
582	古江台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
583	古江台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
584	古江台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
585	古江台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
586	古江台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
587	古江台小学校	平均台		1基	A-1
588	古江台小学校	平均台		1基	A-1
589	古江台小学校	平均台		1基	A-1
590	古江台小学校	平均台		1基	A-1
591	藤白台小学校	複合遊具		1基	中
592	藤白台小学校	複合遊具		1基	中
593	藤白台小学校	グランドウェーブ		1基	B
594	藤白台小学校	はん登棒		1基	B
595	藤白台小学校	はん登棒		1基	B
596	藤白台小学校	投てき板		1基	A-1
597	藤白台小学校	ジャンプボール		1基	A-1
598	藤白台小学校	肋木		1基	B
599	藤白台小学校	雲梯		1基	A-1
600	藤白台小学校	雲梯		1基	A-1
601	藤白台小学校	平行棒		1基	A-1
602	藤白台小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
603	藤白台小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
604	藤白台小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
605	藤白台小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
606	藤白台小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
607	藤白台小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
608	藤白台小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
609	藤白台小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
610	藤白台小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
611	藤白台小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
612	藤白台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
613	藤白台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
614	藤白台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
615	藤白台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
616	藤白台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
617	藤白台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
618	青山台小学校	複合遊具		1基	中
619	青山台小学校	複合遊具		1基	中
620	青山台小学校	肋木		1基	B
621	青山台小学校	雲梯		1基	A-1
622	青山台小学校	雲梯		1基	A-1
623	青山台小学校	はん登棒		1基	B
624	青山台小学校	滑り台		1基	B
625	青山台小学校	鉄棒	11連式	1基	A-1
626	青山台小学校	鉄棒	11連式	1基	A-1
627	青山台小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
628	青山台小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
629	青山台小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
630	青山台小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
631	青山台小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
632	青山台小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
633	青山台小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
634	青山台小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
635	青山台小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
636	青山台小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
637	青山台小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
638	青山台小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
639	青山台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
640	青山台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
641	桃山台小学校	複合遊具		1基	中
642	桃山台小学校	ジャングルジム		1基	B
643	桃山台小学校	ブランコ		1基	C
644	桃山台小学校	雲梯		1基	A-1
645	桃山台小学校	雲梯		1基	A-1
646	桃山台小学校	雲梯		1基	A-1
647	桃山台小学校	肋木		1基	B
648	桃山台小学校	はん登棒		1基	B
649	桃山台小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
650	桃山台小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
651	桃山台小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
652	桃山台小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
653	桃山台小学校	平行棒		1基	A-1
654	桃山台小学校	平行棒		1基	A-1
655	桃山台小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
656	桃山台小学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
657	桃山台小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
658	桃山台小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
659	桃山台小学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
660	桃山台小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
661	桃山台小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
662	桃山台小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
663	桃山台小学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
664	桃山台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
665	桃山台小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
666	桃山台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
667	桃山台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
668	桃山台小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
669	千里たけみ小学校	ジャングルジム		1基	B
670	千里たけみ小学校	タイヤ遊具		1基	A-1
671	千里たけみ小学校	複合遊具		1基	中
672	千里たけみ小学校	ジャンプタッチ		1基	A-1
673	千里たけみ小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
674	千里たけみ小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
675	千里たけみ小学校	鉄棒	11連式	1基	A-1
676	千里たけみ小学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
677	千里たけみ小学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
678	千里たけみ小学校	鉄棒	8連式	1基	A-1
679	千里たけみ小学校	鉄棒	9連式	1基	A-1
680	千里たけみ小学校	鉄棒	9連式	1基	A-1
681	千里たけみ小学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
682	千里たけみ小学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
683	千里たけみ小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
684	千里たけみ小学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
685	千里たけみ小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
686	千里たけみ小学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
687	千里たけみ小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
688	千里たけみ小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
689	千里たけみ小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
690	千里たけみ小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
691	千里たけみ小学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
692	第一中学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
693	第一中学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
694	第一中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
695	第一中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
696	第一中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
697	第一中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式③	1基	A-2
698	第一中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式④	1基	A-2
699	第一中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
700	第一中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
701	第一中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
702	第一中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
703	第一中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
704	第一中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
705	第一中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
706	第一中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
707	第一中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
708	第一中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
709	第二中学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
710	第二中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
711	第二中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
712	第二中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
713	第二中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
714	第二中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
715	第二中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
716	第三中学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
717	第三中学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
718	第三中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
719	第三中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
720	第三中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
721	第三中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
722	第三中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
723	第三中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
724	第三中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
725	第三中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
726	第三中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
727	第三中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
728	第五中学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
729	第五中学校	鉄棒	8連式	1基	A-1
730	第五中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
731	第五中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
732	第五中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式③	1基	A-2
733	第五中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式④	1基	A-2
734	第五中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
735	第五中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
736	第六中学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
737	第六中学校	鉄棒	7連式	1基	A-1
738	第六中学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
739	第六中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
740	第六中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
741	第六中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
742	第六中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
743	第六中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
744	第六中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
745	第六中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
746	第六中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
747	第六中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
748	第六中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
749	第六中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
750	第六中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
751	片山中学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
752	片山中学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
753	片山中学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
754	片山中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
755	片山中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
756	片山中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
757	片山中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式③	1基	A-2
758	片山中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式④	1基	A-2
759	片山中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
760	片山中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
761	片山中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
762	片山中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
763	片山中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
764	片山中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
765	佐井寺中学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
766	佐井寺中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
767	佐井寺中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
768	佐井寺中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
769	佐井寺中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式③	1基	A-2
770	佐井寺中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式④	1基	A-2
771	佐井寺中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
772	佐井寺中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
773	佐井寺中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
774	佐井寺中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
775	佐井寺中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
776	佐井寺中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
777	佐井寺中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
778	南千里中学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
779	南千里中学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
780	南千里中学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
781	南千里中学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
782	南千里中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
783	南千里中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
784	南千里中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
785	南千里中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
786	豊津中学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
787	豊津中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
788	豊津中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
789	豊津中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
790	豊津中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
791	豊津中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
792	豊津中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
793	豊津中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
794	豊津中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
795	豊津西中学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
796	豊津西中学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
797	豊津西中学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
798	豊津西中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
799	豊津西中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
800	豊津西中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
801	豊津西中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
802	豊津西中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
803	豊津西中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
804	山田中学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
805	山田中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
806	山田中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
807	山田中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
808	山田中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
809	山田中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
810	山田中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
811	山田中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
812	山田中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
813	山田中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
814	西山田中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
815	西山田中学校	鉄棒	10連式	1基	A-1
816	西山田中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
817	西山田中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
818	西山田中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
819	西山田中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
820	西山田中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
821	西山田中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
822	西山田中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
823	西山田中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
824	西山田中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
825	西山田中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
826	山田東中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
827	山田東中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
828	山田東中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
829	山田東中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
830	山田東中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
831	山田東中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
832	山田東中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
833	山田東中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
834	山田東中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
835	千里丘中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
836	千里丘中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
837	千里丘中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
838	千里丘中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
839	千里丘中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
840	千里丘中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
841	千里丘中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
842	千里丘中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
843	千里丘中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
844	千里丘中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
845	千里丘中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
846	千里丘中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2

	学校名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量	種別
847	高野台中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
848	高野台中学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
849	高野台中学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
850	高野台中学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
851	高野台中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
852	高野台中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
853	高野台中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
854	高野台中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
855	高野台中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
856	高野台中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
857	高野台中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
858	高野台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
859	高野台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
860	高野台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
861	高野台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
862	青山台中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
863	青山台中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
864	青山台中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
865	青山台中学校	平行棒		1基	A-1
866	青山台中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式①	1基	A-2
867	青山台中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式②	1基	A-2
868	青山台中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式③	1基	A-2
869	青山台中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式④	1基	A-2
870	青山台中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式⑤	1基	A-2
871	青山台中学校	バスケットゴール（屋外）	固定式⑥	1基	A-2
872	青山台中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
873	青山台中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
874	青山台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
875	青山台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
876	青山台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
877	青山台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
878	竹見台中学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
879	竹見台中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
880	竹見台中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
881	竹見台中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
882	竹見台中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
883	竹見台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
884	竹見台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
885	竹見台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
886	竹見台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
887	古江台中学校	鉄棒	4連式	1基	A-1
888	古江台中学校	鉄棒	6連式	1基	A-1
889	古江台中学校	鉄棒	5連式	1基	A-1
890	古江台中学校	鉄棒	2連式	1基	A-1
891	古江台中学校	鉄棒	3連式	1基	A-1
892	古江台中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式①	1基	A-2
893	古江台中学校	バスケットゴール（屋外）	移動式②	1基	A-2
894	古江台中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
895	古江台中学校	サッカーゴール（屋外）		1基	A-2
896	古江台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
897	古江台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
898	古江台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2
899	古江台中学校	ハンドボールゴール（屋外）		1基	A-2

業務委託契約書

21006996

1 委託業務名	吹田市立保育所等遊具・体育器具安全点検業務														
2 場所	吹田市立保育所等29園														
3 履行期間	令和 4年 1月 7日 から 令和 4年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	3	2	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	2	0	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 1月 7日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 株式会社HOPE
代表取締役 平野 剛

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、

発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる

とき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- (違約金等の控除)
- 第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。
- (秘密の保持)
- 第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。
- (従業員研修)
- 第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。
- (補 則)
- 第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立保育所等遊具・体育器具安全点検業務
仕 様 書

1 件名

吹田市立保育所等遊具・体育器具安全点検業務

2 履行場所

吹田市立保育所等 29園 （別紙1 園一覧表 参照）

3 履行期間

契約締結日 から 令和4年3月31日 まで

4 履行内容

本仕様書及び（一社）日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 第二版の「遊具の定期点検業務仕様書」を参考に、以下のとおり遊具・体育器具の安全点検を実施し、点検業務報告書を作成すること。

- （1）点検前に現状の全景写真を撮影すること。また、点検項目のすべてについて点検箇所の近影を撮影すること。
- （2）点検内容や点検項目等は、（一社）日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 第二版の「定期点検総括表」「定期点検表」に準じ、実施すること。これらの点検表にある点検項目等を基本とするが、現場の状況等に応じ追加し、すべて記録すること。また、点検様式に記入しきれない場合は、これらの様式に準じて新たに様式を作成し、必要のない項目にはすべて斜線を入れること。
- （3）不具合を発見した場合には、施設の使用の可否を判断し、必要に応じて速やかに使用禁止などの危険を防止する措置を講じ、園長に報告すること。また、その状況、原因及び修繕等の対処法等を含めて市に報告すること。
- （4）点検中にゆるみやボルト類が抜け落ちているなどがあった場合は、必要に応じてネジ・ナット類の欠損補充・締め付け、注油等の整備を行うこと。なお、ボルト・ナット類及び注油等軽微な消耗品費は受注者の負担とする。
- （5）塗装状態の3段階での判定は以下のとおりとすること。
 - ア 再塗装の必要がない
 - イ 部分的に塗装が必要
 - ウ 全体的に塗装が必要
- （6）機能・安全性については、本仕様書及び（一社）日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 第二版の「遊具の定期点検業務仕様書」により総合判定を行うこと。判定根拠について説明が必要なものについては、その理由を「特記事項」の欄に簡潔に記載すること。

5 業務従事者

監理技術者及び業務主任者には以下のいずれかの資格を有するものを配置すること。

また、点検業務も以下のいずれかの資格を有する者が行い、業務従事者は各資格の認定証の写しを提出すること。

- ・一般社団法人日本公園施設業協会認定の「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」、「公園施設点検管理士」、「公園施設点検技師」。
- ・一般社団法人日本公共施設保守点検研究所認定の「公共施設保守点検技師」

6 関係法令等

本業務を実施するに当たっては、適用を受ける関係法令を遵守するとともに、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月国土交通省）」及び「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 第二版（2019年8月一般社団法人日本公園施設業協会）」に準じ、業務の円滑な遂行を図ること。

7 点検対象

(1) 遊具

(2) 体育器具（鉄棒、サッカーゴール）

園別品目・数量は、別紙2「遊具・体育器具一覧表」を参照すること。

ただし、一覧表と現地が相違する場合は、現地を優先し、点検対象に追加すること。

8 点検日の日程

市及び各園長と調整を図ったうえ決定すること。また、実施体制、全体工程、作業実施日、作業内容等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、市に提出すること。

9 点検業務報告書

(1) 点検業務報告書

点検業務報告書は、以下のア～ウに基づき作成し、作成した報告書は、紙ベースで園別でA4サイズのフラットファイルに綴じたものを各園2セットずつと、電子データ（Excelデータで作成し、CD-ROMsに記録したもの）を提出すること。

また、フラットファイルには、「〇〇園 令和3年度（2021年度）吹田市立保育所等遊具・体育器具安全点検結果報告書」と記載すること。

ア （一社）日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014 第二版に基づく点検業務報告書を園別に作成すること。

イ 市が提供する園配置図に、点検対象物の設置場所を記載し、それぞれに付番したものを添付すること。園配置図に付番した番号は、各報告書の文書に記載する番号と一致すること。

ウ 点検対象物の写真を添付すること。

(2) 全遊具等の評価結果が園別に容易に把握できる点検一覧表を作成し、紙ベースで1部と電子データ（Excelデータで作成し、CD-ROMsに記録したもの）を提出すること。

(3) 修繕及び撤去・新設を要する箇所の園別一覧表を作成し、紙ベースで1部と電子データ（Excelデータで作成し、CD-ROMsに記録したもの）を提出すること。その際、当該一覧表に必要な処置に係る費用（見積額）と危険度を考慮した優先順位を記載すること。

10 その他

- (1) 作業に必要な機械設備、道具類はすべて受託者で用意すること。
- (2) 園敷地内外を問わず、施設、設備等を破損した場合は、受託者において補修し、原状回復すること。
- (3) 作業実施に当たっては、事故等のないよう、安全には万全を期すること。
- (4) 実施に当たっては、市及び園長の指示に従うこと。
- (5) 作業従事者は名札を着用すること。
- (6) 本業務を実施するに当たって疑義等が生じたときは、双方で協議し決定すること。

園一覽表

	所属	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
保 育 園	山田保育園	565-0822	山田市場19-9	6878-0223	6878-0223
	いずみ保育園	564-0041	泉町2丁目11-43	6388-6088	6388-6088
	南千里保育園	565-0854	桃山台1丁目4-1	6871-0767	6871-0767
	ことぶき保育園	564-0002	岸部中2丁目2-1	6388-4411	6388-4411
	岸部保育園	564-0001	岸部北2丁目2-2	6389-2838	6389-2838
	千里山保育園	565-0842	千里山東2丁目19-22	6389-2200	6389-2200
	東保育園	564-0012	南正雀4丁目1-1	6382-7010	6382-7010
	垂水保育園	564-0062	垂水町1丁目6-9	6386-2974	6386-2974
	吹一保育園	564-0032	内本町1丁目23-28	6382-7782	6382-7782
	吹六保育園	564-0038	南清和園町40-31	6319-0237	6319-0237
	片山保育園	564-0072	出口町32-1	6380-9558	6380-9558
	千三保育園	565-0851	千里山西1丁目12-1	6386-9178	6386-9178
	山三保育園	565-0824	山田西1丁目27-15	6876-4602	6876-4602
	はぎのきこども園	565-0874	古江台2丁目11-4	6872-1012	6319-8600
幼 稚 園	認定こども園 吹田第一幼稚園	564-0031	元町30-44	6381-0049	6381-0049
	吹田第三幼稚園	564-0024	高城町18-39	6381-5463	6381-5463
	認定こども園 吹田南幼稚園	564-0043	南金田1-4-16	6386-2677	6386-2677
	認定こども園 千里第二幼稚園	565-0843	千里山松が丘25-1	6380-7451	6380-7451
	千里新田幼稚園	565-0853	春日4-10-1	6386-9262	6386-9262
	東佐井寺幼稚園	565-0833	五月が丘西4-1	6387-1227	6387-1227
	認定こども園 岸部第一幼稚園	564-0002	岸部中2-19-1	6389-2623	6389-2623
	認定こども園 豊津第一幼稚園	564-0063	江坂町1-15-42	6384-8301	6384-8301
	江坂大池幼稚園	564-0063	江坂町3-13-1	6386-9226	6386-9226
	片山幼稚園	564-0083	朝日が丘町16-1	6387-8155	6387-8155
	認定こども園 山田第一幼稚園	565-0821	山田東2-33-3	6877-5858	6877-5858
	認定こども園 山田第三幼稚園	565-0824	山田西1-4-1	6877-4571	6877-4571
	東山田幼稚園	565-0802	青葉丘南15-10	6876-8407	6876-8407
	南山田幼稚園	565-0814	千里丘西9-1	6876-2401	6876-2401
	認定こども園 佐竹台幼稚園	565-0855	佐竹台5-12-1	6871-2234	6871-2234

	園名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量
1	山田保育園	はん登棒（のぼり棒）		1基
2	山田保育園	ジャングルジム		1基
3	山田保育園	ブランコ		4基
4	山田保育園	滑り台		1基
5	山田保育園	鉄棒	3連式	1基
6	山田保育園	雲梯	太鼓橋	1基
7	いずみ保育園	雲梯		1基
8	いずみ保育園	はん登棒（のぼり棒）		1基
9	いずみ保育園	ブランコ		1基
10	いずみ保育園	滑り台		1基
11	いずみ保育園	鉄棒	3連式	1基
12	南千里保育園	はん登棒（のぼり棒）		1基
13	南千里保育園	ブランコ		1基
14	南千里保育園	滑り台		1基
15	南千里保育園	家型遊具		1基
16	南千里保育園	鉄棒	2連式	1基
17	ことぶき保育園	雲梯		1基
18	ことぶき保育園	はん登棒（のぼり棒）		1基
19	ことぶき保育園	タイヤ遊具		1基
20	ことぶき保育園	ブランコ		1基
21	ことぶき保育園	滑り台		1基
22	ことぶき保育園	鉄棒	2連式	1基
23	ことぶき保育園	雲梯	太鼓橋	1基
24	岸部保育園	はん登棒（のぼり棒）		1基
25	岸部保育園	ジャングルジム		1基
26	岸部保育園	ブランコ	4連式	1基
27	岸部保育園	滑り台		1基
28	岸部保育園	鉄棒	4連式	1基
29	岸部保育園	ジャングルジム		1基
30	岸部保育園	その他（土管）		2基
31	千里山保育園	はん登棒（のぼり棒）		3基
32	千里山保育園	タイヤ遊具		4基
33	千里山保育園	ジャングルジム		1基
34	千里山保育園	ブランコ		4基
35	千里山保育園	滑り台		2基
36	千里山保育園	家型遊具		1基
37	千里山保育園	鉄棒	3連式	1基
38	千里山保育園	平均台		2基
39	千里山保育園	ジャングルジム		1基
40	東保育園	ジャングルジム		1基
41	東保育園	ブランコ		1基
42	東保育園	滑り台		1基
43	東保育園	鉄棒	2連式	1基
44	東保育園	雲梯	太鼓橋	1基
45	東保育園	はん登棒（のぼり棒）		1基
46	垂水保育園	ブランコ		1基
47	垂水保育園	滑り台		1基
48	垂水保育園	家型遊具		1基
49	垂水保育園	鉄棒	3連式	1基
50	吹一保育園	ジャングルジム		1基
51	吹一保育園	ブランコ		1基
52	吹一保育園	滑り台		1基
53	吹一保育園	鉄棒	3連式	1基
54	吹一保育園	ジャングルジム		1基

	園名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量
55	吹六保育園	タイヤ遊具		6基
56	吹六保育園	ジャングルジム		1基
57	吹六保育園	ブランコ		1基
58	吹六保育園	滑り台		1基
59	吹六保育園	鉄棒	1連式	1基
60	吹六保育園	ジャングルジム		1基
61	片山保育園	雲梯		1基
62	片山保育園	はん登棒（のぼり棒）		1基
63	片山保育園	ブランコ		1基
64	片山保育園	滑り台		1基
65	片山保育園	家型遊具		1基
66	片山保育園	鉄棒	3連式	1基
67	千三保育園	はん登棒（のぼり棒）		1基
68	千三保育園	ジャングルジム		1基
69	千三保育園	ブランコ		1基
70	千三保育園	滑り台		1基
71	千三保育園	鉄棒	3連式	1基
72	千三保育園	滑り台	プラスチック製	1基
73	千三保育園	ジャングルジム		1基
74	千三保育園	鉄棒	移動式	2基
75	山三保育園	はん登棒（のぼり棒）		1基
76	山三保育園	ジャングルジム		1基
77	山三保育園	ブランコ		1基
78	山三保育園	滑り台		1基
79	山三保育園	家型遊具		1基
80	山三保育園	鉄棒	3連式	1基
81	山三保育園	その他（砂場）		1基
82	山三保育園	ジャングルジム		1基

遊具・体育器具一覧表（幼保連携型認定こども園）

	園名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量
1	はぎのきこども園	複合遊具		2基
2	はぎのきこども園	滑り台		1基

遊具・体育器具一覧表（幼稚園）

	園名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量
1	吹田第一幼稚園	肋木		1基
2	吹田第一幼稚園	複合遊具		1基
3	吹田第一幼稚園	タイヤ遊具	6本	1基
4	吹田第一幼稚園	ブランコ	2連式	1基
5	吹田第一幼稚園	滑り台		1基
6	吹田第一幼稚園	鉄棒	6連式	1基
7	吹田第一幼稚園	平均台		2基
8	吹田第一幼稚園	ミニサッカーゴール		1基
9	吹田第一幼稚園	その他（段違い台）		1基
10	吹田第三幼稚園	雲梯		1基
11	吹田第三幼稚園	複合遊具		1基
12	吹田第三幼稚園	ブランコ		1基
13	吹田第三幼稚園	鉄棒	3連式	1基
14	吹田第三幼稚園	その他（土管）		2基
15	吹田第三幼稚園	その他（土管）		1基
16	吹田南幼稚園	複合遊具		1基
17	吹田南幼稚園	ブランコ		1基
18	千里第二幼稚園	複合遊具	雲梯・滑り台・ジャングルジム	1基
19	千里第二幼稚園	複合遊具	雲梯・滑り台・クライミングネット	1基
20	千里第二幼稚園	はん登棒（のぼり棒）		1基
21	千里第二幼稚園	タイヤ遊具		1基
22	千里第二幼稚園	ブランコ		1基
23	千里第二幼稚園	投てき板		1基
24	千里第二幼稚園	家型遊具		1基
25	千里第二幼稚園	鉄棒	3連式	1基
26	千里第二幼稚園	平均台		3基
27	千里第二幼稚園	ミニサッカーゴール		1基
28	千里新田幼稚園	複合遊具	雲梯、滑り台、クライミングネット、のぼり棒、ジャングルジム、リングラダー	1基
29	千里新田幼稚園	丸太渡り		1基
30	千里新田幼稚園	鉄棒	3連式	1基
31	千里新田幼稚園	平均台		2基
32	千里新田幼稚園	ミニサッカーゴール		1基
33	千里新田幼稚園	鉄棒	移動式	2基
34	千里新田幼稚園	家型遊具		3基
35	東佐井寺幼稚園	雲梯		1基
36	東佐井寺幼稚園	複合遊具	雲梯・滑り台・のぼり棒・ジャングルジム・リングラダー	1基
37	東佐井寺幼稚園	ブランコ	2連式	1基
38	東佐井寺幼稚園	鉄棒	3連式	1基
39	東佐井寺幼稚園	ミニサッカーゴール	移動式	2基
40	岸部第一幼稚園	雲梯		1基
41	岸部第一幼稚園	はん登棒（のぼり棒）		1基
42	岸部第一幼稚園	複合遊具	滑り台・のぼり棒・リング・ジャングルジム	1基
43	岸部第一幼稚園	ブランコ	タイヤ	1基
44	岸部第一幼稚園	鉄棒	6連式	1基
45	岸部第一幼稚園	平均台	移動式	4基
46	岸部第一幼稚園	ミニサッカーゴール	移動式	2基
47	岸部第一幼稚園	家型遊具		1基
48	岸部第一幼稚園	その他（土管）		1基
49	豊津第一幼稚園	複合遊具	雲梯・滑り台・のぼり棒・ジャングルジム	1基

	園名	遊具・体育器具名	設置状況、形状等	数量
50	豊津第一幼稚園	ブランコ	2連式	1基
51	豊津第一幼稚園	丸太渡り		1基
52	豊津第一幼稚園	鉄棒	3連式	1基
53	豊津第一幼稚園	その他（段違い台）		1基
54	江坂大池幼稚園	複合遊具		1基
55	江坂大池幼稚園	ブランコ		1基
56	江坂大池幼稚園	鉄棒	3連式	1基
57	江坂大池幼稚園	ミニサッカーゴール		2基
58	片山幼稚園	雲梯		1基
59	片山幼稚園	複合遊具		1基
60	片山幼稚園	ブランコ		1基
61	片山幼稚園	鉄棒	1連式	1基
62	片山幼稚園	鉄棒	3連式	1基
63	片山幼稚園	平均台		3基
64	片山幼稚園	ミニサッカーゴール		2基
65	片山幼稚園	その他（ジャンピング）		1基
66	片山幼稚園	その他（玉入れカゴ）		2基
67	片山幼稚園	その他（板登り）		1基
68	山田第一幼稚園	複合遊具	吊り輪、丸太渡、クライミングネット	1基
69	山田第一幼稚園	ブランコ		1基
70	山田第一幼稚園	複合遊具	滑り台・のぼり棒	1基
71	山田第一幼稚園	鉄棒	3連式	2基
72	山田第一幼稚園	平均台		2基
73	山田第一幼稚園	サッカーゴール		2基
74	山田第一幼稚園	家型遊具		1基
75	山田第三幼稚園	複合遊具	のぼり棒、クライミングネット	1基
76	山田第三幼稚園	ブランコ		1基
77	山田第三幼稚園	ブランコ	2連式	1基
78	山田第三幼稚園	鉄棒	3連式	1基
79	山田第三幼稚園	ミニサッカーゴール		2基
80	東山田幼稚園	複合遊具		1基
81	東山田幼稚園	ブランコ		1基
82	東山田幼稚園	鉄棒	3連式	1基
83	南山田幼稚園	雲梯		1基
84	南山田幼稚園	複合遊具		1基
85	南山田幼稚園	ブランコ		1基
86	南山田幼稚園	鉄棒	4連式	1基
87	南山田幼稚園	サッカーゴール		2基
88	佐竹台幼稚園	雲梯		1基
89	佐竹台幼稚園	複合遊具		1基
90	佐竹台幼稚園	ジャングルジム	木製	1基
91	佐竹台幼稚園	ブランコ	4連式	1基
92	佐竹台幼稚園	滑り台		1基
93	佐竹台幼稚園	鉄棒	移動式	1基
94	佐竹台幼稚園	鉄棒	2連式	1基
95	佐竹台幼稚園	鉄棒	4連式	1基
96	佐竹台幼稚園	平均台		1基
97	佐竹台幼稚園	サッカーゴール		4基
98	佐竹台幼稚園	ミニサッカーゴール		2基
99	佐竹台幼稚園	雲梯	波型	1基
100	佐竹台幼稚園	その他（巧技台）		1基

遊具・体育器具別合計

遊具・体育器具名	合計（基）
家型遊具	11
雲梯	13
サッカーゴール	8
ジャングルジム	15
滑り台	18
タイヤ遊具	13
鉄棒	35
投てき板	1
はん登棒（のぼり棒）	14
ブランコ	34
平均台	19
丸太渡り	2
ミニサッカーゴール	15
肋木	1
複合遊具	19
その他（板登り）	1
その他（巧技台）	1
その他（ジャンピング）	1
その他（砂場）	1
その他（玉入れカゴ）	2
その他（段違い台）	2
その他（土管）	6
総計	232

業務委託契約書

22000090

1 委託業務名	吹田市立小学校及び幼稚園（Aブロック）の安全対策に係る警備業務														
2 場所	吹田市立小学校及び幼稚園（Aブロック）														
3 履行期間	令和 4年 4月 8日 から 令和 5年 3月24日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
							¥	1	7	5	2	2	5	7	4
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額							¥	1	5	9	2	9	6	1	
5 契約の保証	第3条第1項第5号（契約保証金等の額は、契約金額の100分の5に相当する額以上とする。）														
6 適用除外条項	第7条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 吹田市長野東13番32号
株式会社 SAKAE
代表取締役 奥谷 康人



(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了報告書類とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了報告書類を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

3 1か月当たり支払額は、別表のとおりとする。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則

に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

実施月別（Aブロック）安全対策に係る警備業務委託料支払額明細

(消費税及び地方消費税の額を含む)

実施月	業務委託料支払額
4	1,460,206 円
5	1,460,206 円
6	1,460,206 円
7	1,460,206 円
8	1,460,206 円
9	1,460,206 円
10	1,460,206 円
11	1,460,206 円
12	1,460,206 円
1	1,460,206 円
2	1,460,206 円
3	1,460,308 円

吹田市立小学校及び幼稚園(Aブロック)の 安全対策に係る警備業務仕様書

吹田市立小学校及び幼稚園(Aブロック)の安全対策に係る警備業務に関する実施要項について、次のとおり定める。

1 基本的事項

- (1) 受注者は、業務従事者に対し各学校園に配置するまでの間に、下記の内容について適切な研修等を行うとともに、業務に関し必要な指揮監督を行わなければならない。
 - ア 各学校園の危機管理マニュアルの周知
 - イ 緊急時の職員室及び教職員への連絡方法
 - ウ 児童及び園児との接し方
 - エ 来校園者への接し方
- (2) 受注者は、その責務として常に業務従事者の安全と健康の確保に努めること。
- (3) 業務従事者は、容儀を正し何人に対しても謙虚な態度で接すること。
- (4) 業務従事者は、業務を行う場合は、学校園の運営を妨げないこと。
- (5) 受注者は、業務従事者の住所・名前等必要な事項を、あらかじめ発注者並びに当該校長に届け出なければならない。
- (6) 業務従事者は、業務の履行に際し知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (7) 業務従事者は、業務終了後、あらかじめ指定された様式に基づく報告書を作成し、当該校長に提出すること。
- (8) 業務従事者は、学校園内及び周辺道路等での喫煙は厳に慎むこと。また、受注者は業務従事者に対し、喫煙禁止について指導・教育等必要な措置を講じること。

2 警備体制等

- (1) 業務対象学校園は、別紙一覧表のとおり。
- (2) 業務にあたり、受注者は、各小学校(併設幼稚園を含む)にそれぞれ1名の業務従事者(警備員)を配置するものとする。
- (3) (2)の業務従事者は、仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、身分証明書を必携の上、制服・制帽、名札、腕章を着用し、緊急連絡用として携帯電話等と警笛を常時携帯させるものとする。また、私物等の持込については、当該勤務日に必要な物のみとする。
- (4) 業務従事者配置期間
令和4年4月8日から令和5年3月24日まで。
- (5) 業務日及び業務時間
 - ア 業務日
月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、7月21日から8月24日までの日、12月26日から翌年の1月7日までの日は除く。

イ 業務時間

午前8時30分から午後5時まで（午前11時から午後1時30分までの間で休憩1時間）

ウ ア・イにかかわらず学校園行事等の都合により、業務日及び業務時間を変更する場合がある。

3 業務内容

(1) 目的

学校園の安全管理確保と円滑な運営を目的とし、外部からの不審者に対する警備、児童及び園児の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とし、受注者は業務従事者を指揮監督して業務を行うものとする。

(2) 校長が指示する校門（正門）周辺の立哨及び校門（正門）の開閉。

(3) 校門（正門）周辺の安全監視、来校園者の受付。

(4) 受付・用件の確認において、不審者と判断した場合は緊急対応マニュアル等に基づき、速やかに学校園関係者に連絡する等、適切に処理する。また、校門（正門）外周辺にあっても、明らかに不審者と見られる場合は同様とする。

(5) 業務時間中に担当学校内を離れてはならない。但し、止むを得ず学校を離れる場合は事前に校長に報告すること。

(6) 受注者は、業務従事者の指導教育について、次の点に重点を置くこと。

ア 火災や不法侵入等、緊急事態発生時に適切な処置ができること。

イ 児童及び園児に対して、教育的配慮をもって接すること。

ウ 学校園施設の利用者等に対しては、親切丁寧に応対すること。

(7) 吹田市立千里丘北小学校の業務従事者は、概ね午前8時30分においては国旗等を掲げること（但し、雨天時は国旗掲揚しない）。

4 その他

(1) 受注者は、あらかじめ平常時及び緊急時の連絡体制を定め、連絡業務を円滑に行うものとする。

(2) 業務従事者による校園内への車両（二輪を除く）の乗入れは禁止するものとする。

吹田市立小学校及び幼稚園（Aブロック）の安全対策に係る警備業務
実施対象学校園一覧表

	学校園名	所在地	電話番号
小学校 (併設幼稚園含む)	山田第一小学校 認定こども園山田第一幼稚園含む	吹田市山田東2丁目33番2号	6877-4131
	山田第二小学校	吹田市千里丘下19番1号	6877-0088
	山田第三小学校 認定こども園山田第三幼稚園含む	吹田市山田西1丁目4番1号	6877-5701
	山田第五小学校	吹田市山田西1丁目6番1号	6876-7701
	東山田小学校 東山田幼稚園含む	吹田市青葉丘南15番10号	6876-8405
	南山田小学校 南山田幼稚園含む	吹田市千里丘西9番1号	6876-2404
	西山田小学校	吹田市山田西2丁目10番1号	6877-4631
	北山田小学校	吹田市山田北1番1号	6876-7333
	千里丘北小学校	吹田市千里丘北1番30号	6876-0103

安全対策警備業務 実績報告書 (年 月)

学校名

日	曜日	警備員氏名	印	記 事	校長印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

業 者 名 株式会社SAKAE

安全対策警備業務 実績報告書 (年 月)

学校名

日	曜日	警備員氏名	印	記 事	校長印
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

業 者 名 株式会社SAKAE

業務委託契約書

22000108

1 委託業務名	吹田市立小学校及び幼稚園（Bブロック）の安全対策に係る警備業務														
2 場所	吹田市立小学校及び幼稚園（Bブロック）														
3 履行期間	令和 4年 4月 8日 から 令和 5年 3月24日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
							¥	1	7	4	8	4	3	9	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額							¥	1	5	8	9	4	9	0	
5 契約の保証	第3条第1項第5号（契約保証金等の額は、契約金額の100分の5に相当する額以上とする。）														
6 適用除外条項	第7条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 豊中市服部豊町1丁目2番6号
株式会社オリエント・サービス
代表取締役 酒井 満

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了報告書類とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了報告書類を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

3 1か月当たり支払額は、別表のとおりとする。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則

に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

実施月別（Bブロック）安全対策に係る警備業務委託料支払額明細

(消費税及び地方消費税の額を含む)

実施月	業務委託料支払額
4	1,457,027 円
5	1,457,027 円
6	1,457,027 円
7	1,457,027 円
8	1,457,027 円
9	1,457,027 円
10	1,457,027 円
11	1,457,027 円
12	1,457,027 円
1	1,457,027 円
2	1,457,027 円
3	1,457,093 円

吹田市立小学校及び幼稚園（Bブロック）の 安全対策に係る警備業務仕様書

吹田市立小学校及び幼稚園（Bブロック）の安全対策に係る警備業務に関する実施要項について、次のとおり定める。

1 基本的事項

- (1) 受注者は、業務従事者に対し各学校園に配置するまでの間に、下記の内容について適切な研修等を行うとともに、業務に関し必要な指揮監督を行わなければならない。
 - ア 各学校園の危機管理マニュアルの周知
 - イ 緊急時の職員室及び教職員への連絡方法
 - ウ 児童及び園児との接し方
 - エ 来校園者への接し方
- (2) 受注者は、その責務として常に業務従事者の安全と健康の確保に努めること。
- (3) 業務従事者は、容儀を正し何人に対しても謙虚な態度で接すること。
- (4) 業務従事者は、業務を行う場合は、学校園の運営を妨げないこと。
- (5) 受注者は、業務従事者の住所・名前等必要な事項を、あらかじめ発注者並びに当該校長に届け出なければならない。
- (6) 業務従事者は、業務の履行に際し知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (7) 業務従事者は、業務終了後、あらかじめ指定された様式に基づく報告書を作成し、当該校長に提出すること。
- (8) 業務従事者は、学校園内及び周辺道路等での喫煙は厳に慎むこと。また、受注者は業務従事者に対し、喫煙禁止について指導・教育等必要な措置を講じること。

2 警備体制等

- (1) 業務対象学校園は、別紙一覧表のとおり。
- (2) 業務にあたり、受注者は、各小学校（併設幼稚園を含む）にそれぞれ1名の業務従事者（警備員）を配置するものとする。
- (3) (2)の業務従事者は、仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、身分証明書を必携の上、制服・制帽、名札、腕章を着用し、緊急連絡用として携帯電話等と警笛を常時携帯させるものとする。また、私物等の持込については、当該勤務日に必要な物のみとする。
- (4) 業務従事者配置期間
令和4年4月8日から令和5年3月24日まで。
- (5) 業務日及び業務時間
 - ア 業務日
月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、7月21日から8月24日までの日、12月26日から翌年の1月7日までの日は除く。

イ 業務時間

午前8時30分から午後5時まで（午前11時から午後1時30分までの間で休憩1時間）

ウ ア・イにかかわらず学校園行事等の都合により、業務日及び業務時間を変更する場合がある。

3 業務内容

(1) 目的

学校園の安全管理確保と円滑な運営を目的とし、外部からの不審者に対する警備、児童及び園児の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とし、受注者は業務従事者を指揮監督して業務を行うものとする。

(2) 校長が指示する校門（正門）周辺の立哨及び校門（正門）の開閉。

(3) 校門（正門）周辺の安全監視、来校園者の受付。

(4) 受付・用件の確認において、不審者と判断した場合は緊急対応マニュアル等に基づき、速やかに学校園関係者に連絡する等、適切に処理する。また、校門（正門）外周辺にあっても、明らかに不審者と見られる場合は同様とする。

(5) 業務時間中に担当学校内を離れてはならない。但し、止むを得ず学校を離れる場合は事前に校長に報告すること。

(6) 受注者は、業務従事者の指導教育について、次の点に重点を置くこと。

ア 火災や不法侵入等、緊急事態発生時に適切な処置ができること。

イ 児童及び園児に対して、教育的配慮をもって接すること。

ウ 学校園施設の利用者等に対しては、親切丁寧に応対すること。

4 その他

(1) 受注者は、あらかじめ平常時及び緊急時の連絡体制を定め、連絡業務を円滑に行うものとする。

(2) 業務従事者による校園内への車両（二輪を除く）の乗入れは禁止するものとする。

吹田市立小学校及び幼稚園（Bブロック）の安全対策に係る警備業務
実施対象学校園一覧表

	学校園名	所在地	電話番号
小学校 (併設幼稚園含む)	吹田第一小学校 認定こども園吹田第一幼稚園含む	吹田市元町30番35号	6381-5280
	吹田第三小学校 吹田第三幼稚園含む	吹田市高城町18番39号	6381-0413
	吹田東小学校	吹田市幸町20番1号	6381-5458
	吹田第六小学校	吹田市南清和園町43番1号	6382-6831
	千里第一小学校	吹田市片山町4丁目32番10号	6387-5741
	佐井寺小学校	吹田市佐井寺3丁目3番1号	6330-1601
	東佐井寺小学校 東佐井寺幼稚園含む	吹田市五月が丘西4番1号	6387-1278
	岸部第一小学校 認定こども園岸部第一幼稚園含む	吹田市岸部中2丁目19番1号	6387-5701
	岸部第二小学校	吹田市岸部北4丁目12番1号	6389-7788

安全対策警備業務 実績報告書 (年 月)

学校名

日	曜日	警備員氏名	印	記 事	校長印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

業 者 名 株式会社オリエント・サービス

安全対策警備業務 実績報告書 (年 月)

学校名

日	曜日	警備員氏名	印	記 事	校長印
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

業 者 名 株式会社オリエント・サービス

業務委託契約書

22000123

1 委託業務名	吹田市立小学校及び幼稚園（Cブロック）の安全対策に係る警備業務														
2 場所	吹田市立小学校及び幼稚園（Cブロック）														
3 履行期間	令和 4年 4月 8日 から 令和 5年 3月24日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
							¥	1	8	6	0	4	7	1	8
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額							¥	1	6	9	1	3	3	8	
	内訳 小学校 17,484,390円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,589,490円) 幼稚園 1,120,328円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 101,848円)														
5 契約の保証	第3条第1項第5号（契約保証金等の額は、契約金額の100分の5に相当する額以上とする。）														
6 適用除外条項	第7条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 豊中市服部豊町1丁目2番6号
株式会社オリエント・サービス
代表取締役 酒井 満



(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了報告書類とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了報告書類を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

3 1か月当たり支払額は、別表のとおりとする。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則

に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

実施月別（Cブロック）安全対策に係る警備業務委託料支払額明細

(消費税及び地方消費税の額を含む)

実施月	業務委託料支払額	内訳	
		小学校	幼稚園
4	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
5	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
6	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
7	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
8	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
9	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
10	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
11	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
12	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
1	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
2	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
3	1,550,494 円	1,457,093 円	93,401 円

吹田市立小学校及び幼稚園(Cブロック)の 安全対策に係る警備業務仕様書

吹田市立小学校及び幼稚園（Cブロック）の安全対策に係る警備業務に関する実施要項について、次のとおり定める。

1 基本的事項

- (1) 受注者は、業務従事者に対し各学校園に配置するまでの間に、下記の内容について適切な研修等を行うとともに、業務に関し必要な指揮監督を行わなければならない。
 - ア 各学校園の危機管理マニュアルの周知
 - イ 緊急時の職員室及び教職員への連絡方法
 - ウ 児童及び園児との接し方
 - エ 来校園者への接し方
- (2) 受注者は、その責務として常に業務従事者の安全と健康の確保に努めること。
- (3) 業務従事者は、容儀を正し何人に対しても謙虚な態度で接すること。
- (4) 業務従事者は、業務を行う場合は、学校園の運営を妨げないこと。
- (5) 受注者は、業務従事者の住所・名前等必要な事項は、あらかじめ発注者並びに当該校園長に届け出なければならない。
- (6) 業務従事者は、業務の履行に際し知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (7) 業務従事者は、業務終了後、あらかじめ指定された様式に基づく報告書を作成し、当該校園長に提出すること。
- (8) 業務従事者は、学校園内及び周辺道路等での喫煙は厳に慎むこと。また、受注者は業務従事者に対し、喫煙禁止について指導・教育等必要な措置を講じること。

2 警備体制等

- (1) 業務対象学校園は、別紙一覧表のとおり。
- (2) 業務にあたり、受注者は、各小学校（併設幼稚園等を含む）及び単独幼稚園にそれぞれ1名の業務従事者（警備員）を配置するものとする。
- (3) (2)の業務従事者は、仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、身分証明書を必携の上、制服・制帽、名札、腕章を着用し、緊急連絡用として携帯電話等と警笛を常時携帯させるものとする。また、私物等の持込については、当該勤務日に必要な物のみとする。
- (4) 業務従事者配置期間
令和4年4月8日から令和5年3月24日まで。
(単独幼稚園は、令和4年4月11日から令和5年3月22日まで。)
- (5) 業務日及び業務時間
 - ア 小学校（併設幼稚園等を含む）
 - (ア) 業務日
月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日、7月21日から8月24日までの日、12月26日から翌年の1月7日までの日は除く。

(イ) 業務時間

午前8時30分から午後5時まで（午前11時から午後1時30分までの間で休憩1時間）

イ 単独幼稚園

(ア) 業務日

月曜日から金曜日及び夏季休業中のプール授業日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、夏季（プール授業日以外の日）・冬季休業日を除く日とする。

(イ) 業務時間

次の表のとおり、業務日の保育時間に応じた時間とする。

保 育 時 間	業 務 時 間
午前8時45分から 午後0時15分まで	3時間30分
午前8時45分から 午後2時15分まで	4時間30分 (午前11時から午後1時30分までの間で休憩1時間)

(ウ) ア・イにかかわらず学校園行事等の都合により、業務日及び業務時間を変更する場合がある。

3 業務内容

(1) 目的

学校園の安全管理確保と円滑な運営を目的とし、外部からの不審者に対する警備、児童及び園児の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とし、受注者は業務従事者を指揮監督して業務を行うものとする。

(2) 校園長が指示する校門（正門）周辺の立哨及び校門（正門）の開閉。

(3) 校門（正門）周辺の安全監視、来校園者の受付。

(4) 受付・用件の確認において、不審者と判断した場合は緊急対応マニュアル等に基づき、速やかに学校園関係者に連絡する等、適切に処理する。また、校門（正門）外周辺にあっても、明らかに不審者と見られる場合は同様とする。

(5) 業務時間中に担当学校園内を離れてはならない。但し、止むを得ず学校園を離れる場合は事前に校園長に報告すること。

(6) 受注者は、業務従事者の指導教育について、次の点に重点を置くこと。

ア 火災や不法侵入等、緊急事態発生時に適切な処置ができること。

イ 児童及び園児に対して、教育的配慮をもって接すること。

ウ 学校園施設の利用者等に対しては、親切丁寧に応対すること。

4 その他

(1) 受注者は、あらかじめ平常時及び緊急時の連絡体制を定め、連絡業務を円滑に行うものとする。

(2) 業務従事者による校園内への車両（二輪を除く）の乗入れは禁止するものとする。

吹田市立小学校及び幼稚園（Cブロック）の安全対策に係る警備業務
実施対象学校園一覧表

	学校園名	所在地	電話番号
小学校 (併設幼稚園等含む)	吹田第二小学校	吹田市泉町3丁目15番18号	6386-0841
	吹田南小学校	吹田市南吹田5丁目12番1号	6386-0821
	千里第二小学校 認定こども園千里第二幼稚園含む	吹田市千里山松が丘25番1号	6387-5781
	千里第三小学校	吹田市千里山西2丁目13番1号	6386-0831
	豊津第一小学校 認定こども園豊津第一幼稚園含む	吹田市江坂町1丁目15番42号	6386-0891
	豊津第二小学校	吹田市江坂町2丁目5番1号	6386-0861
	江坂大池小学校 江坂大池こども園含む	吹田市江坂町3丁目13番1号	6380-1497
	山手小学校	吹田市山手町2丁目15番43号	6387-5791
	片山小学校 片山幼稚園含む	吹田市朝日が丘町16番1号	6387-8531
単独幼稚園	認定こども園吹田南幼稚園	吹田市南金田1丁目4番16号	6386-2677

安全対策警備業務 実績報告書 (年 月)

学校名

日	曜日	警備員氏名	印	記 事	校長印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

業 者 名 株式会社オリエント・サービス

安全対策警備業務 実績報告書 (年 月)

学校名

日	曜日	警備員氏名	印	記 事	校長印
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

業 者 名 株式会社オリエント・サービス

業務委託契約書

22000141

1 委託業務名	吹田市立小学校及び幼稚園（Dブロック）の安全対策に係る警備業務														
2 場所	吹田市立小学校及び幼稚園（Dブロック）														
3 履行期間	令和 4年 4月 8日 から 令和 5年 3月24日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
							¥	1	8	7	6	5	1	0	3
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額							¥	1	7	0	5	9	1	8	
	内訳 小学校 17,635,117円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,603,192円) 幼稚園 1,129,986円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 102,726円)														
5 契約の保証	第3条第1項第5号（契約保証金等の額は、契約金額の100分の5に相当する額以上とする。）														
6 適用除外条項	第7条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 豊中市服部豊町1丁目2番6号
株式会社オリエント・サービス
代表取締役 酒井 満



(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了報告書類とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了報告書類を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

3 1か月当たり支払額は、別表のとおりとする。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則

に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

実施月別（Dブロック）安全対策に係る警備業務委託料支払額明細

(消費税及び地方消費税の額を含む)

実施月	業務委託料支払額	内訳	
		小学校	幼稚園
4	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
5	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
6	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
7	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
8	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
9	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
10	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
11	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
12	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
1	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
2	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
3	1,563,864 円	1,469,638 円	94,226 円

吹田市立小学校及び幼稚園(Dブロック)の 安全対策に係る警備業務仕様書

吹田市立小学校及び幼稚園(Dブロック)の安全対策に係る警備業務に関する実施要項について、次のとおり定める。

1 基本的事項

- (1) 受注者は、業務従事者に対し各学校園に配置するまでの間に、下記の内容について適切な研修等を行うとともに、業務に関し必要な指揮監督を行わなければならない。
 - ア 各学校園の危機管理マニュアルの周知
 - イ 緊急時の職員室及び教職員への連絡方法
 - ウ 児童及び園児との接し方
 - エ 来校園者への接し方
- (2) 受注者は、その責務として常に業務従事者の安全と健康の確保に努めること。
- (3) 業務従事者は、容儀を正し何人に対しても謙虚な態度で接すること。
- (4) 業務従事者は、業務を行う場合は、学校園の運営を妨げないこと。
- (5) 受注者は、業務従事者の住所・名前等必要な事項は、あらかじめ発注者並びに当該校園長に届け出なければならない。
- (6) 業務従事者は、業務の履行に際し知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (7) 業務従事者は、業務終了後、あらかじめ指定された様式に基づく報告書を作成し、当該校園長に提出すること。
- (8) 業務従事者は、学校園内及び周辺道路等での喫煙は厳に慎むこと。また、受注者は業務従事者に対し、喫煙禁止について指導・教育等必要な措置を講じること。

2 警備体制等

- (1) 業務対象学校園は、別紙一覧表のとおり。
- (2) 業務にあたり、受注者は、各小学校(併設幼稚園等を含む)及び単独幼稚園にそれぞれ1名の業務従事者(警備員)を配置するものとする。
- (3) (2)の業務従事者は、仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、身分証明書を必携の上、制服・制帽、名札、腕章を着用し、緊急連絡用として携帯電話等と警笛を常時携帯させるものとする。また、私物等の持込については、当該勤務日に必要な物のみとする。
- (4) 業務従事者配置期間
令和4年4月8日から令和5年3月24日まで。
(単独幼稚園は、令和4年4月11日から令和5年3月22日まで。)
- (5) 業務日及び業務時間
 - ア 小学校(併設幼稚園等を含む)
 - (ア) 業務日
月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す

る休日、7月21日から8月24日までの日、12月26日から翌年の1月7日までの日は除く。

(イ) 業務時間

午前8時30分から午後5時まで（午前11時から午後1時30分までの間で休憩1時間）

イ 単独幼稚園

(ア) 業務日

月曜日から金曜日及び夏季休業中のプール授業日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、夏季（プール授業日以外の日）・冬季休業日を除く日とする。

(イ) 業務時間

次の表のとおり、業務日の保育時間に応じた時間とする。

保 育 時 間	業 務 時 間
午前8時45分から 午後0時15分まで	3時間30分
午前8時45分から 午後2時15分まで	4時間30分 (午前11時から午後1時30分までの間で休憩1時間)

(ウ) ア・イにかかわらず学校園行事等の都合により、業務日及び業務時間を変更する場合がある。

3 業務内容

(1) 目的

学校園の安全管理確保と円滑な運営を目的とし、外部からの不審者に対する警備、児童及び園児の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とし、受注者は業務従事者を指揮監督して業務を行うものとする。

(2) 校園長が指示する校門（正門）周辺の立哨及び校門（正門）の開閉。

(3) 校門（正門）周辺の安全監視、来校園者の受付。

(4) 受付・用件の確認において、不審者と判断した場合は緊急対応マニュアル等に基づき、速やかに学校園関係者に連絡する等、適切に処理する。また、校門（正門）外周辺にあっても、明らかに不審者と見られる場合は同様とする。

(5) 業務時間中に担当学校園内を離れてはならない。但し、止むを得ず学校園を離れる場合は事前に校園長に報告すること。

(6) 受注者は、業務従事者の指導教育について、次の点に重点を置くこと。

ア 火災や不法侵入等、緊急事態発生時に適切な処置ができること。

イ 児童及び園児に対して、教育的配慮をもって接すること。

ウ 学校園施設の利用者等に対しては、親切丁寧に応対すること。

4 その他

(1) 受注者は、あらかじめ平常時及び緊急時の連絡体制を定め、連絡業務を円滑に行うものとする。

(2) 業務従事者による校園内への車両（二輪を除く）の乗入れは禁止するものとする。

吹田市立小学校及び幼稚園（Dブロック）の安全対策に係る警備業務
実施対象学校園一覧表

	学校園名	所在地	電話番号
小学校 (併設幼稚園等含む)	千里新田小学校 千里新田こども園を含む	吹田市春日4丁目10番1号	6386-9214
	佐竹台小学校	吹田市佐竹台4丁目12番1号	6871-0108
	高野台小学校	吹田市高野台2丁目16番1号	6871-0553
	津雲台小学校	吹田市津雲台4丁目7番1号	6871-0109
	古江台小学校	吹田市古江台5丁目6番1号	6872-0308
	藤白台小学校	吹田市藤白台3丁目3番1号	6872-0366
	青山台小学校	吹田市青山台2丁目5番1号	6872-0358
	桃山台小学校	吹田市桃山台1丁目5番1号	6871-0761
	千里たけみ小学校	吹田市竹見台3丁目3番1号	6834-0448
単独幼稚園	認定こども園佐竹台幼稚園	吹田市佐竹台5丁目12番1号	6871-2234

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了報告書類とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了報告書類を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

3 1か月当たり支払額は、別表のとおりとする。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則

に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

実施月別（Cブロック）安全対策に係る警備業務委託料支払額明細

(消費税及び地方消費税の額を含む)

実施月	業務委託料支払額	内訳	
		小学校	幼稚園
4	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
5	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
6	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
7	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
8	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
9	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
10	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
11	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
12	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
1	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
2	1,550,384 円	1,457,027 円	93,357 円
3	1,550,494 円	1,457,093 円	93,401 円

吹田市立小学校及び幼稚園（Cブロック）の

安全対策に係る警備業務仕様書

吹田市立小学校及び幼稚園（Cブロック）の安全対策に係る警備業務に関する実施要項について、次のとおり定める。

1 基本的事項

- (1) 受注者は、業務従事者に対し各学校園に配置するまでの間に、下記の内容について適切な研修等を行うとともに、業務に関し必要な指揮監督を行わなければならない。
 - ア 各学校園の危機管理マニュアルの周知
 - イ 緊急時の職員室及び教職員への連絡方法
 - ウ 児童及び園児との接し方
 - エ 来校園者への接し方
- (2) 受注者は、その責務として常に業務従事者の安全と健康の確保に努めること。
- (3) 業務従事者は、容儀を正し何人に対しても謙虚な態度で接すること。
- (4) 業務従事者は、業務を行う場合は、学校園の運営を妨げないこと。
- (5) 受注者は、業務従事者の住所・名前等必要な事項は、あらかじめ発注者並びに当該校園長に届け出なければならない。
- (6) 業務従事者は、業務の履行に際し知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (7) 業務従事者は、業務終了後、あらかじめ指定された様式に基づく報告書を作成し、当該校園長に提出すること。
- (8) 業務従事者は、学校園内及び周辺道路等での喫煙は厳に慎むこと。また、受注者は業務従事者に対し、喫煙禁止について指導・教育等必要な措置を講ずること。

2 警備体制等

- (1) 業務対象学校園は、別紙一覧表のとおり。
- (2) 業務にあたり、受注者は、各小学校（併設幼稚園等を含む）及び単独幼稚園にそれぞれ1名の業務従事者（警備員）を配置するものとする。
- (3) (2)の業務従事者は、仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、身分証明書を必携の上、制服・制帽、名札、腕章を着用し、緊急連絡用として携帯電話等と警笛を常時携帯させるものとする。また、私物等の持込については、当該勤務日に必要な物のみとする。
- (4) 業務従事者配置期間
令和4年4月8日から令和5年3月24日まで。
(単独幼稚園は、令和4年4月11日から令和5年3月22日まで。)
- (5) 業務日及び業務時間
 - ア 小学校（併設幼稚園等を含む）
 - (ア) 業務日
月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日、7月21日から8月24日までの日、12月26日から翌年の1月7日までの日は除く。

(イ) 業務時間

午前8時30分から午後5時まで（午前11時から午後1時30分までの間で休憩1時間）

イ 単独幼稚園

(ア) 業務日

月曜日から金曜日及び夏季休業中のプール授業日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、夏季（プール授業日以外の日）・冬季休業日を除く日とする。

(イ) 業務時間

次の表のとおり、業務日の保育時間に応じた時間とする。

保 育 時 間	業 務 時 間
午前8時45分から 午後0時15分まで	3時間30分
午前8時45分から 午後2時15分まで	4時間30分 (午前11時から午後1時30分までの間で休憩1時間)

(ウ) ア・イにかかわらず学校園行事等の都合により、業務日及び業務時間を変更する場合がある。

3 業務内容

(1) 目的

学校園の安全管理確保と円滑な運営を目的とし、外部からの不審者に対する警備、児童及び園児の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とし、受注者は業務従事者を指揮監督して業務を行うものとする。

(2) 校園長が指示する校門（正門）周辺の立哨及び校門（正門）の開閉。

(3) 校門（正門）周辺の安全監視、来校園者の受付。

(4) 受付・用件の確認において、不審者と判断した場合は緊急対応マニュアル等に基づき、速やかに学校園関係者に連絡する等、適切に処理する。また、校門（正門）外周辺にあっても、明らかに不審者と見られる場合は同様とする。

(5) 業務時間中に担当学校園内を離れてはならない。但し、止むを得ず学校園を離れる場合は事前に校園長に報告すること。

(6) 受注者は、業務従事者の指導教育について、次の点に重点を置くこと。

ア 火災や不法侵入等、緊急事態発生時に適切な処置ができること。

イ 児童及び園児に対して、教育的配慮をもって接すること。

ウ 学校園施設の利用者等に対しては、親切丁寧に対応すること。

4 その他

(1) 受注者は、あらかじめ平常時及び緊急時の連絡体制を定め、連絡業務を円滑に行うものとする。

(2) 業務従事者による校園内への車両（二輪を除く）の乗入れは禁止するものとする。

吹田市立小学校及び幼稚園（Cブロック）の安全対策に係る警備業務
 実施対象学校園一覧表

	学校園名	所在地	電話番号
小学校 (併設幼稚園等含む)	吹田第二小学校	吹田市泉町3丁目15番18号	6386-0841
	吹田南小学校	吹田市南吹田5丁目12番1号	6386-0821
	千里第二小学校 認定こども園千里第二幼稚園含む	吹田市千里山松が丘25番1号	6387-5781
	千里第三小学校	吹田市千里山西2丁目13番1号	6386-0831
	豊津第一小学校 認定こども園豊津第一幼稚園含む	吹田市江坂町1丁目15番42号	6386-0891
	豊津第二小学校	吹田市江坂町2丁目5番1号	6386-0861
	江坂大池小学校 江坂大池こども園含む	吹田市江坂町3丁目13番1号	6380-1497
	山手小学校	吹田市山手町2丁目15番43号	6387-5791
	片山小学校 片山幼稚園含む	吹田市朝日が丘町16番1号	6387-8531
単独幼稚園	認定こども園吹田南幼稚園	吹田市南金田1丁目4番16号	6386-2677

安全対策警備業務 実績報告書 (年 月)

学校名

日	曜日	警備員氏名	印	記 事	校長印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

業 者 名 株式会社オリエント・サービス

安全対策警備業務 実績報告書 (年 月)

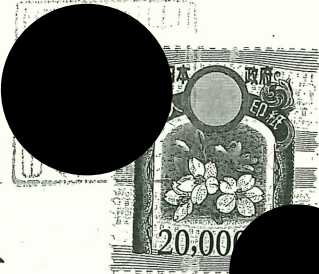
学校名

日	曜日	警備員氏名	印	記 事	校長印
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

業 者 名 株式会社オリент・サービス

業務委託契約書

22000141



1 委託業務名	吹田市立小学校及び幼稚園（Dブロック）の安全対策に係る警備業務																
2 場所	吹田市立小学校及び幼稚園（Dブロック）																
3 履行期間	令和 4年 4月 8日 から 令和 5年 3月24日 まで																
4 業務委託料					千	百	十	億		千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	8	7	6	5	1	0	3	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	7	0	5	9	1	8		
	内訳 小学校 17,635,117円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,603,192円） 幼稚園 1,129,986円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 102,726円）																
5 契約の保証	第3条第1項第5号（契約保証金等の額は、契約金額の100分の5に相当する額以上とする。）																
6 適用除外条項	第7条																

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹田市
 代表者 吹田市長 後藤 圭

受注者 豊中市服部豊町1丁目2番6号
 株式会社オキエント・サービス
 代表取締役 酒井 満

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了報告書類とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了報告書類を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

3 1か月当たり支払額は、別表のとおりとする。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10.0分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則

に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

実施月別（Dブロック）安全対策に係る警備業務委託料支払額明細

（消費税及び地方消費税の額を含む）

実施月	業務委託料支払額	内訳	
		小学校	幼稚園
4	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
5	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
6	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
7	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
8	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
9	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
10	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
11	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
12	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
1	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
2	1,563,749 円	1,469,589 円	94,160 円
3	1,563,864 円	1,469,638 円	94,226 円

吹田市立小学校及び幼稚園(Dブロック)の

安全対策に係る警備業務仕様書

吹田市立小学校及び幼稚園(Dブロック)の安全対策に係る警備業務に関する実施要項について、次のとおり定める。

1 基本的事項

(1) 受注者は、業務従事者に対し各学校園に配置するまでの間に、下記の内容について適切な研修等を行うとともに、業務に関し必要な指揮監督を行わなければならない。

- ア 各学校園の危機管理マニュアルの周知
- イ 緊急時の職員室及び教職員への連絡方法
- ウ 児童及び園児との接し方
- エ 来校園者への接し方

(2) 受注者は、その責務として常に業務従事者の安全と健康の確保に努めること。

(3) 業務従事者は、容儀を正し何人に対しても謙虚な態度で接すること。

(4) 業務従事者は、業務を行う場合は、学校園の運営を妨げないこと。

(5) 受注者は、業務従事者の住所・名前等必要な事項は、あらかじめ発注者並びに当該校園長に届け出なければならない。

(6) 業務従事者は、業務の履行に際し知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(7) 業務従事者は、業務終了後、あらかじめ指定された様式に基づく報告書を作成し、当該校園長に提出すること。

(8) 業務従事者は、学校園内及び周辺道路等での喫煙は厳に慎むこと。また、受注者は業務従事者に対し、喫煙禁止について指導・教育等必要な措置を講じること。

2 警備体制等

(1) 業務対象学校園は、別紙一覧表のとおり。

(2) 業務にあたり、受注者は、各小学校(併設幼稚園等を含む)及び単独幼稚園にそれぞれ1名の業務従事者(警備員)を配置するものとする。

(3) (2)の業務従事者は、仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、身分証明書を必携の上、制服・制帽、名札、腕章を着用し、緊急連絡用として携帯電話等と警笛を常時携帯させるものとする。また、私物等の持込については、当該勤務日に必要な物のみとする。

(4) 業務従事者配置期間

令和4年4月8日から令和5年3月24日まで。

(単独幼稚園は、令和4年4月11日から令和5年3月22日まで。)

(5) 業務日及び業務時間

ア 小学校(併設幼稚園等を含む)

(ア) 業務日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す

る休日、7月21日から8月24日までの日、12月26日から翌年の1月7日までの日は除く。

(イ) 業務時間

午前8時30分から午後5時まで（午前11時から午後1時30分までの間で休憩1時間）

イ 単独幼稚園

(ア) 業務日

月曜日から金曜日及び夏季休業中のプール授業日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、夏季（プール授業日以外の日）・冬季休業日を除く日とする。

(イ) 業務時間

次の表のとおり、業務日の保育時間に応じた時間とする。

保 育 時 間	業 務 時 間
午前8時45分から 午後0時15分まで	3時間30分
午前8時45分から 午後2時15分まで	4時間30分 (午前11時から午後1時30分までの間で休憩1時間)

(ウ) ア・イにかかわらず学校園行事等の都合により、業務日及び業務時間を変更する場合がある。

3 業務内容

(1) 目的

学校園の安全管理確保と円滑な運営を目的とし、外部からの不審者に対する警備、児童及び園児の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とし、受注者は業務従事者を指揮監督して業務を行うものとする。

(2) 校園長が指示する校門（正門）周辺の立哨及び校門（正門）の開閉。

(3) 校門（正門）周辺の安全監視、来校園者の受付。

(4) 受付・用件の確認において、不審者と判断した場合は緊急対応マニュアル等に基づき、速やかに学校園関係者に連絡する等、適切に処理する。また、校門（正門）外周辺にあっても、明らかに不審者と見られる場合は同様とする。

(5) 業務時間中に担当学校園内を離れてはならない。但し、止むを得ず学校園を離れる場合は事前に校園長に報告すること。

(6) 受注者は、業務従事者の指導教育について、次の点に重点を置くこと。

ア 火災や不法侵入等、緊急事態発生時に適切な処置ができること。

イ 児童及び園児に対して、教育的配慮をもって接すること。

ウ 学校園施設の利用者等に対しては、親切丁寧に應對すること。

4 その他

(1) 受注者は、あらかじめ平常時及び緊急時の連絡体制を定め、連絡業務を円滑に行うものとする。

(2) 業務従事者による校園内への車両（二輪を除く）の乗入れは禁止するものとする。

吹田市立小学校及び幼稚園（Dブロック）の安全対策に係る警備業務
実施対象学校園一覧表

	学校園名	所在地	電話番号
小学校 (併設幼稚園等含む)	千里新田小学校 千里新田こども園を含む	吹田市春日4丁目10番1号	6386-9214
	佐竹台小学校	吹田市佐竹台4丁目12番1号	6871-0108
	高野台小学校	吹田市高野台2丁目16番1号	6871-0553
	津雲台小学校	吹田市津雲台4丁目7番1号	6871-0109
	古江台小学校	吹田市古江台5丁目6番1号	6872-0308
	藤白台小学校	吹田市藤白台3丁目3番1号	6872-0366
	青山台小学校	吹田市青山台2丁目5番1号	6872-0358
	桃山台小学校	吹田市桃山台1丁目5番1号	6871-0761
	千里たけみ小学校	吹田市竹見台3丁目3番1号	6834-0448
単独幼稚園	認定こども園佐竹台幼稚園	吹田市佐竹台5丁目12番1号	6871-2234

安全対策警備業務 実績報告書 (年 月)

学校名

日	曜日	警備員氏名	印	記 事	校長印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

業 者 名 株式会社オリエント・サービス

安全対策警備業務 実績報告書 (年 月)

学校名

日	曜日	警備員氏名	印	記 事	校長印
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

業 者 名 株式会社オリент・サービス